日本農学図書館協議会誌 198号（2020年6月）

目　次

大和高田市立図書館の「奈良さくらコットン」サポート事業
　　秋丸　素子 ･･･ 1

図書館における外部保管の活用について
　　足立　嗣季 ･･･ 7

『日本十進分類法』（新訂10版）のすすめ（第6回）
一般補助表(2)：地理区分について
　　村上　篤太郎 ･･･ 15

【海外図書館の最新動向 第20回】
アメリカの公共図書館運営と民間企業とのコラボレーション
　　広瀬　容子 ･･･ 43

【自慢のお宝】
特別展「両極の馬具－日本人の馬あしらい」キュレーティング・ノートより
　　木村　李花子 ･･･ 52

【図書館紹介】
ヤマザキ動物看護大学図書館 ･･･ 58

＜図書館員のためのお役立ち情報＞ ･･･････････････････････････････････ 62

事務局報告 ･･･ 68
・主な取り組み

Bulletin of the Japan Association of Agricultural Librarians and Information Specialists

No.198 June,2020 ISSN 1342-1905

CONTENTS

"Nara Sakura Cotton" support project of Yamatotakada Library
Motoko AKIMARU ····· 1

Utilization of Storage Outsourcing by Libraries
Hideki ADACHI ····· 7

A Series on Recommendation of "Nippon Decimal Classification" (Newly rev. 10th ed.) (6th part)
Regarding the Auxiliary tables(2) : Geographic division
Tokutaro MURAKAMI ····· 15

【A Series on the Current Trend of Overseas Libraries: The20th part of the series】
Public library management in the US and its public-private collaborations
Yoko HIROSE ····· 43

＜Valuable materials of the library＞
A note on curating for the exhibition of Opposite Branches of Horse Equipment
- Japan's Employment of Horses
Rikako KIMURA ····· 52

＜Introduction of the University Library＞
Yamazaki University of Animal Health Technology Library ····· 58

＜Useful Information for librarians＞ ····· 62

Note from JAALD ····· 68

大和高田市立図書館の「奈良さくらコットン」サポート事業

"Nara Sakura Cotton" support project of Yamatotakada Library

秋丸　素子*

1. はじめに

奈良県大和高田市は、人口 65, 327 人の中核都市である。面積は奈良県内 39 市町村の内の 30 位で、占める割合は 0. 4%と市としては最小。綿産業が盛んで、紡績の町として発展、商業の町として知られている。

大和高田市立図書館は、市政 40 周年記念事業として、1987～1988 年に鉄筋コンクリート造 2 階建で建設され 1989 年 4 月に開館した(写真 1)。

近鉄大阪線大和高田市駅並びにJR大和高田駅より徒歩 10 分以内の距離に立地しており、周辺には大和高田市役所をはじめ、奈良地方法務局葛城支部、葛城地区休日診療所、保健センター、葛城税務署等があるという利便性の高い場所にある。

2009 年 4 月より窓口業務委託として株式会社図書館流通センターが受託。2015 年 4 月からは、同社が指定管理者として運営している。

写真 1　大和高田市立図書館（図書館撮影）

そのスタートにあたり、「地域に愛される図書館を目指す」「地域活性化の核となる場所にする」を課題とし、地域の方々との交流を活発に展開してきた。

結果、地域ボランティアグループや地元企業等との連携協力を結ぶことができ、各種イベントや展示を実施している。なかでも「図書館おもしろ科学教室」は地元の製薬会社にスポンサーとなっていただき、現在ではバスを使った社会見学も実現するまでとなっている。

他にも雑誌スポンサー制度（雑誌の購入代金を負担していただき、雑誌カバーや雑誌書架の一部を民間事業者等の広告媒体として提供する制度）を導入し、現在では市内の方々に合計 44 誌のスポンサーとなっていただいている。また、2018 年 7 月から始まった電子図書館に於いても、多額な寄付金をもとに豊富なコンテンツを揃えることができ、貸出回数や閲覧回数増に結び付いている。

そして地域の各種団体と一緒に、地場産業の復活を目指し「奈良さくらコットン」の普及推進に協力している。

2. 地域ブランド「奈良さくらコットン」

「奈良さくらコットン」は除草剤や化学肥料を一切使わずに育てた、純度 100%の綿で作る製品である。肌触りがとても良いとの評判だ。100%国産綿の安心素材ということで赤ちゃんの肌着にも適しており、全国の有名百貨店においても販売されている。

*大和高田市立図書館館長　〒635-0096　奈良県大高田市西町 1-45
*Motoko AKIMARU, The director of Yamatotakada Public Library , Motoko Akimaru 1-45 Nishimachi Yamatotakada -shi Nara 635-0096 Japan

大和高田市には以前ユニチカの大きな工場があり、昔から紡績と関係が深くその発展とともに町の賑わいを増してきた。現在は工場が閉鎖され、年々まちも寂しくなってきているが、「奈良さくらコットン」を全国ブランド展開し、地域活性化を図ろうとしている。図書館との連携団体の一つであるボランティアグループ「元気な大和高田創造協議会」、大和高田市のこの活動に、図書館も仲間入りさせていただいた。

1) 図書館イベント

「奈良さくらコットン」の普及や活性化のために、大和高田市立図書館と「元気な大和高田創造協議会」、大和高田商工会議所共催で、毎年「育てよう！奈良さくらコットン」イベントを開催している(写真 2)。

写真 2　「奈良さくらコットン」の普及や活性化のための「育てよう！奈良さくらコットン」イベントに参加した参加者集合写真（図書館撮影）

写真 3　地場産業「奈良さくらコットン」のシンボルとなっている畑「わったーらんど」で栽培されている綿畑の様子（図書館撮影）

場所は、大和高田市役所隣にある「わったーらんど」である(写真 3)。ここは、地場産業「奈良さくらコットン」のシンボルとなっている畑で、毎年たくさんの綿の花が植えられている。

1 年を通じての 3 回シリーズで、内容は、①「種を植えよう」②「花の観察と雑草取り」③「綿の花摘み」で、たくさんの親子が参加してくれている。

4 月末、少し汗ばむくらいの陽気の中、よく耕された土に、指の第 2 関節まで入れて穴をあけ、そこに種を 3 粒ずつおき、上からやさしく土をかぶせる。1

写真 4　「育てよう！奈良さくらコットン」イベントの種植え写真(図書館撮影)

メートルほど離して、また種をおいていく。参加者はやり始めるとみんな夢中になり、種の植えつけを楽しそうに続けていた(写真 4)。あとは、化学肥料や農薬、除草剤を一切使わず、自然なまま育てていく。

7 月、夏休み期間中「奈良さくらコットン」の花の観察と雑草取り、綿の糸に関するお話と糸つむぎ体験を図書館イベントとして実施。夏の間にはコットンボールの中で種を守るように綿がぐんぐん育っていく。台風一過の晴れ間の見える空のした、4 月末に植えた綿の種の成長観察をした。高さ 50 ㎝ほどに成長し、白とピンクの花が咲いていた。綿の花は、1 日目に白、2 日目にピンクになって落花し、そのあとに綿の実がなり、コットンボールとなる(写真 5)。現地で見たあと、図書館にもどり、畿央大学の先生とゼミの学生さんが子どもたちにも理解しやすいようにと、紙芝居とエプロンシアター(着用したエプロンを舞台に見立て、布で作った小道具などを貼り付けながら物語を展開させる人形劇)で綿の花の成長の説明をしてくれた。そのあとで、実際に綿繰り

写真５　綿の花（図書館撮影）

機を使った種とりや、カーダー（綿の繊維のかたまりをほぐす道具）で綿打ち、糸車で糸つむぎを体験した。長い糸をつむげた子ども達は、とても嬉しそうだった。

9 月、最初に注意事項を聞いて綿摘みをスタート。4 月末に植えた種は、コットンボールがはじけて真っ白な綿になり、畑一面に広がっていた。丁寧に一つ一つ摘み取っていくという体験をする（写真 6）。

写真６　「育てよう！奈良さくらコットン」イベントの綿摘みの様子（図書館撮影）

いかにゴミをつけずにきれいに摘むかがポイントだ。真っ白なコットンボールがスポンと採れる。暑い中、みんな頑張って、全部で 10 キロ以上の収穫ができた。このコットンボールが加工され商品となる。各々の綿の重さを測り、誰が一番多く綿を収穫できたかも計測した。このように栽培から収獲まですべて手作業であるが、この実体験は貴重なものである。綿の収獲期間は長く、初冬まで続く。稲刈りのようにコンバインで一斉にと出来ないのが苦労するところである。

図書館ではリースづくりのイベントも実施。あけびのつるや木の枝で作ったリースに、マツボックリやわったーらんど」で収穫した綿やコットンボールを飾り付けた。自分だけのオリジナルリースの完成だ。子どもだけでなく、大人も夢中になって作った。コットンボールは装飾用にも使うことができるのだ。これらのイベントの際、図書館では、毎回市内８小学校全児童へのチラシ配布を続けるなど、子どもたちへの情報発信を担っている。

また、この様子を郷土副読本として作成、市内小学校に配布した（写真 7）。小学校 3 年生のカリキュラムに「地域を学ぶ」というテーマがあり、活用していただいている。電子図書館にもリンクを貼り付け、タブレット端末を用いた授業でも活かされている。

写真７　図書館発行の郷土副読本（図書館撮影）

2)「奈良さくらコットン」の名前の由来

高田川ぞいにある大中公園を中心とした南北2.5km につづく桜は大変美しく、「ひとめ一千本」といわれるほど奈良県内では有名である（写真 8）。
この桜は、第二次世界大戦が終わったとき、まちを元気にするために、近くに住む人たちや子どもたちが植えたものである。現在ではこの桜並木は、大和

写真８　大中公園の桜風景（図書館撮影）

高田市のシンボルとなっており、これにちなんで大和高田市でうまれる綿製品のブランドとして「奈良さくらコットン」という名前がつけられている。

3)「奈良さくらコットン」の特徴

「奈良さくらコットン」というのは、奈良県大和高田市、葛城市、御所市等で栽培している綿だけで紡いだ糸を使って、大和高田市のメーカーが作る肌に優しいニット製品のことである(写真 9)。綿の繊維を自然なままに活かすため漂白も染色もしない生成りの製品だ。

近年は出来上がったものを買って手にするところからものとの付き合いが始まるが、「奈良さくらコットン」は、綿の栽培から製品まで、地域内で一貫しているので、たくさんの人が関わって製品ができるさまを目の当たりにすることが出来る。ものの背景、作っている人の手間を身近に感じることが出来るのが「奈良さくらコットン」の醍醐味といえよう。

写真 9　赤ちゃん製品（元気な大和高田創造協議会撮影）

3. 近世からの綿の歴史

なぜ、葛城地域で育てた綿で地元のニットメーカーが製品を作り地域ブランドに育てる取り組みを行っているのかというと、この地域の発展の陰に綿というものがあったからなのである。

江戸時代中期、社会、文化が安定、爛熟する元禄、享保期になると、当地を含めて、大和では綿の栽培が一段と盛んになり、「和州一之売物」と言われるまでに成長した。すでに、高田は寺内町が形成され、計画的なまちづくりを進めるとともに、繰綿問屋が軒をつらねて、強固な組織力を誇り、遠く江戸とも大量の取引を行い、「和州綿」の名は、全国に広まっていった。

写真 10　綿摘みの絵馬（出典：『大和高田市史』）

今に残る大和高田市曽大根の西宮神社所蔵の「綿摘みの絵馬」には、当時の綿栽培の様子が克明に描かれている(写真 10)。また、江戸時代にかかれた『西国名所図会』には、高田周辺の綿加工業(綿を糸にしたり、製品にする仕事)のさかんな様子が描かれている(写真 11)。

しかし、明治になってインドから安価な綿が入って来るようになると、綿栽培は徐々に衰退していった。そこで江戸時代末期には繰り綿だけでなく染織加工を施したのである。紡糸、製織部門に活路を見出し、織りの意匠と藍染めに工夫を凝らした「大

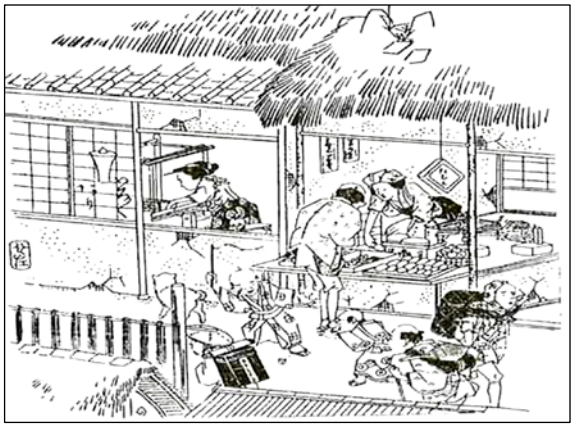

写真 11　『西国名所図会』（出典：『西国名所図会』）

和絣（やまとがすり）」が大量に生産されはじめた（写真 12）。

写真 12　大和絣（元気な大和高田創造協議会撮影）

大和絣は、明治に入り、近代紡績技術との出会いによって、一層の発展に到り、大和高田市の繊維産業の礎が築かれ、以後長く紡績工場が大和高田市の基幹産業として存続することになった。文明開化が始まると、大和高田市は時代の先端に立つ。

幕末から、「大和絣」で新機軸を打ち出そうとしていた人達は、同志を募り、綿糸の自給自足を目指して「大和紡績株式会社」を興した。煉瓦造りの洋風建築と強大な煙突は、近代化の象徴として、大和高田市の誇りであり、2 年後には「高田商工会」が発足する。

第二次世界大戦後は化学繊維の開発の波に乗り、ストッキングや靴下、肌着などの産地として発展し技術力を磨いていった。アジア諸国の安価な製品に押されて厳しい状況下ではあるが、頑固に職人技をみがき独自性を高めてきた事業所が健在している。

この紡績工場は代替わりをしながらも昭和 50 年代初頭まで操業を続けた。関連産業をはぐくみ、それに伴って鉄道や行政機関など様々なインフラも整備され、まちは発展していった（写真 13）。

時代は変わって、近年は狭小の市街地ゆえにモータリゼーションに取り残され、往時の繁栄は失われつつある。先人が築いたこのまちの便利さを今の私たちは享受しているが、まちが形成されてきた歴史や人々の努力を知らない世代も増えてきている。大和高田市の将来に不安を感じる前に、先人たちの努力を知り、自分たちはどう継承発展させたらよいかを改めて考え、2007 年、大和高田商工会議所（高田商工会）により、このまちを発展させてきたシンボルとして「綿栽培」が復活したのである。

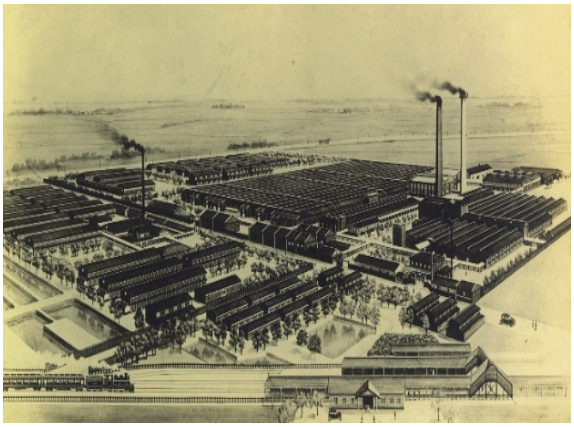

写真 13　ユニチカ工場（出典：『大和高田市史』）

4. 大和盆地は綿の栽培に適した気候だったのか

古くより葛城と呼ばれる奈良県大和高田市、葛城市、御所市周辺は、盆地で雨が少なく、稲作は水のやりくりに苦労があったようである。数多く残る溜池がそれを物語っている。

江戸時代後期、当時の役人から水が少なくても育つ綿栽培を勧められた。当時、綿は金銭価値が高く、綿と水稲を年ごとに交代で栽培する田畑輪換農法が考え出され、大和盆地一帯は綿の産地となった。大和の繰り綿が「和洲一之売物」と称され大和川から大坂へ運送され江戸から東北にまで商われたという歴史は、こういうことからである。

この地域が綿栽培に適した気候だったというよりも、降雨量が少なく水稲栽培に向いていないことを克服する代替案として、綿栽培に取り組んだのである。当時の人々の逆転の発想に敬服するばかりである。

5. 地域への誇り

このように、幾多の障害を乗り越えて来た先人の努力を受け継ぎ、次につなぐ一つの方法として、作る過程で込められた思いを感じて頂けるのが「奈良さくらコットン事業」である。

綿を栽培するのは農家ではなく企業を定年退職した人たちである。綿の栽培過程で農薬は一切使わず、防虫除草から収穫まですべて手作業なの

だ。綿の栽培基準を保つ役割をする人もいる。

紡績は県外で行われているが、自然そのものの綿を活かすため、一貫してどの行程でも漂白や染色は行っていない。製品化するのは地元のニットメーカー複数社である。作り手たちは、手に取った人に優しさを感じて頂ける製品でありたいと願い、各々編立や縫製に工夫を凝らしている。

大和高田市立図書館もこの魅力を伝える役割に加わって、地元の皆さんとともに「育てよう！奈良さくらコットン」事業を継続展開している。

大和高田市には綿加工業から染・織工業に発展させ、繊維工業にとどまらず様々な工業を育て上げた技術力が息づき、産業基盤を支えている。ものづくりの心意気を受け継いでいるのである。

いま大和高田市の地域資源は何かと考えるとき、この産業史そのもの、受け継がれている技術力こそが地域の資源であるといえるのではないだろうか。その象徴として綿の持つ意味は大きいものがあるといえる。

参考文献

1）大和高田市史編纂委員会／編『大和高田市史』大和高田市役所 1958 985p.
2）たかだ歴史文化叢書編集委員会／編『大和高田商物語』大和高田市役所 1966 99p.
3）上嶋丈夫／著『昭和覚え書き－戦前の部－』上嶋丈夫 2003 105p.
4）大和高田市／編『大和高田市制施行 50 周年記念誌』大和高田市 1997 49p.
5）大和高田商工会議所 にぎわい大和高田／編『大和高田のにぎわいをめざし歴史から未来を開く』大和高田商工会議所 2008 15p.

図書館における外部保管の活用について

Utilization of Storage Outsourcing by Libraries

足立　嗣季*

1. はじめに

弊社、寺田倉庫株式会社は今年で創業から 70 年を迎える、東京都品川区・天王洲アイルに本社を構える倉庫会社である。この 70 年間、倉庫業を営む中で、大きく 3 つの強みを培ってきた。その 3 つの強みとは、①保管するモノが持つ価値を守ること、②モノを保管することでより多くの付加価値を生み出すこと、③保管だけにとどまらず、モノの価値を産み育てる文化を創造すること、である。これらの強みを生かし、2017 年から提供を開始したのが、図書の外部保管サービスである。本稿では、図書館の抱える課題解決に向けたサービスを提供するに至った背景と、図書の外部保管サービスの詳細を紹介したい。

2. 保管事業の歴史と、提供してきた 3 つの価値

2.1　創業期　～モノが持つ価値を守る～

まだ食糧難が続く戦後復興期の 1950 年、政府備蓄米の保管から弊社の倉庫業は始まった。倉庫会社にとって、入庫したとき（預かったとき）の状態のまま保管することが責務であるが、米は乾燥によって、時間の経過とともにその重量が減っていく保管品である。乾燥により重量が減ること自体は、自然な現象ではあったが、当時、入庫時より減った重量分を倉庫会社が荷主に対して弁償する必要があった。ただし、保管状態、温湿度状況など、適切な管理下にあったことを証明することができれば、免責を受け、弁償を免れることもできた。当時、そのような免責を受けていた会社は、都内の事業者でも数社だけであったが、弊社は、そのうちの 1 社であり、創業期から、保管品質に対し、強いこだわりを持っていた。

その後、高度成長期には、冷蔵庫、洗濯機、白黒テレビの『三種の神器』に代表される電気製品へ、と時代に合わせ保管品も変化していった。米と電気機器、一見つながりのない保管品であるが、ともに、水に影響されやすいモノである。高温多湿の日本では、四季の変化に影響されることなく、温湿度の変動幅を抑え、保管品の特性に応じて、最適な温湿度環境に対応して保管することが重要である。弊社は、米から電気製品へと保管品が移り変わる中で、保管品質、とりわけ、温湿度管理のノウハウをより多く蓄積してきた自負がある。この温湿度管理のノウハウは、後のトランクルーム事業にもつながり、現在では、映像フィルムやワイン、美術品等の保管へと深化している。商材に合わせて最適な保管環境を用意し、決して、モノの価値

写真 1　創業当時の天王洲アイル・弊社第一号倉庫

*寺田倉庫　〒140-0002 東京都品川区東品川 2-6-10
Hideki ADACHI, Document Solutions, Warehouse TERRADA, 2-6-10 Higashi-Shinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo, JAPAN

を損なうことのないよう努める。保管品質の追求への姿勢は、この時代に培われた。

2.2　発展期　～モノを保管することでより多くの付加価値を生み出す～

弊社の歴史の中でもう一つの転機がトランクルーム事業の開始である。高度成長期を経て、モノがあふれる社会に暮らすようになり、一般消費者からも、モノを預ける需要が高まった。そのような時代背景のもと、昭和 50 年代初頭、本格的にトランクルーム事業を開始した。従来、倉庫は、企業が物流拠点として保有もしくは利用することが一般的であったが、トランクルーム事業では、一般消費者にも利用しやすいように、料金体系、運用体系を見直す一方、サービスレベルについては、これまで同様、保管品にとって最適な保管環境を提供し続けることにこだわった。その後、関東運輸局より認定トランクルーム第 1 号の認定を受けるに至り、同事業の先駆者としての地位を確立した。

弊社のトランクルームは、利便性を高めることを主眼に置いてきた。当初は、毛皮など季節ものや海外赴任中の家財など、一時的な保管を通して、限られた居住スペースを有効活用してもらうことをアピールした。その後、ライフスタイルの変化を受け、日常的に使うものも預けていただけるよう、24 時間出し入れ可能な収納スペース提供型のサービスを開始した。サービス拠点も、商業地域ではなく、住宅地域に展開し、より利便性を高めた。さらに 2012 年には、段ボール 1 箱から預けられる WEB サービス『minikura』を開始した。預けるときは、自宅で箱詰めし、宅配便で倉庫へ送る、取り出すときも、WEB から依頼すると、宅配便で手元に届く。自宅にいながら倉庫が利用できるようサービス設計を行った。箱の中の荷物を 1 点ずつ写真撮影し、WEB 上で確認・管理できる機能があるほか、ネットオークションへの出品機能、衣類など保管中にクリーニングを行うオプションも用意している。

このように、弊社は多様化するモノの利用シーンに合わせ、サービスを深化させてきた。その目的は、保管することで、利用者が日常生活の中でより多くの利便性を享受できるようにすることである。保管のその先を考えた付加価値サービスを磨いてきたのがこの発展期である。

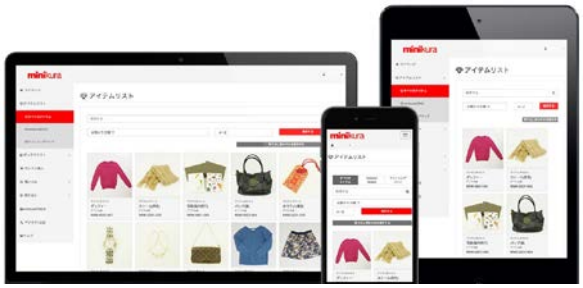

写真 2 minikura

2.3　現在･未来　～モノの価値を産み育てる文化を創造する～

近年では、絵画を中心とした美術品の保管や修復、またその担い手であるアーティストの支援など文化の創造も、弊社の追求する新たな取り組みである。以前から美術品は、温湿度管理のノウハウを生かし、トランクルーム事業において取り扱ってきた。主に個人収集家のものであったが、現在はそれを発展させ、作品だけでなく、アーティストを含む文化そのものを、空間、時間を超えて守り、発展させていくことを目指している。

具体的には美術品を専門に取り扱うグループ会社を設立し、保管から梱包、輸送、修復に至るまで美術品に関するソリューションをワンストップで提供している。また、作品だけでなく、アーティストの制作場所、作品公開の機会やスペースを提供したり、産学連携により次代を担う修復人材の育成も行ったりしている。

このように弊社の目指しているところは、分野は違えど、活字・文字文化の一翼を担う図書館と類似している。本稿の後半で紹介する図書の外部保管サービスとあわせ、文化の担い手となり、文化の創造をどう実現していくのか、それが弊社の未来に向けての事業テーマである。

上記のように、弊社は時代の変遷とともに、

（1）保管するモノが持つ価値を守ること
（2）モノを保管することでより多くの付加価値を生み出すこと
（3）モノの価値を産み育てる文化を創造してすること

この 3 つの強みを培ってきた。

この 3 つが、弊社が提供する図書の外部保管

写真３ 美術品保管サービスの付帯サービス　左から燻蒸庫、ギャラリー、輸送

事業のバックボーンであり、個々のサービスラインナップとして具現化している。ここからは、弊社のサービスラインナップをもとに、図書館の抱える課題とそれに対する解決案をご紹介したいと思う。

3. 図書館の抱える課題

デジタル化、情報化の進展により、社会の様々な領域で大きな変化が生じている。IT 技術を筆頭に技術革新が進むことで、働き方やライフスタイルも大きく変わってきている。また、国際化やバリアフリー化も大きく進み、社会で活動・活躍するヒトも、国籍、年齢、障害の有無を問わず、多様化している。図書館やその取り巻く環境も例外ではなく、社会の中で果たすべき役割に大きな変化が求められつつある。大局的には、貸し出し中心の伝統的な図書館サービスから、課題解決支援（レファレンスサービス）型サービスへの変化の流れや、ラーニングコモンズなど、新しい学びの場、コミュニケーションの場を整備していく流れが大きくなってきている。では、これらの変化に対して、どのように対応していくべきか、具体的な方策が明確に把握できているケースは少ないと考える。弊社では、これまでの図書館からの各種ヒアリングを通して、これらの変化に対応していく鍵のひとつに、蔵書管理のあり方があると考えている。具体的には、ヒアリングの中で下記のような課題を認識している。

- 「増え続ける蔵書の保管場所に困っている」
- 「後世に残すべき貴重書、貴重資料（原本）の最適な保存方法が分からない」
- 「ラーニングコモンズのスペースを増やし、利用者の主体的な学びを支援する場を創りたいが、スペースを創るにあたり蔵書保管に困っている」
- 「限られた予算内で、蔵書を少量ずつ、ダンボール数箱からでも預けたいとは思っているが、相談先が分からない」
- 「蔵書の外部保管を考えてはいるが、外部保管することで、どれだけのメリットがあるのか、利用者の不満が高まったりするデメリットはないのか、イメージが湧かない」

蔵書管理は、図書館の根幹業務であり、この業務が課題解決により効率化できれば、大局的な変化に対応するためのリソース確保にも繋がると考えている。今求められる図書館の変革への第一歩として、蔵書管理のあり方の見直し、つまり『外部保管』を検討してはどうだろうか。

4. 図書の外部保管サービスの概要と詳細

前章で述べたような課題の解決に対して、倉庫会社である弊社では、保管を軸としたサービス提案を行っている。一見、保管だけで解決できる課題は限られているように感じられるかもしれない。しかし、冒頭の保管事業の歴史で触れたように、弊社は、ただモノを保管するだけではなく、保管することで付加価値を生むことを追求してきた。その付加価値の追求を、図書館の抱える具体的な課題解決のために体系化したものが、図書の外部保管サービスである。以下に、サービス全体の概要とサービスラインナップごとの詳細をご紹介する。

4.1　図書外部保管サービスの概要

保管には、倉庫での保管の前後につながる過程が存在し、弊社では、その過程ごとに図書館の課題に合わせたサービス提案・提供を行っている。以下、外部保管の検討～運用までの一連の流れを概観してみたい。

写真４　外部保管中の蔵書の取寄せスキーム

①検討（保管対象の範囲、保管方法、保管後の運用方法などの検討）、計画策定
②図書館からの蔵書の運び出し
③倉庫での保管
④出納業務に伴う倉庫からの図書の取り出し、戻し入れ
⑤保管中の管理・メンテナンス

①外部保管にあたり、まずは、その目的を明確にすることが重要である。建替・修繕に伴う一時的な外部保管か、図書館業務全体を見直すような恒常的な外部保管とするか、目的によって、実現までのコストや、保管後の運用形態が大きく異なってくる。また、計画段階で、コスト面、運用面、システム面など検討しておくべき課題も多い。このような検討段階から、弊社では、試算書の作成や外部保管後の運用イメージ提案などを実施している。過去の弊社の提案事例や、取り組み実績を基に、各図書館の課題、目的に合わせて、最適な提案を行うことができる。コスト面に課題があるのであれば、少量の保管から開始する提案や、次項で詳述する各サービス項目について、サービス内容を取捨選択することで、コストを抑えた提案も実施可能である。予算、運用面での制約条件の下で、どのように目的実現を目指すのか、初期段階から弊社は携わることが可能である。

②外部保管の実施が決定すれば、対象の蔵書の引取作業が開始となる。蔵書を外部へ移管することについて、経験がある図書館は少ないと思う。弊社では、これまでの運用実績・ノウハウをベースに、各図書館の運用状況にあわせて、蔵書の箱詰めなどの梱包作業から搬出作業まで実施することができる。

③倉庫での保管、④出納業務、⑤管理・メンテナンスの詳細については、次項に譲るが、日常的な図書館業務と密接に関わる過程である。外部保管中の蔵書は、弊社の WEB 出納システムである『eTRUNK』よりピンポイントで検索が出来、必要に応じ取り出し、戻し入れの依頼が可能である。取り出し依頼を受けた蔵書は、弊社より発送し、地域によるが、最短翌営業日のお届けが可能である。また、戻し入れ後、蔵書の収納作業は倉庫側で実施することになり、配架作業を図書館で実施する必要はなくなる。また、蔵書の点検などメンテナンス業務も倉庫側で実施可能である。

上記が外部保管サービスの概要である。次項では、当サービスの特徴的な側面をより詳細に説明することとする。

4.2　図書外部保管サービスの詳細

4.2.1　蔵書の保管

保管には大きく 3 つの側面がある。

・どこの倉庫に保管するのか。（倉庫の立地）
・どのような設備で保管するのか。
　（倉庫の設備・インフラ）
・どのように保管するのか。（保管方法）

これら 3 つの側面に分けて、外部保管サービスの中心である保管についてご説明したい。

《倉庫の立地》

弊社では、首都圏近郊や関西に倉庫を構えている。外部保管の利用目的には、短期的な利用（例：図書館の建替、改修に伴う一時的な外部保管）から、中・長期的な利用（例：図書の出

納業務も委託し、図書館の業務体制の見直しを含む外部保管）まで様々な目的が考えられる。弊社では、複数ある拠点の中から利用目的に合った保管場所を提案している。

図書館の建替など一時的な蔵書の保管先として外部保管を検討する場合、コスト面を重視する形となるだろう。初期、最終の輸送コストとの兼ね合いになるが、郊外にある拠点で保管することでコストを抑えることが可能である。一方、ラーニングコモンズ化など図書館の設備面の充実や、働き方改革としての司書業務の効率化を目的に、恒常的な外部保管を検討する場合、コスト面はもとより、運用面への影響を考慮することも重要である。たとえば、取り寄せたい図書が届くまでのリードタイムや、対応できる冊数が重要である。短いリードタイムでの対応や大量の配送が必要となる場合、対応エリアは限られるが、都市部にある拠点で保管し、弊社の自社便で対応することを提案している。たとえ、対応エリア外であっても、宅配便での対応も可能であり、翌日に配送できるエリアも広く存在している。

このように、複数の保管拠点を利用できることで、コスト面と運用面の最適な組み合わせが実現できるサービス提案が可能になっている。

《倉庫の設備・インフラ》

図書の保管は基本的に、機密文書同様、文書類専用の倉庫で行っている。一般的な物流倉庫と異なり、ホコリの発生は少なく、紙類だけの保管庫であるため、におい移りが発生するような保管品もない。次に、保管什器（棚）であるが、文書類専用の棚に収納している。この点も、パレット（作業効率化のため使用される荷役機器）を使用する一般的な物流倉庫と異なる点である。パレットでの保管の場合、パレット上に箱を何段も積み重ねることになり、最下段の箱には、大きな荷重がかかる。輸送時など、ごく短期的な利用であれば問題ないが、保管となると、たとえ短期的な場合であっても、損傷のリスクは大きくなるだろう。弊社では、棚に最大２段重ねまでで保管しており、荷重による損傷リスクを低減している。また、地震対策として、全拠点で保管品の落下防止策として棚にベルトを設置し、一部拠点については、免震機能付きの棚を採用している。また、保管階層を２階以上とすることで、地上から８ｍ以上を確保し、万一、水害が生じても、図書類に影響が及ばないよう、対策を講じている。そのほか、貴重書など経年劣化への対応として、温湿度管理が必要な場合、最適な空調環境下での保管も可能である。

上記のような設備・インフラを整備し保管しているが、そのイメージは倉庫と聞いて、一般に想像されるものとは大きく異なっていることだろう。どちらかというと閉架書庫を想像いただけるとよいと思う。閉架書庫の延長線上に、外部倉庫を位置付けることで『外部保管』に対する心理的な障壁を下げることができることと思う。

保管方法として、①図書を収納した「箱単位」で保管するパターン、②図書を「1 冊単位」で

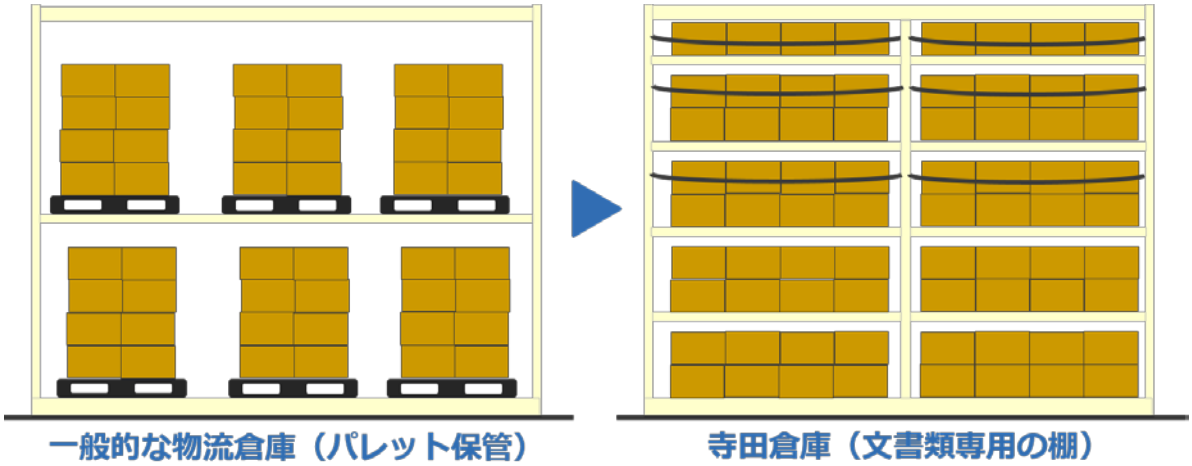

写真５ パレット保管と専用棚の比較

保管するパターン、の大きく２つの保管方法を提供している。この２パターンは、それぞれ一長一短があり、利用目的に合わせて選択することが重要である。箱単位での保管の場合、倉庫側にとっては、保管管理が比較的容易であるため、低コストでの提供が可能であるが、一方で図書館側にとっては、箱の内容物をリスト化し自身で管理しなければならない。また、箱単位のため、図書の利用時は、倉庫から箱ごと取り寄せることになる。つまり、ある特定の１冊を取り寄せたい場合でも、該当の図書を含む複数冊が収納された箱を取り寄せ、自らの手で、箱の中から該当の図書を抜き出す必要が生じることになる。箱単位での保管は、単純に保管のみを行う場合は料金が安くなるが、頻繁に取り出しが発生する場合、かえって運用コストを増加させるおそれがある。1 冊単位での保管の場合、倉庫側にとっては、保管管理が複雑になるため、箱単位と比較し高コストとなるが、図書館側にとっては、箱の中身の管理が不要になり、1 冊単位で必要な図書のみ取り寄せできるため、取り寄せ後の手間を大きく省くことが可能である。1 冊単位での保管方法は、高コストとなるが、日々のランニングコストを低減させることができる。

上記の保管パターンは、機密文書類の保管サービスをベースとしたものである。機密文書といっても、文書ごとにその特性は大きく異なる。利用頻度の多寡、法定保存義務の有無、利用単位の大小（利用単位が、経理帳票など、数箱に及ぶ書類群もあれば、特定の契約書１枚のこともある。）により、最適な保管方法・単位も異なり、特性に応じた保管方法の提案が必要である。弊社では、これら機密文書保管での実績・ノウハウを図書保管にも応用することで、よりレベルの高い保管提案を可能としている。

4.2.2　出納業務の受託

保管形態が図書１冊単位であれば、利用者からの貸し出し依頼に合わせて、１冊ずつの取り出し、配送が可能である。また、倉庫へ戻す時も、運送担当者へ引き渡すだけでよい。書架からの取り出しや、書架への戻し入れの工程は、倉庫側で実施するため、図書館内での出納業務を効率化することが可能となる。もちろんメリットだけではない。外部保管により、新たな業務が増えることにもなるだろう。しかし、大学内の各キャンパスの図書館間で図書の相互貸し出しなどを実施しているケースは多くあると思われ、相互貸し出し先のひとつとして外部保管倉庫を考えれば、運用変更の影響は大きくないと考えられる。また、出納業務以外にも蔵書の点検など、定期的な実施が必要となる業務も委託することも可能となり、これらのいわゆる伝統的な図書館業務が効率化されることで、レファレンスサービスなど、新たな役割として期待される業務に人的リソースを振り向けることができるようになる。図書を外部保管することは、間接的ではあるが、図書館の在り方を変えていくことにつながるだろう。

4.2.3　保管資材・メンテナンス

保管環境などインフラ面だけでなく、その保管資材にも注意が払われるべきである。弊社では、貴重書のような希少な図書の保管であれば、1 冊ずつ専用の中性紙箱に収納して保管することも提案している。紙を劣化させる要因のひとつとして酸性化があるが、材料に中性紙（弱アルカリ性）を用いた箱を利用することで、酸性

写真６　一冊単位配送の梱包作業

化による劣化を緩和することができる。ただ、保管資材だけでは限界があり、適切な空調管理下での保管と組み合わせることで、長期間にわたり、より良い状態での保存が可能となる。

また、保管している間に、書籍のクリーニングを実施したり、下記で紹介するアーカイブ化を実施するなど、保管後の活用シーンを想定したサービスも提供している。図書にまつわるサービスがワンストップで実現できるよう、ラインナップを充実させている。

4.2.4　貴重書アーカイブ

いわゆる電子化サービスであるが、その目的を考えた場合、保存と電子化を組み合わせていることは、メリットが大きいと考えている。電子化の目的は、原本の状態を確実に保存しながら、電子化されたデータ・画像により、原本の記録・内容を研究などに活用していくことである。保管サービスとともにアーカイブ化、電子化サービスを提供している会社であれば、それらがワンストップで実現可能である。

アーカイブ化を進めるにあたって、コスト面の課題に直面することは多いと想定される。コスト面の制約により、一度にすべての電子化が進められるような条件が整うことは稀で、実際には、原本の状態、価値により対象を選択し、少量ずつ実施していくことが多いだろう。その際、『外部保管』という長期を想定した保管環境で保存しながら、予算や必要度に応じて、アーカイブ化をワンストップで進展できることは、メリットであると考えている。

4.2.5 図書以外の保管

マイクロフィルムや映像フィルムなど、書籍以外の資料を蓄積している図書館は多くあるだろう。これらの資料は温湿度管理など、書籍以上に管理が難しいものであり、専用の保管庫を設けて管理していることが一般的であると想定される。専用保管庫の場合、資料の増減に合わせて、保管スペースを柔軟に拡張・縮小することは難しい。そのような時に、蔵書と同様、外部保管が有効である。弊社は、書籍のような紙媒体だけでなく、マイクロフィルムや映像資料も保管が可能である。映像フィルム類を専門に取り扱うアーカイブ事業部があり、当部門と連携することで、映像資料についても、フィルム類に合わせた温湿度環境下で保管することができる。また、古い年代のフィルム類の場合、長期保存時に、ビネガーシンドローム（湿気等の影響により化学変化が生じ、フィルムに歪み、癒着など致命的変質が生じる現象）への対策が課題となるが、弊社では、低温定湿保管庫も設けて、より長期の保管を目的とした環境下で保管することが可能である。

映像フィルム類の管理では、スペース確保や長期保存の課題以外に、媒体変換の課題も存在している。具体的には、映像の保存媒体として広く普及したＶＨＳテープの変換（ダビング）に関する課題である。各図書館でもＶＨＳテープでの資料は多く収蔵されていることと思うが、それらを再生する機器が生産終了になり、再生できない、つまり、保管していても活用できない状態になるケースが多く存在していることである。この課題の解決には、ＤＶＤやブルーレイディスクなど別媒体への変換が有効である。弊社では、貴重書と同様、これら映像フィルム類についてもデジタル化、アーカイブ化が可能である。書籍やフィルムなど媒体の種類を問わず、また、アナログ（原本を倉庫で保管）、デジタル（電子化、媒体変換など）の垣根もなく、図書館の資料類を取り扱うことが、弊社サービスの強みである。

4.2.6 OPAC とのバーコード連携

図書の外部保管は、文字通り、蔵書を外部に出すことで、図書館の収容能力に余裕を生み出すメリットがある。では、日々の出納業務など運用面にはどのような影響があるのか、その点について、OPAC とのバーコード連携機能を中心に紹介したい。

外部保管中も図書の出納業務を行う場合、図書の管理体系が図書館側と外部保管倉庫側で連携できていることが重要である。図書館側は、OPAC の利用により蔵書管理がされていることが一般的である一方、倉庫側は、各倉庫会社間で共通する管理体系のようなものは存在せず、各社が独自に管理システムを構築している。倉庫会社、とりわけ文書保管を行う倉庫会社でも、

図書館と同様にバーコードにより保管品管理を行っているが、前述の通り管理体系が別であるため、別途、倉庫側の管理バーコードを図書に貼付する必要があった。

バーコードがOPAC側と連携できない場合、外部保管する図書に、倉庫での管理用バーコードを貼付する必要が生じ、図書1冊ずつに貼付する作業コストは、経済的にも、時間的にも膨大なものとなる。箱単位で保管することで、貼付数を抑えることも可能ではあるが、運用上は、箱単位で取り寄せ、運用面でのメリットを損なうことになる。

弊社のサービスではこの問題を解決し、OPACとのバーコード連携を可能にした。OPACのバーコードを弊社の管理システムで読み込める場合、図書に貼付されている管理用バーコードをそのまま、倉庫側の管理でも利用することができる。つまり、バーコードシールの貼付コストが不要となり、時間的にも大きな節約となる。また、運用面でも、OPAC 側の蔵書情報を有効活用し、外部倉庫保管分を含めて統合的な蔵書管理環境が構築できる。

今後、OPACと更にシームレスな運用連携が実現できるよう、API 連携の導入など、さらなるシステム面での改善・改良を計画している。

5. おわりに

デジタル技術の発展により、図書館を取り巻く環境は、大きく変化しつつある。図書、書籍そのものがデジタル化によりモノから置き換えられつつあるとともに、利用者も、いわゆるデジタルネイティブの世代がその大半を占めるようになっている。一方、現在でも、紙（モノ）をベースとした活字・文字文化は根強く残っている。そのような過渡期である今、図書をすべて手元に置くのでも、また、無くしてしまうのでもない距離感、つまり、手元からは離しつつ必要なときに手元に取り寄せる、図書との新しい距離感を外部保管で形成することが課題解決の糸口になるのではないだろうか。

そうした外部環境の変化は、図書館の在り方や、司書の働き方にも影響を及ぼしている。その代表例が、ラーニングコモンズ化の動きであり、レファレンスサービス充実の流れであるだろう。そのような変化に対して、限られた予算、人的リソースの中で、どう対応するのか。その具体的な対応策として、外部保管サービスを提案している。ラーニングコモンズには、スペース確保が必要であり、レファレンスサービスには、それを担う人的リソースが必要である。一方で、従来型の図書館業務の維持も求められる。これらの課題を高次元で解決できる方法が、外部保管であると考えている。外部保管サービスは、スペースの確保や効率化による人的リソースの確保を通じて、図書館の抱える課題解決を支援するものである。スペースや人的リソースに関するものであれば、外部保管サービスが解決に貢献できる課題は、ラーニングコモンズ化やレファレンスサービスの推進だけに限らない。学生にとって利用しやすい、魅力的な場を提供すること、利用者満足度やサービスレベルの向上、業務効率化、コストの最適化など多岐にわたる。外部保管サービスが、それらの課題を解決し、図書館の果たす社会的な使命を実現することの一助となるはずである。

以上が、弊社の図書外部保管サービスである。弊社以外にも同種のサービスを提供している会社は複数あり、各社がそれぞれ強みを磨きサービス発展に努めているが、弊社は、それ以上にコスト面、ファシリティー面の向上を進めている。現段階において図書の外部保管は、図書館業界の中でもまだ広く浸透しているサービスではないと認識している。その外部保管をより良いサービスへと高め、図書館にとって外部保管が利用しやすい環境を構築していくのが、弊社の役割である。弊社は、保管することを通して、時代の変化と向き合ってきた。今後も、図書保管の実績を重ねながら、倉庫事業のサービスを深化させるとともに、図書館の抱える課題解決に向け、新しいサービスを具体化できるよう取り組んでいきたい。

一般補助表(2)：地理区分について

Regarding the Auxiliary tables(2)：Geographic division

村上 篤太郎*

１．はじめに

我が国の図書館界における標準分類法である『日本十進分類法』（Nippon Decimal Classification、以下『NDC』）は、1929（昭和4）年 8 月 25 日に初版が刊行され、2019 年は刊行 90 周年の節目であった。この節目のタイミングに合わせて、我が国の多くの図書館関係者における標準分類法である『NDC』の新訂 8 版から、新訂 9 版を経て最新の新訂 10 版までを、様々な観点から比較検討することで、新訂 10 版について理解を深めるためのシリーズ企画が始まった。前回は、補助表には「一般補助表」と「固有補助表」とがあり、その内、一般補助表に焦点を当て、そこには形式区分、形式区分の－02(「－」はハイフン）を展開した地理区分、海洋区分、言語区分の 3 種 4 区分があることを示した上で、形式区分について説明した。今回は、「一般補助表」の地理区分について述べる。

本文の構成は、最初に、地理区分記号について、次に地理区分の付加方法について、細目表中で指定されている注記「＊地理区分」と「＊日本地方区分」について、最後に三重県は中部地方の分類で正しいのかについて述べる。なお、版表示における「新訂」は、以後、省略する。

２．地理区分

地理区分は、特定の国や地域に限定される主題が扱われている場合に、必要に応じてその国や地域を表わす記号を付加することができる。通常は、形式区分における－02（歴史的・地域的論述）を介して地理区分記号を付加するものである。例えば、英国の図書館事情（図書館史）の分類記号は、01（図書館）＋「－02」（形式区分）＋33(地理区分:英国)から構成され、010.233 となる。

１）地理区分記号

『NDC』10 版における一般補助表の地理区分は、17 ページにわたって、－１日本から始まり、－2 アジア、－3 ヨーロッパ、－4 アフリカ、－5 北アメリカ、－6 南アメリカ、－7 オセアニアの順で一覧が掲載されている[1)]。『NDC』9 版でも、一般補助表の中で 20 ページにわたって、同様に一覧が掲載されている[2)]。なお、『NDC』９版の方が多くのページ数を占めているが、これは書籍の大きさ（判型）が『NDC』10 版とは異なるため、ページ数だけからでは、地理区分記号の数量の増減については判断できない（後述を参照）。また、『NDC』8 版では、同様な地理区分一覧は掲載されておらず、「序説」において、歴史類（210／279）の冒頭の 2 を除いた数字を地理区分の共通記号として用いるものであると説明していた[3)]。そもそも 2 類の 210／279 において「2＋地理区分」でその地域の歴史の記号を構成しているので、冒頭の 2 を除いたものが地理区分になるのは当然のことではある。

しかし、細目表の２類と地理区分においては、いくつか注意することがある。それは、地域によっては地理区分ではなく、時代区分が展開されているからである。たとえば、222 中国は、.03 古代－221BC、.04 秦漢・魏晋南北朝・隋唐時

*東京農業大学学術情報課程　〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
Tokutaro MURAKAMI, Scientific Information Program, Tokyo University of Agriculture.1-1-1 Sakuragaoka, Setagaya-ku,Tokyo,156-8502, Japan

代、.05 五代・宋元明時代 907－1644、.06 清時代 1644－1912、.07 中華民国時代 1911－1949 などに区分されている。地理区分はあくまでも「地理」の区分であり、このような時代区分はないため、単に－22 中国という地理区分となるが、その他の－2203、－2204、－2205、－2206、－2207 という地理区分は存在しない。また、第 3 次区分表（要目表）では、231 古代ギリシア、232 古代ローマであるが、これらの分類記号は時代の概念であるため、地理区分には－31、－32 は存在しない。古代ギリシアに細分したい場合には、－395 ギリシアを、同様に、古代ローマに細分したい場合には、－37 イタリア（もしくは該当する現在の国や地域）を使用することになる[4)]。これらのことから、『NDC』9 版からの一覧表記は、上記のような時代区分に関連する例外もなく、わかりやすくなった点で評価できる。

『NDC』9 版、10 版における地理区分の数は、表 1 のとおりである。全体では『NDC』10 版の方が『NDC』9 版よりも 12 種類多く 502 となっている。『NDC』9 版は 490 であったため、『NDC』10 版への新規となる 12 種類については、次のとおりであった。

－2462　東ティモール
－2799　パレスチナ
　　＊別法：－2859
［－2859］　パレスチナ　→－2799
－4292　南スーダン
－6122　スルナム
－6123　ガイアナ
－752　ツバル
－753　サモア［西サモア］
－754　トンガ
－755　クック諸島
－759　イースター島［パスクワ島］
〈－77／－79　両極地方〉

これらを分類すると、①『NDC』10 版で新たに発生した地理区分、②『NDC』9 版では上位の地理区分の一部分として含まれていた地域が『NDC』10 版では独立して発生した地理区分、③その他の地理区分という 3 区分に分けられる。

①『NDC』10 版で新たに発生した地理区分に該当するものは、－2462 東ティモール（2002 年に独立[5)]）と－4292 南スーダン（2011 年に独立[6)]）である。

表 1：地理区分数

記号	『NDC』10版	『NDC』9版
-1	70	70
-2	147	144
-3	60	60
-4	68	67
-5	103	103
-6	16	14
-7	38	32
合計	502	490

②『NDC』9 版では上位の地理区分の一部分として含まれていた地域が『NDC』10 版で独立して発生した地理区分に該当するものは、次の 3 つである。

－2799 パレスチナは、『NDC』9 版では－279 イスラエルの注記として「＊パレスチナには、この記号を使用する」「＊別法：－285」と記載されていた。

－6122 スルナムと、－6123 ガイアナは、『NDC』9 版では－612 ギアナ地方に、「仏領ギアナ、スリナム、ガイアナ」と補足説明されていた。

－752 ツバル、－753 サモア、－754 トンガ、－755 クック諸島、－759 イースター島は、『NDC』9 版では－75 ポリネシアに、「イースター、クック諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ、ニウエ、西サモア、ピトケアン、仏領ポリネシア、米領サモア、ワリス・フテュナ諸島」と補足説明されていた。

③その他の地理区分に該当するものは、『NDC』9 版から新設されたフランスパーレン（＜　＞）で囲まれている中間見出しであるが、『NDC』9 版には記載されていなかった〈－77／－79 両極地方〉は、『NDC』10 版における新設である。

なお、これら 12 項目は、すべて冒頭に 2 を付加した次の分類記号は、以下のように『NDC』10 版における新規分類記号にもなっている。

224.62　東ティモール
227.99　パレスチナ
　　＊別法：228.59
※別法先である［228.59］　パレスチナ
　　→227.59
242.92　南スーダン

261.22　スルナム
261.23　ガイアナ
275.2　ツバル
275.3　サモア［西サモア］
275.4　トンガ
275.5　クック諸島
275.9　イースター島［パスクワ島］
〈277／279　両極地方〉

２）地理区分の付加方法

『NDC』10 版では、「地理区分は、原則として、細目表のすべての分類記号に付加できる。付加できない分類記号については、序説 2.6.1 および使用法Ｉの 4.1 を参照」[7]（下線は筆者）となっている。ここで指摘されている「付加できない分類記号」とは何か。序説 2.6.1 の 2)地理区分においては、付加できない分類記号についての記載はないが、3)海洋区分においては、「当該項目では地理区分は使えない。」[8]と記載されている。一方、使用法Ｉの 4.1 には、次のように記載されている。

「ただし、細目表上、特別な地理区分を用意している場合は使用できない。

例：020.2　図書および書誌学史
.21　日本
.22　東洋：朝鮮、中国
.23　西洋：その他

また、次項に述べられる海洋区分する分類項目には使用できない。」[9]

なお、海洋区分については、稿を改めて説明するが、上記以外の同様な例として、『NDC』10 版で記載されている分類記号には、次のようなものがある。

022.2　写本：様式、書風
.21　日本
.22　東洋：朝鮮、中国
.23　西洋．その他
.3　刊本：版式
.31　日本：春日版、高野版、浄土教版、五山版、古活字版
.32　東洋：朝鮮、中国　宋版、元版、明版
.33　西洋:インキュナブラ、その他

150.2　倫理学史．倫理思想史
.21　日本
.22　東洋
.23　西洋
.24　その他の地域
728.2　書道史．書家および流派
.21　日本
.22　中国

751　陶磁工芸
.1　日本
.2　東洋
.3　西洋．その他

これらの分類記号は、分類項目名の軽微な変更はあるものの、『NDC』8 版から同様である。このほか、『NDC』9 版、10 版には記載されていなかったが、382.9（地理区分できない民族）、469.8（地理区分できない人種）は、まさに分類項目名の通り、地理区分できない分類記号であるため、併せて紹介しておく。

上記の内容を踏まえて、地理区分を付加する方法をまとめると、次の 5 種類である。

①通常の分類記号の場合（【02 介在型】）
前述したように、形式区分における－02（歴史的・地域的論述）を介して地理区分記号を付加するものである。

②注記「＊地理区分」を伴う分類記号の場合（【直接型】）
「当該分類記号に、直接地理区分を付加する。主題の特性や文献的根拠から必要とみなされた、形式区分の例外的な措置（－02 を介さない）である[10]。」換言すれば、細目表中に注記「＊地理区分」と記載されている場合、地理区分を付加する必要度が高いことを表わしている。例えば、スイスの民話は、388（民話）＋345（地理区分：スイス）から構成され、

388.345 となる。

表2：類別注記「＊地理区分」掲載数

類	『NDC』10版	『NDC』9版	『NDC』8版
0	21	20	12
1	11	10	9
2	7	7	5
3	85	84	67
4	29	32	22
5	27	25	21
6	48	46	28
7	25	24	16
8	2	4	1
9	1	1	0
合計	256	253	181

注：限定付きの地理区分、日本地方区分、固有補助表を含む。

③注記「＊日本地方区分」を伴う分類記号の場合（【1 省略型】）

日本地方区分とは、「NDC では日本に関係する主題について地理区分を行う場合に、特に日本であることを前提とした主題の場合には、「＊日本地方区分」と指示されている。その場合は、当該分類記号に地理区分記号のうち日本を意味する 1 を省いて、各地方または各都道府県の記号のみを付加する[11]。」例えば、愛知県議会は、318.4（地方議会）＋155（地理区分：愛知県）の冒頭の「1」を省いた 55 を付加することで、318.455 となる。

④細目表に特例として地理区分が展開されている場合（【特例型】）

地理区分の使用はできず、与えられている分類記号に従うことになる。事例については前述したとおりである。

⑤地理区分できない場合（【禁止型】）

事例は前述したとおり、382.9（地理区分できない民族）、469.8（地理区分できない人種）をはじめ、海洋区分をする分類項目には地理区分を使用できない。地理区分は陸地について使用し、海洋については海洋区分を使用することになっている。

３）注記「＊地理区分」

ここでは、前述した②注記「＊地理区分」を伴う分類記号の場合（【直接型】）について説明する。『NDC』8 版から 10 版について、注記に「＊地理区分」が掲載されている分類記号を付表 1 にまとめた。全体を概観するために、類別の数について一覧にしたものが表 2 である。「＊地理区分」の総数は、『NDC』10 版が 256、9 版が 253、8 版が 181 であった。『NDC』8 版から 9 版に改訂されたとき、72 種類もの増加があったが、『NDC』9 版から 10 版に改訂されたときの増加は、わずかに 3 種類であった。逆に、4 類、8 類においては『NDC』10 版の方が、9 版に比較して削減されていた。「＊地理区分」が最も多く指定されているのは 3 類、次いで 6 類となっている。逆に「＊地理区分」が最も少なく指定されているのは 9 類、次いで 8 類となっている。これらの傾向は、『NDC』8 版から 10 版にかけて同様である。

ここでは、『NDC』9 版では「＊地理区分」の指定がされていなかったが、『NDC』10 版では新たに「＊地理区分」の指定がされた 11 種類の分類記号について、該当事例の書誌を紹介する。なお、書誌はすべて国立国会図書館サーチで検索した結果である。

＜０類＞

016.28　児童図書館

わたしは 10 歳、本を知らずに育ったの。：アジアの子どもたちに届けられた 27 万冊の本　／シャンティ国際ボランティア会編；鈴木晶子，山本英里，三宅隆史著．東京：合同出版，　2017.
分類記号は 016.282（※016.28+2 地理区分：アジア）

＜1 類＞

167.2 イスラム史

シンガポールのムスリム：宗教の管理と社会的包摂・排除　／　市岡卓著．東京：明石書店，2018.
分類記号は 167.22399（※167.2+2399 地理区分：シンガポール）

＜2 類＞

増減はなかったが、290.38　地図の注記について補足しておく。『NDC』9 版では、該当する注記として、「＊別法：別置する；特定の記号を冠して地理区分、必要に応じ綱目表に準じて主題区分」が記載されていた。『NDC』10 版では、その注記は削除され、代わりに「＊道路地図［ロードマップ］は、685.78 に収める（別法：29△038）」が示されている。このように、分類記号の中に「△」として指示されているものは、これを地理区分記号に置き換えて細分することに

なっている[12)]。例えば、日本道路地図は、291.038 となる。したがって、『NDC』9 版と 10 版とでは、異なる内容の注記であったが、どちらも地理区分に関係していたことから、カウントの対象とした。

＜3 類＞

317.8　植民地行政

＊統治国による地理区分

内海忠司日記：1940-1945：総力戦体制下の台湾と植民地官僚　／　内海忠司[著]．；近藤正己，北村嘉恵編．京都：京都大学学術出版会，2014．
分類記号は 317.81(※317.8＋1 地理区分:日本)

318.6　地方開発行政

＊日本地方区分

大山崎町に住もう：天王山のふもと、三川合流の地みんなを笑顔にするまち　／　大山崎町．大山崎町（京都府）：大山崎町，2017．
分類記号は 318.662（※318.6＋62 地理区分：京都府）

＜5 類＞

550.92　造船業史・事情

中国船舶工業の現況に関する調査 2016　／　日本船舶工業会．東京：日本船舶工業会，2017．
分類記号は 550.9222（※550.92＋22 地理区分：中国）

570.92　化学工業史・事情

ケミカルメーカーのライフサイエンス事業戦略調査 2015 年　／　総合企画センター大阪編．大阪：総合企画センター大阪，2015．
分類記号は 570.921（※570.92＋1 地理区分：日本）

＜6 類＞

631.6　蚕糸業組合

刈羽郡蚕糸組合四十年史　／　刈羽郡養蠶業組合編．刈羽郡（新潟）：刈羽郡養蠶業組合，1936．
分類記号は 631.6141（※631.6＋141 地理区分：新潟県）

641.6　畜産業組合

中央畜産会六十年史　／　中央畜産会編．東京：中央畜産会，2015．
分類記号は 641.61(※641.6＋1 地理区分:日本)

651.6　森林組合

森林組合統計　平成 26 年度．東京：林野庁林政部経営課（組合組織班），2016．
分類記号は 651.61(※651.6＋1 地理区分:日本)

＜7 類＞

753.2　染織史・事情

誰が袖わが袖:きものめぐり　／　青木奈緒著．京都：淡交社，2017．
分類記号は 753.21（※753.2+1 地理区分:日本）

774.29　地歌舞伎

＊日本地方区分

農村歌舞伎って何だろう？　／　篠路歌舞伎保存会、新琴似歌舞伎伝承会．［札幌］：［篠路歌舞伎保存会］，2017．
分類記号は 774.291（※774.29＋1 地理区分：日本）

４）注記「＊日本地方区分」

地理区分を行う場合に、特に日本であることを前提とした主題の場合には、注記に「＊日本地方区分」と指示されている。この場合は日本の地理区分の記号の冒頭にある、日本を意味する「1」を取り除いた残りの記号を付加する。

日本地方区分の呼称であるが、『NDC』8 版では、7 類における 702.19 日本各地、773.29 郷土能のみが、「日本地理区分」と記載されていたが、その他はすべて「日本地方区分」となっていた。なお、『NDC』8 版から 10 版の「＊日本地方区分」類別の数については表 3 のとおりである。その総数は、『NDC』10 版が 15、9 版が 15、8 版が 8 であった。『NDC』8 版から 9 版に改訂されたとき、7 種類の増加があったが、『NDC』9 版から 10 版に改訂されたときの増加は、該当類ごとで若干の増減はあったが、合計では同数であった。「＊日本地方区分」が最も多く指定されているのは 3 類、逆に一つも指定されていないのは 2 類、4 類、5 類、6 類、9 類となっている。

2 章 1 節で述べたように、地理区分が一覧にされたのは、『NDC』9 版からである。そのため、『NDC』9 版と 10 版における日本地方区分に該当する部分を抽出してまとめたのが付表 2 である。どちらも同じ記号を使っていることがわかる。パターンとしては、2 桁で地方単位（－11 北海道地方、－12 東北地方、－13 関東地方、－

表3：類別注記「＊日本地方区分」掲載数

類	『NDC』10版	『NDC』9版	『NDC』8版
0	1	1	0
1	1	1	1
2	0	0	0
3	9	8	4
4	0	0	0
5	0	0	0
6	0	0	0
7	3	2	2
8	1	3	1
9	0	0	0
合計	15	15	8

注：『NDC』8版の7類の「日本地理区分」表示を含む

14 北陸地方、－15 中部地方、－16 近畿地方、－17 中国地方、－18 四国地方、－19 九州地方）、3 桁で府県単位（北海道は道北、道東、道央、道西、道南などの地域単位、東京都は特別区を含む全域で、区部・市部・郡部単位は 4 桁を使用）となっている。3 桁の府県単位における市の名称は、『NDC』9 版では、県庁所在地、政令指定都市、その後は市の名称の五十音順に列挙されていた。県庁所在地ではない政令指定都市は、『NDC』9 版が発行された 1995 年時点では、神奈川県の川崎市と福岡県の北九州市の 2 市のみであった。『NDC』9 版における神奈川県の記載は以下のとおりであった（下線は筆者）。

－137　神奈川県［相模国］
横浜、<u>川崎</u>、厚木、綾瀬、伊勢原、海老名、小田原、鎌倉、相模原、座間、逗子、茅ヶ崎、秦野、平塚、藤沢、三浦、南足柄、大和、横須賀
＊武相地方には、この記号を使用する

『NDC』9 版の刊行以降、『NDC』10 版が発行された 2014 年時点までに、政令指定都市は 8 市増加したため[13]、県庁所在地以降の 2 番目からは、政令指定都市であっても他の市と同様に名称の五十音順に列挙されている。これによって、政令指定都市を意識することなく、探しやすくなっている。『NDC』10 版における神奈川県の記載は以下のとおりであった（下線は筆者）。

－137　神奈川県［相模国］
横浜、厚木、綾瀬、伊勢原、海老名、小田原、鎌倉、<u>川崎</u>、相模原、座間、逗子、茅ヶ崎、秦野、平塚、藤沢、三浦、南足柄、大和、横須賀
＊武相地方には、この記号を使用する
＊武蔵国→－134

『NDC』9 版、10 版における地理区分における都道府県の配列については、日本の都道府県名のコードを表わす規格としての日本産業規格の JIS X 0401：1973 都道府県コード[14]に準拠しているが、ここで使われている団体コードと地理区分との関連は無い。

５）三重県は中部地方の分類で正しいのか

小学校における社会科では、日本を 7 地方区分（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）にして学ぶ。他方、前項で示したように、『NDC』では 9 地方区分を採用している。7 地方区分と異なる箇所は、中部地方が北陸地方（新潟県、富山県、石川県、福井県）と中部地方（山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に分割、中国・四国地方が、中国地方と四国地方に分割している点である。ここで確認しておきたいことは、『NDC』では三重県は、中部地方に含まれていることである。地理区分－156 が三重県であり、分類記号は 215.6 である。三重県の Web サイトでは、「結論からいえば、三重県は中部地方にも近畿地方にも属していると考えています[15]。」と宣言している。したがって『NDC』において、三重県の分類記号は中部地方に含まれているが、問題はないということが結論となる。しかしながら、そうは言っても、違和感はあるため、以下に『NDC』における三重県への対応を振り返ってみることにする。

最初に、教科書会社である帝国書院の Web サイトには、「社会科 Q&A-地図・地理」において、「Q12：三重県は近畿地方なのですか。」という質問と、その解答を公開している。以下に解答を引用すると、以下のとおりである。

「教科書で用いられている 7 地方区分は明治時代に使われるようになったもので、学校教育では 1903（明治 36）年発行の国定教科書『小學地理』で、公式に取り扱われました。その中で

三重県は近畿地方に含まれていますが、その背景には歴史的な経緯があるようです。

「近畿」とは「畿内とその周辺地域」という意味であるとされており、三重県も京都や奈良に都があった際の圏内だったようです。実際、三重県では関西弁に含まれる方言が使われているなど、生活・文化的な面で近畿地方と深い関係があります。そのため、三重県は7地方区分では近畿地方に含まれます。

一方で、三重県は北部を中心に、中部地方との結びつきも深い県です。例えば、四日市市など伊勢湾沿いに発達した工業地域は、愛知県の名古屋市を中心とする中京工業地帯に含まれますし、三重県内から名古屋市に通勤・通学する人も少なくありません。そのため、三重県を「中部地方」としてとらえることもあるようであり、三重県を中部地方の管轄とする国の出先機関もあります（例：国土交通省中部地方整備局は、三重・岐阜・静岡・愛知・長野県南部の5県を管轄)。また、三重県を愛知県・岐阜県・静岡県と合わせて「東海地域」として扱うことも多くなっています。」[16]

すなわち、三重県は歴史的、生活・文化的には近畿地方に、通勤・通学の面からは中部地方に、さらには行政面からは東海地方に、それぞれ含まれていることがわかる。歴史的に含まれる事例として、「全国アクセント分布図」では、三重県は京阪式に分類されている[17]。他方、現状として、国の中央官庁の所掌事務を分掌する地方出先機関である地方支分部局は、管区行政評価局・行政評価事務所・行政監視行政相談センターについては、三重県は中部管区行政評価局に含まれ、総合通信局・総合通信事務所については、三重県は東海総合通信局に含まれている[18]。

ところで、『NDC』9版、10版における地理区分記号－15中部地方には、「：東山（とうさん）・東海地方」（ルビは筆者）という地域が付いている。東山地方は、山梨県、長野県、岐阜県の3県を、東海地方は、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の4県を指している。しかし、現在では、岐阜県は東海地方に含まれるため、東山地方は岐阜県が抜けた山梨県と長野県を総称している。「農業センサス」（1950年～）における「全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域」によれば、関東・東山地域を北関東、南関東、東山の3つの地域に分け、東山には山梨県、長野県の2県を対象としていた。また、東海地域には三重県を含む前述した4県を対象としていた[19]。

東山地方は、「甲信地方」という表現が使われる場合もあり、気象庁の天気予報の発表区域では、関東甲信地方として、関東地方の7都県に、甲信地方として長野県、山梨県の2県を加えている。また東海地方としては、三重県を含む前述した4県を対象としている[20]。

さて、『NDC』では、いつから三重県を中部地方に含めていたのであろうか。調べてみると、第1版（1929）では、近畿地方に「214.8　三重懸（伊賀、伊勢、志摩國)」として分類されていた。このとき、「213 中部地方 ［北陸、甲信、東海]」となっており、東山ではなく甲信が、東海には三重県が含まれていないことを示していた。

訂正増補版第2版（1931）では、近畿地方に「214.8　三重懸　伊賀、伊勢、志摩國」として同様に分類されていた。このとき、「213 中部地方」には、地域を表わす名称の補記は無くなっていた。

訂正増補版第3版（1935）では、近畿地方に「214.1　三重懸（伊賀國、志摩國、伊勢國)」となり、近畿地方の中で分類記号の変更が発生していた。そして、「213 中部地方」には、地域を表わす名称の補記は、ここでも無くなっていたが、最後の行に、「三重懸→214.1」という参照が初めて記載されていた。

訂正増補版第5版（1942）では、近畿地方に「214.1　三重懸（伊賀國、志摩國、伊勢國)」として同様に分類されていた。そして、「213 中部地方」には、地域を表わす名称の補記が中間見出しのように、それぞれが含む県の先頭の前に、[北陸地方][東山地方][東海地方]が記載されていた。ここでの東山地方には、山梨県、長野県、岐阜県が、東海地方には静岡県、愛知県が含まれていた。なお、最後の行に、「三重懸→214.1」という参照が継続して記載されていた。

『NDC』6版第1分冊（1950）では、近畿地方には三重県は存在せず、参照もない。三重県は、

『NDC』10 版でも付与されている 215.6 に分類記号の変更が発生していた。そして、この 215 は中部地方という呼称ではなく、「東山東海地方」として記載されていた。行政における管轄区域からも三重県が東海地方に含まれるようになったこと、かつ中部地方にはこれまで三重県は含まれていなかったため、中部地方の記載を敢えてせず、理屈が合うように東山東海地方と記載したのではないかと推測できる。なお、北陸地方は 214 で独立しており、『NDC』10 版に至っている。

『NDC』6-A 版（1960）では、6 版と同様、三重県は東山、東海地方のもと 215.6 に分類記号が付与されていた。なお、東山、東海地方のもとに、補足として「中部地方一般」という記載があった。

『NDC』7 版（1961）では、6-A 版と同様、三重県は 215.6 に分類記号が付与されていたが、215 は中部地方（東山、東海地方）という名称変更がされていた。6-A 版の際に記載されていた「中部地方一般」が伏線になっているのではないかと推測できる。

『NDC』8 版（1978）では、7 版と同様、三重県は 215 中部地方：東山・東海地方もと、215.6 が付与されていた。この記載は、その後の『NDC』9 版、10 版でも同様であった。

以上、見てきたように、三重県は『NDC』において、第 1 版(1929)では近畿地方のもとに 214.8 と分類された。その後、訂正増補版第 3 版(1935)で近畿地方内において 214.1 に分類記号を変更し、訂正増補第 5 版（1942）刊行後から『NDC』6 版（1950）刊行までの間に、三重県は近畿地方から、東山・東海地方のもとに 215.6 と分類記号を変更した。後追いで三重県を含む東山・東海地方は、これを総称とする中部地方を 215 の筆頭名称に、それまでの名称であった東山・東海地方は中部地方を補足する名称に変更して、今日に至っている。三重県の分類記号が近畿地方から中部地方に変更になる 1942 年から 1950 年という時代は、我が国にとっては、太平洋戦争中から敗戦を経て、GHQ 占領下のもとで戦後の図書館法が制定された歴史的大転換期の期間であった。大雑把に言えば、戦前の三重県は近畿地方に分類され、戦後の三重県は東海地方での一翼を担う実態から、東海地方のもとで、その後に東海地方を含めた総称である中部地方に分類された。今後も日本地図を 7 地方区分に分割する考え方、すなわち三重県が近畿地方に含まれる考え方がある限り、これに対して『NDC』では中部地方に三重県を含めていることから、誰でもが三重県の分類記号を最初に見つけた際には、通常では違和感を生ずることになる。そのため、違和感を少しでも避けるための工夫として、「中部地方：東山・東海地方」という表記を用いていることが推察できる。ただし、東山に対しては甲信もあるので、東山（甲信）という配慮も今後は欲しいところである。

３．おわりに

本稿は、我が国の図書館関係における標準分類法である『NDC』8 版から、最新の 10 版までを、一般補助表の一つである地理区分について比較検討を行った。今後の課題としては、日本地方区分における全国の市が、1999 年から 2010 年までの間に近隣市町村を合併して、行政区域を広域化することで地方分権の推進に対応することを目指した「平成の大合併」の結果反映について、また外国・地域における地理区分記号に新興国の発生、名称変更等の反映について、『NDC』10 版と 9 版の比較考察等があげられる。

『NDC』8 版からみれば 36 年後に刊行された『NDC』10 版は、森羅万象を体系化している図書館界の知であり、引き続き丁寧に紐解いていきたい。

謝辞

これまでの『NDC』刊行において、ご尽力をなされた歴代の分類委員会委員長をはじめ委員の方々には、改めて敬意を表する次第です。また、新型コロナウィルス対策の一環で、結果的には「緊急事態宣言」発令間近の大変緊張した時期ではありましたが、『NDC』第 1 版から第 7 版までを慶應義塾内で、保存書庫からも含めて取り寄せていただいた慶應義塾図書館（メディアセンター）には、改めて感謝を表する次第です。

注・引用・参考文献

１．もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．１本表･補助表編.日本図書館協会,2014, pp.439-455.

２．もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』.新訂 9 版．一般補助表・相関索引編．日本図書館協会, 1995, pp.7-26.

３．もり・きよし原編．日本図書館協会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 8 版．日本図書館協会, 1978, pp.18-19.

４．蟹瀬智弘．NDC への招待：図書分類の技術と実践．樹村房, 2015, pp.59.

５．アダム・ハート=デイヴィス総監修, 樺山紘一日本語版総監修, 鹿沼博史, 河島美季, 岡崎精一, 三浦朋翻訳．世界の歴史大図鑑．コンパクト版．東京：河出書房新社, 2019. pp.595.

６．アダム・ハート=デイヴィス総監修, 樺山紘一日本語版総監修, 鹿沼博史, 河島美季, 岡崎精一, 三浦朋翻訳．世界の歴史大図鑑．コンパクト版．東京：河出書房新社, 2019. pp.559.

７．もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．１　本表・補助表編．日本図書館協会, 2014, pp.435.

８．もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．１　本表・補助表編．日本図書館協会, 2014, pp.24.

９．もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．2 相関索引・使用法編．日本図書館協会, 2014, pp.277.

10.もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．2　相関索引･使用法編.日本図書館協会,2014, pp.276.

11.もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．2　相関索引･使用法編.日本図書館協会,2014, pp.302.

12.もり・きよし原編．日本図書館協会分類委員会改訂編集.『日本十進分類法』．新訂 10 版．2　相関索引･使用法編.日本図書館協会,2014, pp.8.

13.総務省．“指定都市一覧”．https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/shitei_toshi-ichiran.html, (参照 2020-02-28). 時系列順で、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市の 8 市

14.総務省．“都道府県コード及び市区町村コード”．https://www.soumu.go.jp/main_content/000632830.pdf, (参照 2020-02-28).

15.三重県．三重県の広域連携．https://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/HP/renkei/09519011959.htm, (参照 2020-04-06).

16.帝国書院．“社会科 Q&A-地図・地理”．https://www.teikokushoin.co.jp/q_and_a/geo/index.html#q12, (参照 2020-02-25).

17.大辞林．“全国アクセント分布図”．http://daijirin.dual-d.net/extra/hougen2.html, (参照 2020-02-25).

18.総務省．地方支分部局．https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/chihou.html，(参照 2020-04-06).

19.農林水産省．”2015 年農林業センサス報告書．第 8 巻　農業集落類型別統計報告書．利用者のために　VII　統計表の編成　2　全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域　pp.10. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500209&tstat=000001032920&cycle=7&year=20150&month=0&tclass1=000001077437&tclass2=000001077396&tclass3=000001089487 ，(参照 2020-02-26).

20.気象庁．“気象警報・注意報や天気予報の発表区域“．https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/saibun/, (参照 2020-02-26).

付表１：注記「＊地理区分」一覧（下線は筆者）

分類記号	『NDC』10 版	『NDC』9 版	『NDC』8 版
007.2	歴史．事情	歴史．事情	歴史・事情
016.1	国立図書館	国立図書館	国立図書館
016.2	公共図書館	公共図書館	公共図書館
016.28	児童図書館		
16.3	宮内庁図書館．議会図書館	宮内庁図書館．議会図書館	宮内庁図書館．議会図書館
017.7	大学図書館．学術図書館	大学図書館	大学図書館
023	出版	出版	出版
024	図書の販売	図書の販売	図書の販売
025	一般書誌．全国書誌	一般書誌．全国書誌	一般書誌．全国書誌
025.8	地方書誌．郷土資料目録	地方書誌．郷土資料目録	
027.2	政府刊行物および団体出版物目録	政府刊行物および団体出版物目録	政府刊行物および団体出版物目録
029.1	国立図書館	国立図書館	
029.2	公共図書館	公共図書館	
029.3	官公庁図書館．地方議会図書館	官公庁および地方議会図書館	
029.6	専門図書館．研究所・調査機関の図書館	専門図書館．研究所・調査機関の図書館	
029.7	大学図書館．学校図書館	大学図書館．学校図書館	
029.9	個人文庫．家蔵 ＊当該文庫の所在地による日本地方区分	個人文庫．家蔵 ＊当該文庫の所在地による日本地方区分	
059	一般年鑑	一般年鑑	一般年鑑
060			学会．団体．研究調査機関 ＊ここには、ユネスコ、アカデミー、学会、団体などの歴史・記事・会議録などを収め、学会の紀要報告（逐刊）は 050 に収める；061／067 は地理区分をする
069	博物館 ＊博物館＜一般＞の歴史や各地域の博物館事情は、.02 の下に地理区分し、個々の博物館に関するものは、.6／.8 の下に収める	博物館 ＊博物館＜一般＞の歴史や各地域の博物館事情は、.02 の下に地理区分し、個々の博物館に関するものは、.6／.8 の下に収める	
069.6	一般博物館	一般博物館	
071／077	新聞紙 ＊発行地による地理区分	新聞紙 ＊発行地による地理区分	新聞紙 ＊発行地によって地理区分をする
162	宗教史・事情	宗教史・事情	宗教史．各国の宗教
164	神話．神話学	神話．神話学	神話．神話学
167.2	イスラム史		

169	その他の宗教．新興宗教 ＊発祥国による地理区分	その他の宗教．新興宗教 ＊発祥国による地理区分	その他の宗教．新興宗教 ＊発祥国によって、地理区分をする
175.9	神社誌．神社縁起 ＊地方神社誌は日本地方区分 ＊日本以外の神社誌、神社縁起も、ここに収める；ただし、地理区分はしない	神社誌．神社縁起 ＊地方神社誌は日本地方区分 ＊日本以外の神社誌、神社縁起も、ここに収める；ただし、地理区分はしない	神社誌．神社縁起 ＊ここには、個々の社誌を収める；地方神社誌は、日本地方区分をする
182	仏教史	仏教史	仏教史
185.9	寺誌．縁起	寺誌．縁起	寺誌．縁起
186.9	巡礼	巡礼	
192	キリスト教史．迫害史	キリスト教史．迫害史	キリスト教史．迫害史
198.22	歴史．伝記．迫害史	歴史．伝記．迫害史	歴史・伝記．迫害史
198.32	歴史．列伝	歴史．列伝	歴史・列伝
210.18	対外交渉史 ＊相手国による地理区分	対外交渉史 ＊相手国による地理区分	
210.59	幕末の対外関係 ＊相手国による地理区分	幕末の対外関係 ＊相手国による地理区分	
280	伝記	伝記	伝記 ＊ここには、多数人（3人以上）の伝記類（列伝、叢伝）を収め281／287に地理区分する
281／287			各国各地方の伝記
288.49	外国の皇室・王室	外国の皇室・王室	外国の皇室・王室
289	個人伝記 ＊出身国、もしくは主な活動の場と認められる国により、地理区分してもよい；または、次のように三分してもよい一.1日本人、.2東洋人、.3西洋人およびその他	個人伝記 ＊出身国、もしくは主な活動の場と認められる国により、地理区分してもよい；または、次のように三分してもよい一.1日本人、.2東洋人、.3西洋人およびその他	
290	地理．地誌．紀行	地理．地誌．紀行	
290.38	＊道路地図[ロードマップ]は、685.78に収める（別法：29△038）	地図 ＊別法：別置する；特定の記号を冠して地理区分、必要に応じ綱目表に準じて主題区分	地図 ＊ここには、一般地図を収め、特殊地図は、その主題の下に収める、例えば、454.9地形図、613.59土性図の如く；もし、地図を別置する場合には、特定マークを用いて地理区分をし、必要に応じ要目表に準じて主題区分をする
291／297			各国．各地方の地誌・紀行
302	政治・経済・社会・文化事情	政治・経済・社会・文化事情	政治・経済・社会・文化事情
309.02	社会思想・運動史	社会思想・運動史	社会思想・運動史

309.3	社会主義．マルクス主義．共産主義	社会主義．マルクス主義．共産主義	マルクス主義．共産主義
311.2	政治学史．政治思想史	政治学史．政治思想史	政治学史．政治思想史
312	政治史・事情	政治史・事情	政治史・事情
314	議会	議会	議会
314.89	外国の選挙・選挙制度	外国の選挙・選挙制度	外国の選挙制度
315	政党．政治結社	政党．政治結社	政党．政治結社
316.8	民族・人種問題．民族運動．民族政策 ＊問題が発生した国による地理区分	民族・人種問題．民族運動．民族政策 ＊問題が発生した国による地理区分	民族・人種問題．民族運動．民族政策
317.79	防災行政（消防）：消火，防火，消防庁 ＊日本地方区分	防災行政：消防，消火，防火，消防庁 ＊日本地方区分	
317.8	植民地行政 ＊統治国による地理区分		
317.9	外国の中央行政	外国の中央行政	外国の中央行政
318.2	地方行政史・事情 ＊日本地方区分	地方行政史・事情 ＊日本地方区分	地方行政史・事情 ＊日本地方区分
318.4	地方議会．地方選挙 ＊日本地方区分	地方議会．地方選挙 ＊日本地方区分	地方議会．地方選挙 ＊日本地方区分
318.5	地方行政事務・広報・文書・改善・監査．情報公開．オンブズマン ＊日本地方区分	地方行政事務・公報・文書・改善・監査．情報公開．オンブズマン ＊日本地方区分	
318.6	地方開発行政 ＊日本地方区分		
318.7	都市問題．都市政策 ＊日本地方区分	都市問題．都市政策 ＊日本地方区分	
318.8	住民運動．民間自治組織［自治会］ ＊日本地方区分	住民運動．民間自治組織［自治会］ ＊日本地方区分	
318.9	外国の地方行政	外国の地方行政	外国の地方行政
319	外交．国際問題	外交．国際問題	外交．国際問題
320.9	法令集	法令集	法令集．判例集
320.98	判例集	判例集	
321.2	法学史．法思想史	法学史．法思想史	法学史．法思想史
322.19	地方法制史．各藩の法制 ＊日本地方区分	地方法制史．各藩の法制 ＊日本地方区分	地方法制史．各藩の法制 ＊日本地方区分
322.9	外国法	外国法	外国法
323	憲法	憲法	
323.2／.7			各国の憲法
323.99	外国の行政法	外国の行政法	外国の行政法
324.9	外国の民法	外国の民法	外国の民法

325.9	外国の商法	外国の商法	外国の商法
326.9	外国の刑法	外国の刑法	外国の刑法
327.9	外国の司法制度・訴訟制度	外国の司法制度・訴訟制度	外国の司法制度・訴訟手続法
331.2	経済学説史．経済思想史	経済学説史．経済思想史	経済学説史．経済思想史
332	経済史・事情．経済体制	経済史・事情．経済体制	
332.1	日本経済史・事情 ＊日本地方区分	日本経済史・事情 ＊日本地方区分	
332.11 ／.19			地域別 ＊日本地方区分
332.2／.7			各国経済史・事情
333.5		国土計画．地域計画[総合開発]	
333.8	経済協力．経済援助 ＊地理区分 ＊1国の経済援助に関するものは援助を行う国によって、2国間および多数国の1国に対する経済援助に関するものは受入国によって地理区分	経済協力．経済援助 ＊地理区分 ＊1国の経済援助に関するものは援助を行う国によって、2国間の援助協力関係に関するものは受入国によって地理区分	経済協力．経済援助 ＊地理区分 ＊経済協力機構 OECD は、ここに収める；発展途上国への援助協力は、受入国によって地理区分する
334.3	人口問題．人口政策	人口問題．人口政策	人口問題．人口政策
334.4	移民[来住民]・難民問題．移民[来住民]・難民政策 ＊受入国による地理区分	移民[来住民]・難民問題．移民[来住民]・難民政策 ＊受入国による地理区分	移民．来住．難民政策 ＊受入国によって地理区分をする
334.5	移民[流出民]・植民問題．植民政策 ＊母国[発生国]による地理区分	移民[流出民]・植民問題．植民政策 ＊母国[発生国]による地理区分	植民・移民政策 ＊地理区分 ＊母国によって地理区分をする
335.2	経営史・事情	経営史・事情	経営史．事情
335.7	官業．公企業：公共企業体，公社，公団，統制会，独立行政法人	官業．公企業：公共企業体，公社，公団，統制会	
337.2	貨幣史・事情．貨幣制度．各国の通貨	貨幣史・事情．貨幣制度．各国の通貨	貨幣史・事情．貨幣制度．各国の通貨
337.82	物価史・事情	物価史・事情	物価史・事情
337.9	景気変動：インフレーション，デフレーション	景気変動：インフレーション，デフレーション	景気変動：インフレーション，デフレーション
338.2	金融史・事情．銀行史・事情	金融史・事情．銀行史・事情	金融史・事情．銀行史・事情
338.4	発券銀行．中央銀行	発券銀行．中央銀行	発券銀行．中央銀行
338.92	国際投資．国際資本移動．外貨導入 ＊受入国による地理区分	国際投資．国際資本移動．外貨導入 ＊受入国による地理区分	
339.2	保険業史・事情	保険業史・事情	保険業史・事情
342	財政史・事情	財政史・事情	財政史・事情
344	予算．決算	予算．決算	予算．決算
345.2	租税史・事情	租税史・事情	租税史・事情

347.2	公債史・事情	公債史・事情	公債史・事情
349.2	地方財政史・事情	地方財政史・事情	地方財政史・事情
349.4	地方経費．地方費．予算・決算	地方経費．地方費．予算・決算	
350	統計	統計	
350.2	統計史・事情	統計史・事情	統計史・事情
351／357			一般統計書
358	人口統計．国勢調査	人口統計．国勢調査	人口統計．国勢調査
361.2	社会学説史	社会学説史	社会学史
361.9	社会測定．社会調査．社会統計	社会測定．社会調査．社会統計	社会測定．社会調査．社会統計
362	社会史．社会体制	社会史．社会体制	社会史．社会体制
366.19	外国の労働法	外国の労働法	外国の労働法
366.2	労働力．雇用．労働市場：就業人口，労働移動	労働力．雇用．労働市場：就業人口，労働移動	労働力．雇用．労働市場：就業人口，労働移動
366.62	歴史・事情	歴史・事情	歴史．事情
367.2	女性史・事情	女性史・事情	婦人・女性史．各国の女性
367.6	児童・青少年問題	児童・青少年問題	
371.2	教育学史．教育思想史	教育学史．教育思想史	教育学史．教育思想史
372	教育史・事情	教育史・事情	教育史・事情
376.12	幼児教育史・事情	幼児教育史・事情	幼児教育史・事情
376.2	初等教育．小学校	初等教育．小学校	
376.3	中等教育．中学校	中等教育．中学校	
376.4	高等学校．高校生活	高等学校．高校生活	
377.2	大学の歴史・事情	大学の歴史・事情	大学の歴史・事情
382	風俗史．民俗誌．民族誌	風俗史．民俗誌．民族誌	風俗史．民俗誌
383.8	飲食史[食制]	飲食史[食制]	
386	年中行事．祭礼	年中行事．祭礼	年中行事．祭礼
386.8	民俗芸能[郷土芸能]．民俗舞踊[郷土舞踊]	民俗芸能[郷土芸能]．民俗舞踊[郷土舞踊]	
387.9	迷信[俗信]	迷信[俗信]	
388	伝説．民話[昔話]	伝説．民話[昔話]	伝説．民話[昔話]
388.8	ことわざ[俚諺]	ことわざ[俚諺]	ことわざ[俚諺]
388.9	民謡．わらべ唄	民謡．わらべ唄	民謡．わらべ唄
389	民族学．文化人類学 ＊特定民族の民族誌は 382.1／.7 に、地理区分できない民族誌は 382.9 に収める；特定民族の特定の風俗・習慣は、383／387 に収める ＊別法：特定民族の民族誌は、ここに収め地理区分	民族学．文化人類学 ＊特定民族の民族誌は 382.1／.7；地理区分できない民族誌→382.9；特定民族の特定の風俗・習慣→383／387；形態人類学→469.4；自然人類学→469；宗教人類学→163；体質人類学→469.4 ＊別法：特定民族の民族誌は、ここに収め地理区分	民族学．文化人類学
391.6	軍事情報．軍機保護．スパイ活動	軍事情報．軍機保護．スパイ活動	

392	国防史・事情．軍事史・事情	国防史・事情．軍事史・事情	国防史・事情．軍事史・事情
396.2	陸軍史．各国の陸軍	陸軍史．各国の陸軍	陸軍史．各国の陸軍
397.2	海軍史．各国の海軍	海軍史．各国の海軍	海軍史．各国の海軍
398.2	空軍史．各国の空軍	空軍史．各国の空軍	空軍史．各国の空軍
402	科学史・事情	科学史・事情	科学史・事情
402.9	科学探検・調査	科学探検・調査	科学探検・調査
409	科学技術政策．科学技術行政	科学技術政策．科学技術行政	
449.8	各国の暦	各国の暦	各国の暦
450.9	自然地理	自然地理	自然地理
450.98	自然災害誌	自然災害誌	
451.64		雨：人口降雨	
451.66	雪．降雪誌：吹雪，積雪，雪崩	雪．降雪誌：吹雪，積雪，雪崩	
451.69	降水量．蒸発量．雨量計	降水量．蒸発量．雨量計	
451.9	気象図誌．気象統計．気候誌	気象図誌．気象統計．気候誌	気象図誌．気象統計．気候誌
451.98	気象災害誌	気象災害誌	気象災害誌
452.5	波浪．波浪誌．風浪．うねり．津波	波浪．波浪誌．風浪．うねり．津波	
452.93	湖沼．湖沼学：沼沢、潟、池	湖沼．湖沼学：沼沢、潟、池	
452.96	雪氷．雪氷学．氷河．氷河学	雪氷．雪氷学．氷河．氷河学	
453.2	地震誌．地震調査	地震誌．地震調査	地震誌．地震調査
453.82	火山誌	火山誌	火山誌
454.9	地形図誌．地形写真	地形図誌．地形写真	地形図誌．地形写真
455	地質学	地質学	
455.1／.7			地質図誌．地質構造
456.9	各地の地層	各地の地層	各地の地層
457.2	化石誌	化石誌	地域的化石
458.2	岩石誌	岩石誌	岩石誌
459.2	鉱物誌	鉱物誌	鉱物誌
462	生物地理．生物誌	生物地理．生物誌	生物地理．生物誌
462.9	天然記念物	天然記念物	天然記念物一般
469.9	人種誌	人種誌	人種誌
472	植物地理．植物誌	植物地理．植物誌	植物地理．植物誌
482	動物地理．動物誌	動物地理．動物誌	動物地理．動物誌
487.52	魚類誌．分布	魚類誌．分布	魚類誌．分布
488.2	鳥類誌	鳥類誌	鳥類誌
498		衛生学．公衆衛生．予防医学	
498.1		衛生行政．厚生行政	
499.12	公定書．薬局方	公定書．薬局方	公定書．薬局方
502	技術史．工学史	技術史．工学史	技術史．工学史
509.2	工業史・事情	工業史・事情	工業史・事情
<510／580 > ー092	各種の技術・工学 歴史・事情	各種の技術・工学 歴史・事情	

510.92	建設・土木事業史・事情	建設・土木事業史・事情	建設・土木事業史．事情
514.092	道路事業史・事情	道路事業史・事情	
517.2	河川誌．治水誌．調査工事報告	河川誌．治水誌．調査工事報告	河川誌．治水誌．調査工事報告
519.2	環境問題史・事情、公害史・事情	公害史・事情	公害史・事情
519.8	環境保全．自然保護	環境保全．自然保護	環境保全・自然保護
520.92	建築業史・事情	建築業史・事情	建築業史・事情
523	西洋の建築．その他の様式の建築	西洋の建築．その他の様式の建築	
523.1／.7			各国の建築
530.92	歴史・事情	歴史・事情	
540.92	電気事業史・事情	電気事業史・事情	電気事業史・事情
[548.92]	歴史・事情	歴史・事情	
550.92	造船業史・事情		
560.92	鉱業史・事情	鉱業史・事情	鉱業史・事情
561.1	鉱床・応用地質学．応用鉱物学	鉱床・応用地質学．応用鉱物学	鉱床・応用地質学．応用鉱物学
567.092	炭業史・事情	炭業史・事情	炭業史・事情
567.1	石炭鉱床．石炭地質学．炭田	石炭鉱床．石炭地質学．炭田	石炭鉱床．石炭地質学．炭田
568.1	石油鉱床．石油地質学．油田	石油鉱床．石油地質学．油田	石油鉱床．石油地質学．油田
570.92	化学工業史・事情		
586.092	歴史・事情	歴史・事情	歴史・事情
586.22	歴史・事情	歴史・事情	歴史．事情
586.32	歴史・事情	歴史・事情	歴史．事情
586.42	歴史・事情	歴史・事情	歴史．事情
586.52	歴史・事情	歴史・事情	歴史．事情
586.62	歴史・事情	歴史・事情	歴史・事情
586.72	歴史・事情	歴史・事情	歴史・事情
601	産業政策・行政．総合開発	産業政策・行政．総合開発	産業政策・行政．総合開発
602	産業史・事情．物産誌	産業史・事情．物産誌	産業史・事情．物産誌
606.9	博覧会．共進会．見本市．国際見本市	博覧会．共進会．見本市．国際見本市	
610.12	農学史．農業技術史・事情	農学史．農業技術史・事情	
611.15	農村計画．農村改良．農村更生	農村計画．農村改良．農村更生	
611.22	土地制度史・事情	土地制度史・事情	
611.24	開拓	開拓	
611.6	農業協同組合	農業協同組合．農業団体	
611.92	農村事情．各地の農民問題．農村調査	農村事情．各地の農民問題．農村調査	農村調査．農村事情
611.96	農民組合・運動．小作争議・調停	農民組合・運動．小作争議・調停	
612	農業史・事情	農業史・事情	農業史・事情
613.59	各地の土壌．土性図	各地の土壌．土性図	各地の土壌．土性図
614.2	農業土木．土地改良	農業土木．土地改良	

614.3	農業水利．農業用水．灌漑排水	農業水利．農業用水．灌漑排水	
621.4	園芸生産物市場および価格	園芸生産物市場および価格	
622	園芸史・事情	園芸史・事情	園芸史・事情
629.2			庭園
629.4	自然公園．国立・国定・公立公園	自然公園．国立・国定・公立公園	自然公園．国立・国定・公立公園
631.6	蚕糸業組合		
632	蚕糸業史・事情	蚕糸業史・事情	蚕糸業史・事情
641.6	0 畜産業組合		
642	畜産史・事情	畜産史・事情	畜産史・事情
649.8		家畜衛生．獣医公衆衛生	
651.13	国有林	国有林	
651.6	森林組合		
652	森林史．林業史・事情	森林史．林業史・事情	森林史．林業史・事情
653.2	森林植物．樹木	森林植物．樹木	
661.6	漁業協同組合．水産業協同組合	漁業協同組合．水産業協同組合	
662	水産業および漁業史・事情	水産業および漁業史・事情	水産業および漁業史・事情
664.1	漁場．魚期．魚況．漁獲量	漁場．魚期．魚況．漁獲量	
672	商業史・事情	商業史・事情	商業史・事情
674.2	広告史・事情	広告史・事情	広告史・事情
678.2	貿易史・事情 ＊地理区分 ＊2 国間の貿易は、地理区分のうえゼロを付け、相手国によって地理区分	貿易史・事情 ＊地理区分 ＊2 国間の貿易は、地理区分のうえゼロを付け、相手国によって地理区分	貿易史・事情
678.9	貿易統計	貿易統計	貿易統計
682	交通史・事情	交通史・事情	交通史・事情
683.2	海軍史・事情	海軍史・事情	海軍史・事情
683.92	港湾史・事情	港湾史・事情	港湾史・事情
685.2	陸運史・事情	陸運史・事情	陸運史・事情
686.2	鉄道史・事情	鉄道史・事情	鉄道史・事情
686.9	路面電車．モノレール．ケーブルカー	路面電車．モノレール．ケーブルカー	
687.2	航空事業史・事情	航空事業史・事情	航空事業史・事情
687.9	空港	空港	
688.2	倉庫業史・事情	倉庫業史・事情	倉庫業史・事情
689.2	観光事業史・事情	観光事業史・事情	観光事業史・事情
689.8	ホテル．旅館．民宿．ペンション．貸別荘．ユースホステル	ホテル．旅館．民宿．ペンション．貸別荘	
692	通信事業史・事情	通信事業史・事情	通信事業史・事情
693.2	郵便史・事情	郵便史・事情	郵便史・事情
694.2	電気通信史・事情	電気通信史・事情	歴史・事情
699.2	放送史・事情	放送史・事情	放送史・事情

699.78	有線放送と地域社会	有線放送と地域社会	
702	芸術史．美術史	芸術史．美術史	
702.19	日本各地 ＊日本地方区分	日本各地 ＊日本地方区分	日本各地 ＊日本地理区分をする
709	芸術政策．文化財	芸術政策．文化財	芸術政策．文化財
712	彫刻史．各国の彫刻	彫刻史．各国の彫刻	彫刻史．各国の彫刻
712.8	彫刻家＜列伝＞ ＊各国の彫刻家および個人の伝記、研究・評論は、彫刻の種類にかかわらず、.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	彫刻家＜列伝＞ ＊各国の彫刻家および個人の伝記、研究・評論は、彫刻の種類にかかわらず、.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	
723	洋画 ＊地理区分 ＊画家の伝記および研究・評論は、その主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	洋画 ＊画家の伝記および研究・評論は、その主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	洋画 ＊ここには、歴史、伝記、研究評論及び画集を収める；画家は国籍によって地理区分する
723.1／.7		地域別	地域別
732	版画史．各国の版画	版画史．各国の版画	版画史．各国の版画
732.8	版画家＜列伝＞ ＊各国の版画家および個人の伝記、研究・評論は、版画の種類にかかわらず.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	版画家＜列伝＞ ＊各国の版画家および個人の伝記、研究・評論は、版画の種類にかかわらず.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	
740.2	写真史	写真史	写真史
740.28	写真家＜列伝＞ ＊各国の写真家および個人の伝記、研究・評論は、.21／.27に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	写真家＜列伝＞ ＊各国の写真家および個人の伝記、研究・評論は、.21／.27に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	写真家＜列伝＞ ＊各国および個々の写真作家は、作品批評研究とともに、国籍によって740.21／.27に収める
749.2	印刷史・事情	印刷史・事情	印刷史・事情
753.2	染織史・事情		
756.2	金工史・事情．金工[金匠]	金工史．金工	金工史．金工
762	音楽史．各国の音楽	音楽史．各国の音楽	音楽史．各国の音楽

762.8	音楽家＜列伝＞ ＊作曲家、演奏家、声楽家、指揮者を収める；ただし、各国の音楽家および個人の伝記、研究・評論は、.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	音楽家＜列伝＞ ＊作曲家、演奏家、声楽家、指揮者を収める；ただし、各国の音楽家および個人の伝記、研究・評論は、.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	音楽家＜列伝＞ ＊作曲家、演奏家、声楽家、指揮者を収める；但し、各国の音楽家及び個人の伝記、作品研究及び評論は、その国籍によって、762.1／.7に収める
767.5	民謡．国民歌．国歌．祝祭歌	民謡．国民歌．国歌．祝祭歌	民謡集．国民歌．国歌．祝祭歌
769	舞踏．バレエ	舞踏．バレエ	舞踏．バレエ
769.9	バレエ：クラシックバレエ、モダンバレエ	バレエ：クラシック　バレエ、モダン　バレエ	
772	演劇史．各国の演劇	演劇史．各国の演劇	演劇史．各国の演劇
772.8	俳優＜列伝＞ ＊各国の俳優および個人の伝記、研究・評論は、.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	俳優＜列伝＞ ＊各国の俳優および個人の伝記、研究・評論は、.1／.7に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	俳優＜列伝＞ ＊個々の俳優の伝記及び評論は、その国籍によって、772.1／.7に収める
773.29	郷土能 ＊日本地方区分	郷土能 ＊日本地方区分	郷土能 ＊日本地理区分
774.29	地歌舞伎 ＊日本地方区分		
777	人形劇	人形劇	人形劇
778.2	映画史．各国の映画	映画史．各国の映画	映画史．各国の映画
778.28	映画人＜列伝＞ ＊各国および個々の映画演出家、監督、俳優、カメラマン、プロデューサー等の伝記、研究・評論は、.21／.27に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	映画人＜列伝＞ ＊各国および個々の映画演出家、監督、俳優、カメラマン、プロデューサー等の伝記、研究・評論は、.21／.27に収める；個人の場合は、主な活動の場と認められる国、もしくは出身国により地理区分	
802	言語史・事情．言語政策	言語史・事情．言語政策	
813.6		古語辞典 ＊特定地域の古語に関する辞典は、818に収め、日本地方区分	
814.6		古語 ＊特定地域の古語に関するものは、818に収め、日本地方区分	
818	方言．訛語 ＊日本地方区分	方言．訛語 ＊日本地方区分	

818.1／.9			各地の方言 ＊日本地方区分をする
［902.9］	地域別文学研究	地域別文学研究	

付表２：日本地方区分一覧（下線は筆者）

記号	『NDC』10 版	『NDC』9 版
－1	日本	日本
－11	北海道地方 ＊蝦夷には、この記号を使用する	北海道地方 ＊蝦夷には、この記号を使用する
－111	道北：宗谷総合振興局、 オホーツク総合振興局 ［北見国］ 網走、北見、紋別、稚内	道北：宗谷支庁、網走支庁 ［北見国］ 網走、北見、紋別、稚内
－112	道東：根室振興局、釧路 総合振興局［根室国．釧路国］ 釧路、根室	道東：根室支庁、釧路支庁 ［根室国．釧路国］ 釧路、根室
－113	十勝総合振興局［十勝国］ 帯広	十勝支庁［十勝国］ 帯広
－114	上川総合振興局．日高振興局 ［日高国］ 旭川、士別、名寄、 富良野	上川支庁．日高支庁 ［日高国］ 旭川、士別、名寄、 富良野
－115	道央：石狩振興局、空知 総合振興局［石狩国］ 札幌、赤平、芦別、石狩、 岩見沢、歌志内、恵庭、 江別、北広島、砂川、滝川、 千歳、美唄、深川、三笠、 夕張	道央：石狩支庁、空知 支庁［石狩国］ 札幌、赤平、芦別、 岩見沢、歌志内、恵庭、 江別、砂川、滝川、千歳、 美唄、深川、三笠、夕張
－116	道西：留萌振興局［天塩国］ 留萌	道西：留萌支庁［天塩国］ 留萌
－117	後志総合振興局．胆振総 合振興局［後志国．胆振国］ 小樽、伊達、苫小牧、 登別、室蘭	後志支庁．胆振支庁［後志国． 胆振国］ 小樽、伊達、苫小牧、 登別、室蘭
－118	道南：渡島総合振興局．檜山 振興局［渡島国］ 函館、北斗	道南：渡島支庁．檜山支庁 ［渡島国］ 函館［亀田］
－119	千島列島［千島国］ ＊北方四島には、この記 号を使用する ＊樺太→－292	千島列島［千島国］ ＊北方四島には、この記 号を使用する ＊樺太→－292

－12	東北地方 ＊奥羽には、この記号を使用する	東北地方 ＊奥羽には、この記号を使用する
－121	青森県[陸奥国] 青森、黒石、五所川原、 つがる、十和田、八戸、 平川、弘前、三沢、むつ	青森県[陸奥国] 青森、黒石、五所川原、 十和田[三本木]、八戸、 弘前、三沢、むつ[大湊田名郡]
－122	岩手県[陸中国] 盛岡、一関、奥州、大船渡、 釜石、北上、久慈、滝沢、 遠野、二戸、八幡平、花巻、 宮古、陸前高田	岩手県[陸中国] 盛岡、一関、江刺、大船渡、 釜石、北上、久慈、 遠野、二戸、花巻、水沢、 宮古、陸前高田
－123	宮城県[陸前国] 仙台、石巻、岩沼、大崎、 角田、栗原、気仙沼、塩竈、 白石、多賀城、登米、名取、 東松島	宮城県[陸前国] 仙台[泉]、石巻、岩沼、 角田、気仙沼、塩釜、 白石、多賀城、名取、 古川
－124	秋田県[羽後国] 秋田、大館、男鹿、潟上、 鹿角、北秋田、仙北、大仙、 にかほ、能代、湯沢、 由利本荘、横手	秋田県[羽後国] 秋田、大館、大曲、男鹿、 鹿角、能代、本荘、湯沢、 横手
－125	山形県[羽前国] 山形、尾花沢、上山、 寒河江、酒田、新庄、鶴岡、 天童、長井、南陽、東根、 村山、米沢	山形県[羽前国] 山形、尾花沢、上山、 寒河江、酒田、新庄、鶴岡、 天童、長井、南陽、東根、 村山、米沢
－126	福島県[岩代国．磐城国] 福島、会津若松、いわき、 喜多方、郡山、白河、 須賀川、相馬、伊達、田村、 二本松、南相馬、本宮	福島県[岩代国．磐城国] 福島、会津若松、いわき [磐城、常磐、平、内郷、 勿来]、喜多方、郡山、 白河、須賀川、相馬、 二本松、原町
－13	関東地方 ＊坂東には、この記号を使用する	関東地方 ＊坂東には、この記号を使用する

－131	茨城県［常陸国］ 水戸、石岡、潮来、稲敷、 牛久、小美玉、笠間、鹿嶋、 かすみがうら、神栖、 北茨城、古河、桜川、下妻、 常総、高萩、筑西、つくば、 つくばみらい、土浦、取手、 那珂、行方、坂東、日立、 常陸太田、常陸大宮、 ひたちなか、鉾田、守谷、 結城、龍ヶ崎 ＊常陸には、この記号を使用する	茨城県［常陸国］ 水戸、石岡、岩井、牛久、 笠間、北茨城、古河、下館、 下妻、高萩、つくば、土浦、 取手、日立、常陸太田、 ひたちなか［勝田、那珂湊］、 水海道、結城、龍ヶ崎 ＊常陸には、この記号を使用する
－132	栃木県［下野国］ 宇都宮、足利、大田原、 小山、鹿沼、さくら、佐野、 下野、栃木、那須烏山、 那須塩原、日光、真岡、 矢板	栃木県［下野国］ 宇都宮、足利、今市、 大田原、小山、鹿沼、 黒磯、佐野、栃木、日光、 真岡、矢板
－133	群馬県［上野国］ 前橋、安中、伊勢崎、太田、 桐生、渋川、高崎、舘林、 富岡、沼田、藤岡、みどり	群馬県［上野国］ 前橋、安中、伊勢崎、太田、 桐生、渋川、高崎、舘林、 富岡、沼田、藤岡
－134	埼玉県［武蔵国］ さいたま、上尾、朝霞、 入間、桶川、春日部、加須、 川口、川越、北本、行田、 久喜、熊谷、鴻巣、越谷、 坂戸、幸手、狭山、志木、 白岡、草加、秩父、鶴ヶ島、 所沢、戸田、新座、蓮田、 羽生、飯能、東松山、日高、 深谷、富士見、ふじみ野、 本庄、三郷、八潮、吉川、 和光、蕨 ＊武相地方→－137	埼玉県［武蔵国］ 浦和、上尾、朝霞、入間、 岩槻、大宮、桶川、春日部、 加須、上福岡、川口、川越、 北本、行田、久喜、熊谷、 鴻巣、越谷、坂戸、幸手、 狭山、志木、草加、秩父、 鶴ヶ島、所沢、戸田、新座、 蓮田、鳩ケ谷、羽生、飯能、 東松山、日高、深谷、 富士見、本庄、三郷、八潮、 与野、和光、蕨 ＊武相地方→－137

－135	千葉県[上総国．下総国．安房国] 千葉、旭、我孫子、いすみ、 市川、市原、印西、浦安、 大網白里、柏、勝浦、香取、 鎌ヶ谷、鴨川、木更津、 君津、佐倉、山武、白井、 匝瑳、袖ケ浦、館山、銚子、 東金、富里、流山、習志野、 成田、野田、富津、船橋、 松戸、南房総、茂原、八街、 八千代、四街道 ＊常総→－131	千葉県[上総国．下総国．安房国] 千葉、旭、我孫子、市川、 市原、浦安、柏[東葛]、 勝浦、鎌ヶ谷、鴨川、 木更津、君津、佐倉、 袖ケ浦、佐原、館山、銚子、 東金、流山、習志野、成田、 野田、富津、船橋、松戸、 茂原、八街、八千代、 八日市場、四街道 ＊常総→－131
－136	東京都 ＊武相地方→－137；武蔵国 →－134	東京都 ＊武相地方→－137
－1361	区部	区部
－1365	市部．郡部 昭島、あきる野、稲城、 青梅、清瀬、国立、 小金井、国分寺、小平、 狛江、立川、多摩、調布、 西東京、八王子、羽村、 東久留米、東村山、 東大和、日野、府中、 福生、町田、三鷹、 武蔵野、武蔵村山	市部．郡部 秋川、昭島、稲城、青梅、 清瀬、国立、小金井、 国分寺、小平、狛江、 立川、田無、多摩、調布、 八王子、東久留米、 東村山、東大和、日野、 羽村、府中、福生、保谷、 町田、三鷹、武蔵野、 武蔵村山
－1369	島部：小笠原諸島、伊豆諸島	島部 ＊小笠原諸島、伊豆諸島ニ は、この記号を使用する
－137	神奈川県[相模国] 横浜、厚木、綾瀬、伊勢原、 海老名、小田原、鎌倉、 川崎、相模原、座間、逗子、 茅ヶ崎、秦野、平塚、藤沢、 三浦、南足柄、大和、横須賀 ＊武相地方には、この記号 を使用する ＊武蔵国→－134	神奈川県[相模国] 横浜、川崎、厚木、綾瀬、 伊勢原、海老名、小田原、 鎌倉、相模原、座間、逗子、 茅ヶ崎、秦野、平塚、藤沢、 三浦、南足柄、大和、横須賀 ＊武相地方には、この記号 を使用する
－14	北陸地方	北陸地方

－141	新潟県[越後国．佐渡国] 新潟、阿賀野、糸魚川、 魚沼、小千谷、柏崎、加茂、 五泉、佐渡、三条、新発田、 上越、胎内、燕、十日町、 長岡、見附、南魚沼、妙高、 村上	新潟県[越後国．佐渡国] 新潟、新井、糸魚川、 小千谷、柏崎、加茂、五泉、 三条、新発田、上越[高田、 直江津]、白根、燕、 十日町、栃尾、豊栄、 長岡、新津、見附、村上、 両津
－142	富山県[越中国] 富山、射水、魚津、小矢部、 黒部、高岡、砺波、滑川、 南砺、氷見	富山県[越中国] 富山、魚津、小矢部、黒部、 新湊、高岡、砺波、滑川、 氷見
－143	石川県[加賀国．能登国] 金沢、加賀、かほく、小松、 珠洲、七尾、野々市、能美、 羽咋、白山、輪島	石川県[加賀国．能登国] 金沢、加賀、小松、珠洲、 七尾、羽咋、松任、輪島
－144	福井県[越前国．若狭国] 福井、あわら、越前、大野、 小浜、勝山、坂井、鯖江、 敦賀	福井県[越前国．若狭国] 福井、大野、小浜、勝山、 鯖江、武生、敦賀
－15	中部地方：東山・東海地方	中部地方：東山・東海地方 ＊北陸→－14
－151	山梨県[甲斐国] 甲府、上野原、大月、甲斐、 甲州、中央、都留、韮崎、 笛吹、富士吉田、北杜、 南アルプス、山梨	山梨県[甲斐国] 甲府、塩山、大月、都留、 韮崎、富士吉田、山梨
－152	長野県[信濃国] 長野、安曇野、飯田、飯山、 伊那、上田、大町、岡谷、 駒ケ根、小諸、佐久、塩尻、 須坂、諏訪、千曲、茅野、 東御、中野、松本	長野県[信濃国] 長野、飯田、飯山、伊那、 上田、大町、岡谷、更埴、 駒ケ根、小諸、佐久、塩尻、 須坂、諏訪、茅野、中野、 松本
－153	岐阜県[飛騨国．美濃国] 岐阜、恵那、大垣、海津、 各務原、可児、郡上、下呂、 関、高山、多治見、土岐、 中津川、羽島、飛騨、瑞浪、 瑞穂、美濃、美濃加茂、 本巣、山県	岐阜県[飛騨国．美濃国] 岐阜、恵那、大垣、各務原、 可児、関、高山、多治見、 土岐、中津川、羽島、瑞浪、 美濃、美濃加茂

－154	静岡県[伊豆国．駿河国．遠江国] 静岡、熱海、伊豆、 伊豆の国、伊東、磐田、 御前崎、掛川、菊川、湖西、 御殿場、島田、下田、裾野、 沼津、浜松、袋井、富士、 藤枝、富士宮、牧之原、 三島、焼津	静岡県[伊豆国．駿河国．遠江国] 静岡、熱海、伊東、磐田、 掛川、湖西、御殿場、島田、 清水、下田、裾野、天竜、 沼津、浜北、浜松、袋井、 富士、藤枝、富士宮、三島、 焼津
－155	愛知県[尾張国．三河国] 名古屋、愛西、あま、安城、 一宮、稲沢、犬山、岩倉、 大府、岡崎、尾張旭、 春日井、蒲郡、刈谷、 北名古屋、清須、江南、 小牧、新城、瀬戸、高浜、 田原、知多、知立、津島、 東海、常滑、豊明、豊川、 豊田、豊橋、長久手、西尾、 日進、半田、碧南、みよし、 弥富	愛知県[尾張国．三河国] 名古屋、安城、一宮、稲沢、 犬山、岩倉、大府、岡崎、 尾張旭、春日井、蒲郡、 刈谷、江南、小牧、新城、 瀬戸、高浜、知多、知立、 津島、東海、常滑、豊明、 豊川、豊田[挙母]、豊橋、 西尾、半田、尾西、碧南
－156	三重県[伊勢国．伊賀国．志摩国] 津、伊賀、伊勢、いなべ、 尾鷲、亀山、熊野、桑名、 志摩、鈴鹿、鳥羽、名張、 松阪、四日市	三重県[伊勢国．伊賀国．志摩国] 津、伊勢[宇治山田]、上野、 尾鷲、亀山、熊野、桑名、 鈴鹿、鳥羽、名張、久居、 松阪、四日市
－16	近畿地方 ＊畿内、上方、関西には、この 記号を使用する	近畿地方 ＊畿内、上方、関西には、この 記号を使用する
－161	滋賀県[近江国] 大津、近江八幡、草津、 甲賀、湖南、高島、長浜、 東近江、彦根、米原、守山、 野洲、栗東	滋賀県[近江国] 大津、近江八幡、草津、 長浜、彦根、守山、八日市
－162	京都府[山城国．丹波国．丹後国] 京都、綾部、宇治、亀岡、 木津川、京田辺、京丹後、 城陽、長岡京、南丹、 福知山、鶴舞、宮津、向日、 八幡	京都府[山城国．丹波国．丹後国] 京都、綾部、宇治、亀岡、 城陽、長岡京、福知山、 鶴舞、宮津、向日、八幡

－163	大阪府[和泉国．河内国．摂津国] 大阪、池田、和泉、泉大津、 泉佐野、茨木、大阪狭山、 貝塚、柏原、交野、門真、 河内長野、岸和田、堺、 四條畷、吹田、摂津、泉南、 大東、高石、高槻、豊中、 富田林、寝屋川、羽曳野、 阪南、東大阪、枚方、 藤井寺、松原、箕面、守口、 八尾	大阪府[和泉国．河内国．摂津国] 大阪、池田、和泉、泉大津、 泉佐野、茨木、大阪狭山、 貝塚、柏原、交野、門真、 河内長野、岸和田、堺、 四條畷、吹田、摂津、泉南、 大東、高石、高槻、豊中、 富田林、寝屋川、 羽曳野[南大阪]、阪南、 東大阪[河内、枚岡、布施]、 枚方、藤井寺、松原、箕面、 守口、八尾
－164	兵庫県[播磨国．但馬国． 淡路国．西摂．西丹] 神戸、相生、明石、赤穂、 朝来、芦屋、尼崎、淡路、 伊丹、小野、加古川、加西、 加東、川西、篠山、三田、 宍粟、洲本、高砂、宝塚、 たつの、丹波、豊岡、西宮、 西脇、姫路、三木、 南あわじ、養父	兵庫県[播磨国．但馬国． 淡路国．西摂．西丹] 神戸[垂水]、相生、明石、 赤穂、芦屋、尼崎、伊丹、 小野、加古川、加西、川西、 三田、洲本、高砂、宝塚、 竜野、豊岡、西宮、西脇、 姫路[飾磨]、三木
－165	奈良県[大和国] 奈良、生駒、宇陀、香芝、 橿原、葛城、五條、御所、 桜井、天理、大和郡山、 大和高田	奈良県[大和国] 奈良、生駒、香芝、橿原、 五条、御所、桜井、天理、 大和郡山、大和高田
－166	和歌山県[紀伊国] 和歌山、有田、岩出、海南、 紀の川、御坊、新宮、田辺、 橋本	和歌山県[紀伊国] 和歌山、有田、海南、御坊、 新宮、田辺、橋本
－17	中国地方	中国地方
－171	山陰地方	山陰地方
－172	鳥取県[因幡国．伯耆国] 鳥取、倉吉、境港、米子	鳥取県[因幡国．伯耆国] 鳥取、倉吉、境港、米子
－173	島根県[出雲国．石見国． 隠岐国] 松江、出雲、雲南、大田、 江津、浜田、益田、安来	島根県[出雲国．石見国． 隠岐国] 松江、出雲、大田、江津、 浜田、平田、益田、安来
－174	山陽地方 ＊瀬戸内地方には、この 記号を使用する	山陽地方 ＊瀬戸内地方には、この 記号を使用する

－175	岡山県[備前国．備中国．美作国] 岡山、赤磐、浅口、井原、笠岡、倉敷、瀬戸内、総社、高梁、玉野、津山、新見、備前、真庭、美作	岡山県[備前国．備中国．美作国] 岡山[西大寺]、井原、笠岡、倉敷、総社、高梁、玉野、津山、新見、備前
－176	広島県[安芸国．備後国] 広島、安芸高田、江田島、大竹、尾道、呉、庄原、竹原、甘日市、東広島、福山、府中、三原、三次	広島県[安芸国．備後国] 広島、因島、大竹、尾道、呉、庄原、竹原、甘日市、東広島、福山[松永]、府中、三原、三次
－177	山口県[周防国．長門国] 山口、岩国、宇部、下松、山陽小野田、下関、周南、長門、萩、光、防府、美祢、柳井	山口県[周防国．長門国] 山口、岩国、宇部、小野田、下松、下関、新南陽、徳山、長門、萩、光、防府、美祢、柳井
－18	四国地方 ＊南海道には、この記号を使用する	四国地方 ＊南海道には、この記号を使用する
－181	徳島県[阿波国] 徳島、阿南、阿波、小松島、鳴門、美馬、三好、吉野川	徳島県[阿波国] 徳島、阿南、小松島、鳴門
－182	香川県[讃岐国] 高松、観音寺、坂出、さぬき、善通寺、東かがわ、丸亀、三豊	香川県[讃岐国] 高松、観音寺、坂出、善通寺、丸亀
－183	愛媛県[伊予国] 松山、今治、伊予、宇和島、大洲、西条、四国中央、西予、東温、新居浜、八幡浜	愛媛県[伊予国] 松山、今治、伊予、伊予三島、宇和島、大洲、川之江、西条、東予、新居浜、北条、八幡浜
－184	高知県[土佐国] 高知、安芸、香美、香南、四万十、宿毛、須崎、土佐、土佐清水、南国、室戸	高知県[土佐国] 高知、安芸、宿毛、須崎、土佐、土佐清水、中村、南国、室戸
－19	九州地方 ＊西海道には、この記号を使用する	九州地方 ＊西海道には、この記号を使用する

－191	福岡県[筑前国．筑後国．豊前国] 福岡、朝倉、飯塚、糸島、 うきは、大川、大野城、 大牟田、小郡、春日、嘉麻、 北九州、久留米、古賀、 田川、太宰府、筑後、 筑紫野、中間、直方、福津、 豊前、みやま、宮若、宗像、 柳川、八女、行橋	福岡県[筑前国．筑後国．豊前国] 福岡、北九州[小倉、戸畑、 門司、八幡、若松]、甘木、 飯塚、大川、大野城、 大牟田、小郡、春日、 久留米、田川、太宰府、 筑後、筑紫野、中間、直方、 豊前[宇島]、前原、宗像、 柳川、山田、八女、行橋
－192	佐賀県[肥前国] 佐賀、伊万里、嬉野、小城、 鹿島、唐津、神埼、多久、 武雄、鳥栖	佐賀県[肥前国] 佐賀、伊万里、鹿島、唐津、 多久、武雄、鳥栖
－193	長崎県[壱岐国．対馬国．西肥] 長崎、壱岐、諫早、雲仙、 大村、五島、西海、佐世保、 島原、対馬、平戸、松浦、 南島原	長崎県[壱岐国．対馬国．西肥] 長崎、諫早、大村、佐世保、 島原、平戸、福江、松浦
－194	熊本県[肥後国] 熊本、阿蘇、天草、荒尾、 宇城、宇土、上天草、菊池、 合志、玉名、人吉、水俣、 八代、山鹿	熊本県[肥後国] 熊本、荒尾、牛深、宇土、 菊池、玉名、人吉、本渡、 水俣、八代、山鹿
－195	大分県[豊後国．北豊] 大分、宇佐、臼杵、杵築、 国東、佐伯、竹田、津久見、 中津、日田、豊後大野、 豊後高田、別府、由布	大分県[豊後国．北豊] 大分[鶴崎]、宇佐、臼杵、 杵築、佐伯、竹田、津久見、 中津、日田、豊後大野、 豊後高田、別府
－196	宮崎県[日向国] 宮崎、えびの、串間、小林、 西都、日南、延岡、日向、 都城	宮崎県[日向国] 宮崎、えびの、串間、小林、 西都、日南、延岡、日向、 都城
－197	鹿児島県[薩摩国．大隅国] 鹿児島、姶良、阿久根、 奄美、伊佐、出水、 いちき串木野、指宿、鹿屋、 霧島、薩摩川内、志布志、 曽於、垂水、西之表、日置、 枕崎、南九州、南さつま	鹿児島県[薩摩国．大隅国] 鹿児島、阿久根、出水、 指宿、大口、加世田、鹿屋、 串木野、国分、川内、垂水、 名瀬、西之表、枕崎
－199	沖縄県[琉球国] 那覇、石垣、糸満、うるま、 沖縄、宜野湾、豊見城、 名護、南城、宮古島	沖縄県[琉球国] 那覇、石垣、石川、糸満、 浦添、沖縄[コザ]、宜野湾、 具志川、名護、平良

A Series on the Current Trend of Overseas Libraries: The20th part of the series

アメリカの公共図書館運営と民間企業とのコラボレーション

Public library management in the US and its public-private collaborations

広瀬容子*

はじめに

本稿では、アメリカ公共図書館の民間委託の背景と議論、運営の実際を取り上げる。

このテーマは日本と異なる制度を持つアメリカの極めて例外的な事例として認識されているためか、日本語で入手できる資料が意外に少ない。しかし、指定管理者制度の議論が今なお続く日本と似通ったエピソードが散見され、イデオロギーか現実主義かといった視点も日本の状況を彷彿とさせる。

本トピックで入手可能な海外情報の大半は「民営化」に反対の立場から発表されたものだが、筆者は2019年6月、民間委託の当事者で、アメリカ唯一の会社、Library Systems & Servicesを訪ね、また2020年1月には同社が受託している公共図書館のひとつ、フロリダ州オセオラ郡にあるハート・メモリアル中央図書館を見学する機会を得た。そこで、受託側の話も交えつつ、民間委託が起きた背景と議論、運営の実際について紹介する。

1. 新型コロナウィルスで一変した世界の中で

アメリカの公共図書館と聞いて真っ先に思い浮かぶのは、フレデリック・ワイズマン監督の映画でも話題となったニューヨーク公共図書館（NYPL）だろう。とはいえ、遡ること1年前に「ニューヨーク公共図書館 エクス・リブリス」が日本公開された時には、世界がこれほど一変するとは、誰一人想像もしていなかったことだろう。

2020年4月現在、世界は新型コロナウィルスの感染拡大一色の様相を呈している。日本でも緊急事態宣言が出され、戦後最大と言われる国難が国全体を覆いつくしている。このような状況下において図書館、とりわけ公共図書館は地域住民にとってどのような意味を持つのだろうか。「インフォデミック」という造語が世界的に認知され、誤った情報や真偽不明の情報に惑わされず質の高い情報を取りにいくことの重要性を多くの人々が認識するようにはなった。しかし、その拠り所として公共図書館が一般人に想起されることは殆どないといってよいし、むしろ完全に「不要不急」のカテゴリーとして認識されてしまっているのが現実である。

一方、2020年4月現在のNYPLのホームページを見ると、トップページにはCovid-19による休館のお知らせとともに遠隔利用の案内ページにナビゲートするリンクが表示されている（図1）。遠隔利用のページには、利用アカウントの取得方法、電子図書館の案内、閉館中にアプリを用いて図書カードを作る方法など、緊急事態に対応したサービスが明記されている。世界で最も感染者数の多いニューヨークにおいて、地域住民が生き延びるための必要な情報も整理されている[1)]。無論、今のようなひっ迫した市民生活の中でどれだけの人がこれらの情報を積極

*株式会社ラピッヅワイド　〒151-0053　東京都渋谷区代々木2-23-1ニューステートメナー281-1
Yoko HIROSE, RapidsWide, Co. Ltd. 2-23-1-281-1, Yoyogi, Shibuya-ku,Tokyo 151-0053, Japan

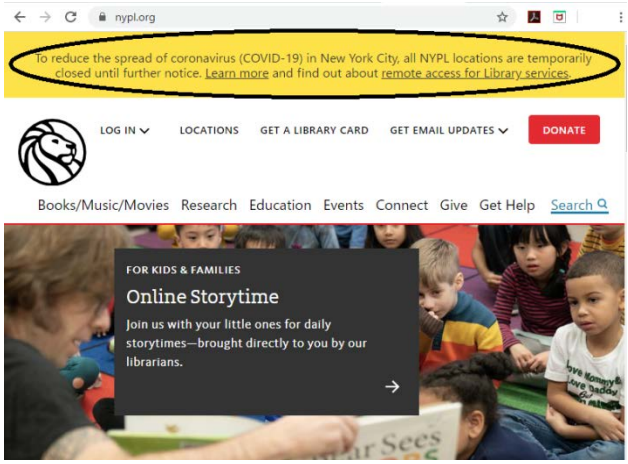

図 1 ニューヨーク公共図書館ホームページ https://www.nypl.org/ (2020 年 4 月 20 日参照)

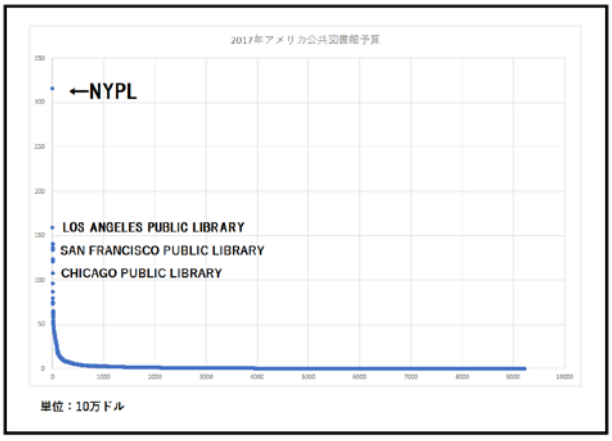

図 2 アメリカの公共図書館運営費分布（2017 年 The Public Libraries Survey に基づき筆者作成）

的に取りに行っているのかは不明である。しかし、Stay home の制約の中、図書館に何ができるかを住民に明確にメッセージとして伝えていることにプロフェッショナルとしての矜持を感じることができる。

もっとも、こうした動きを見て「アメリカは素晴らしい」「日本はだめだ」という反応を示すのはやや短絡的である。NYPL にこのような動きができるのは、通常の公共図書館とは桁はずれの予算を持っていることが大きい。つまりそれだけ動ける人材と環境に恵まれているということでもある。実際、年間約 3 億 7 千万ドル（約 339 億円）という額は、国立国会図書館の 2 倍近くにも相当する。

2．アメリカの公共図書館の多様性

2017 年のアメリカの公共図書館運営費をプロットした散布図を見ると（図 2）、3 億ドルを超える NYPL の予算は他の図書館を大きくひき離している。いわば外れ値である。全米の平均は NYPL の 200 分の 1、155 万ドル（約 1 億 6 千 500 万円）であり、その平均値自体も、NYPL やシカゴ公共図書館、サンフランシスコ公共図書館など、一部の「有名どころ」に押し上げられた結果である。運営費が 100 万ドル（1 億円）を超える図書館は全体の 2 割にすぎず、8 割は平均以下となっている [2)]。

日本にも、地方の人口 3～4 万人規模の自治体でありながら予算が 1 億円以上あり、奉仕人口一人当たりの運営費 2,000 円~3,000 円の図書館が存在するが [3)]、実はこのレベルに及ばない図書館が、アメリカには 1,800 館近くもある。

南山は本誌 196 号「Anythink のブランディングモデル」において、コロラド州アダムズ・郡のレンジビュー地区における、アダムズ図書館の再生と進化のケースを紹介したが、当図書館もかつては財政難に見舞われ、州内で最下位にランクされるほどの不良図書館であった [4)]。2006 年の住民投票で固定資産税引き上げの承認を勝ち取り、図書館を閉鎖する代わりに 4 つの分館の新築と 3 つの既存館の改装、これまでにないブランド価値の創出を行うことに成功したが、こうした成功事例が全米至るところにあるわけではない。

そして、財政難とサービス低下の問題を解決するひとつの「解」として、アメリカでは割合としては非常に小さいものの、公共図書館運営の民間委託が行われるケースがある。もっとも、米国図書館協会（ALA）はこれを「民営化」（privatization）と呼び、否定的な立場から様々な情報発信を行っているし、反対運動やネットの炎上など、日本の指定管理者制度をめぐる状況にも似た既視感のあるコミュニケーションも繰り広げられている。しかしその一方、同じ事象を「民間とのコラボレーション」、あるいは「パートナーシップ」と呼ぶ人も少なからず存在するのも事実である。

本稿では、「サービス内容決定を含めた全ての業務の委託」という意味で、「民営化」、「民間委

託」、「業務委託」という言葉を使用するが、このうち「民営化」については鍵かっこつきで用いることとする。

3 アメリカ公共図書館の民間委託の背景

1) 民間委託によって運営されている公共図書館

アメリカには行政単位で 9,000 を超える公共図書館があり、分館を含めると、建物としての数は 16,000 に及ぶ [5]。一部は「図書館システム」という形態で運営を行っている。この「図書館システム」という言葉は、日本人には蔵書管理や貸出などのコンピュータシステムを連想させるが、「同じ管理運営下にある図書館の集合体」を意味し、メイン・ライブラリーとその他複数のブランチ・ライブラリーで構成されることが多い。

現在、これらの図書館のうち、システム傘下の図書館を含む 83 館が民間企業によって運営されている（表１）[6]。

2) Library Systems & Services

上記の公共図書館は全て同じ企業によって運営されている。メリーランド州ロックビルに本社を持つ Library Systems & Services(LS&S)がそれで、同社が唯一の公共図書館民間委託会社

表１　2020 年現在民間委託によって運営されている図書館一覧

図書館名（カッコ内はシステム全体の館数）	地域（州）
SAM T. WILSON PUBLIC LIBRARY	Arlington(TN)
CAMARILLO PUBLIC LIBRARY	Camarillo(CA)
COLLEGEDALE PUBLIC LIBRARY	Collegedale(TN)
ESCONDIDO PUBLIC LIBRARY	Escondido(CA)
FARMERS BRANCH MANSKE LIBRARY	Farmers Branch(TX)
FINNEY COUNTY PUBLIC LIBRARY	Finney County(KS)
GERMANTOWN COMMUNITY LIBRARY (2 館)	Germantown(TN)
JACKSON COUNTY LIBRARY (15 館)	Jackson County(OR)
LEANDER PUBLIC LIBRARY	Leander(TX)
MILLINGTON PUBLIC LIBRARY	Millington(TN)
MOORPARK CITY LIBRARY	Moorpark(CA)
MORENO PUBLIC LIBRARY (2 館)	Moreno Valley(CA)
OSCEOLA LIBRARY （6 館）	Osceola County(FL)
PALMDALE LIBRARY	Palmdale(CA)
RED OAK PUBLIC LIBRARY	Red Oak(TX)
SHASTA PUBLIC LIBRARIES (3 館)	Shasta County(CA)
RIVERSIDE COUNTY LIBRARY SYSTEM (36 館)	Riverside County(CA)
SIMI VALLEY PUBLIC LIBRARY	Simi Valley(CA)
SUMTER COUNTY LIBRARY SYSTEM (5 館)	Sumter County(FL)
UPLAND PUBLIC LIBRARY	Upland(CA)

として活動を行っている[6]。従業員は約 1,000 名、殆どは図書館の現場で働く職員であり、経営陣や人事、IT 担当など限られたポジションの社員のみがロックビルの本社にいる。民間委託の企業が全米にひとつしか存在しない主な理由は、民間委託そのものを法律で禁じている州があるため他社が参入しにくいということと、根強い拒否反応があるためである[7]。

LS&S(当時は LSSI)の創業は 1981 年に遡る。2003 年に売却されるまで LS&S は教育系出版社の Follett Corporation の子会社であった。目録作成や資料購入、図書館業務の自動化などのサービスを全国的に行い、米国議会図書館やボストン公共図書館のほか、いくつかの連邦政府を顧客としてビジネスを展開していた[8]。

当時のアメリカはレーガン政権下にあり、レーガノミクスと呼ばれる経済政策の真っただ中にあった。労働と資本からの所得に対する限界税率の引き下げ、規制緩和、マネーサプライの引き締め、そして政府支出の抑制を基本の柱に、政府機関のコアな機能以外についての民間委託が進み、連邦政府の図書館もその対象となった。LS&S はエネルギー省、世界銀行などの図書館運営を受託し、職員の雇用、資料購入、レファレンス、目録作成等の業務を一括して行った。このような連邦政府のための図書館運営ビジネスは約 20 年間続いた。その後、連邦政府が委託可能な企業を 50 人以下のスモールビジネスに限定したため、規模を拡大しつつあった LS&S は受託の条件を満たさなくなり、後述するリバーサイド郡図書館からの業務委託をきっかけに、公共図書館ビジネスに大きく舵を切ることとなった[7]。

3) コントラクト・シティと図書館運営

連邦政府図書館運営のノウハウを持った LS&S が公共図書館運営を受託することとなったのは、カリフォルニア州のリバーサイド郡図書館における財政難がきっかけである[9]。ちなみに郡とは地方行政組織のひとつであり、基本的には市を包含している。(但しひとつの市が複数の郡にまたがるニューヨーク市のような例もあるし、統合市郡といって郡と市の行政を統合するケースも存在するので、日本の県と市区町村の関係とは若干異なる)。

1990 年代後半まで 86 年もの間、リバーサイド郡は、「コントラクト・シティ」に基づきリバーサイド市と契約を結び、同市に図書館運営を委託していた。「コントラクト・シティ」とは行政手法のひとつである。カリフォルニア州には大都市周辺に数多くの小規模な市が存在し、多くは独自に住民自治を行っている。しかし、それぞれの市が独自に都市型の行政サービスを提供することは、住民にとって多額の税負担を意味し、非効率な場合も多い。そこで、道路や下水道、学校、図書館といった行政サービスを新たに整備することなく、他の自治体や企業、団体等と契約を結び、すでに近隣で行われているサービスを“購入”する「コントラクト・シティ」が導入されることがある[10]。

4) リバーサイド郡とリバーサイド市の契約解消

リバーサイド郡図書館システムには 25 のブランチがあったが、これらのブランチの運営は全てリバーサイド市が請け負っていた。しかし、固定資産税に上限を設けたことにより税収が著しく不足したり、郡内の空軍基地閉鎖による補助金も打ち切られたりするなど、90 年代後半に図書館運営は深刻な財政難に見舞われることとなった[11][12]。

その結果、様々な問題が浮き彫りとなる。そのひとつは、図書館システム全体の運営を受託する契約相手のリバーサイド市が、自身の市図書館サービスを優先し、他のブランチのサービスの質を低下させたことである。ブランチのいくつかは閉鎖され、開館時間も短縮、人員や資料費も削減された。このことは郡に対して税金を納めている他の市からの不満を増大させた。また、委託料を支払っている郡自体もリバーサイド市に対する不満を募らせることとなった。こうして両者の関係が悪化し、86 年もの間継続した契約は 1996 年 12 月に終了した[7]。

5) LS&S による受託の開始

以上のような背景から、改めて新規の契約相手を決定するための競争入札が行われることとなった。この時初めて LS&S が公共図書館運営の入札に手を上げた。ほかに入札に参加したのは、

リバーサイド郡教育局、そしてリバーサイド郡の北部に隣接する地域、サンバーナディノ郡図書館であった。結果、LS&S が選定され、郡内の 25 のライブラリーの図書館運営を受託することが決定した[12]。

こうしてLS&Sは1997年に受託運営を開始し、これがひとつの民間委託のモデルとなった。建物を所有するのは郡や市などの地方政府である。LS&S は館長からスタッフに至るまで全ての職員を雇用し、実際の運営を行う。図書館資料やコンピューター端末、その他様々な資料は全て地方政府に帰属する。図書館の運営方針は地方政府、または図書館運営の最高意思決定機関である図書館委員会が決定する。策定に関して LS&S が相談を受けたり助言したりすることもあるが、最終的には彼らの決定が優先される。なお、業務委託の契約は通常 5 年間だが、リバーサイド郡図書館システムについては 2020 年現在も更新が続いている。

4.「民営化」の評価とそれをめぐる論争

1）様々な評価

リバーサイド郡図書館システムの民間委託は、アメリカ初のケースであったが、同郡に深刻な財政難という背景があったことと、一部の市図書館は独立館として活動を継続したことから「完全な民営化」ではないという認識が専門家の間にあり、図書館業界の間ではさほどネガティブには受け止められなかった[7) 11)]。

活動そのものも一定の評価を与えられ、たとえば 2005 年には ALA より John Cotton Dana 賞を受賞している。これは、リバーサイド郡内のラテン系住民に対する図書館サービスの認知度と利用を高めるために設計されたプロジェクト「Leer Es Triunfar - Reading is Succeeding」（読書は成功への道）に贈られたもので、様々なプログラムやイベント、バイリンガルによるおはなし会、有名人を使ったテレビ CM、スペイン語による情報提供などの一連の活動が評価されたものである[13]。

しかし、同じラテン系住民に対するサービスでありながら、2016 年ジャクソン郡オレゴン図書館サービスについては、同地区の図書館委員会から厳しい評価を下されている。報告書では、「ラテン系コミュニティへのサービスが著しく欠けている」「スペイン語を話す人はコミュニティの一部と見なされておらず、図書館にも歓迎されていないという全体的な印象を与えている」「コレクションはコミュニティの多様性を十分に反映していない」など、LS&S のラテン系住民への配慮に欠けるサービス運営が指摘されている[14]。

2）反対運動と炎上

LS&S に委託する図書館が徐々に増え始め、カリフォルニア州内にとどまらず全米に拡がりを見せるようになると、一部住民による反対運動が活発化するようになった。たとえば、2010 年秋、カリフォルニア州のサンホアキン郡では、ストックトン図書館に関する民間委託の検討が公になると、これに反対する図書館友の会や市民連合が、新聞への意見広告や投書などと合わせて署名運動を行い、その結果、民間委託は不採択となった。また、テキサス州ロックウォール郡では、反対運動が起きてから 2 週間で当局による「民営化」が断念されたと地元紙が伝えている[15]。

とりわけ 2010 年、南カリフォルニアに位置するサンタ・クラリタ市の委託問題は大きな話題となった。地域住民が 2 つの訴訟を起こし（ひとつはカリフォルニア州の図書館機密保持法に抵触するという訴えで、もうひとつは州の教育法に抵触するという訴え）、いずれも却下されたが、世論感情を無視して市当局と LS&S が密室の中で業務契約を決定したという告発も行われた[15]。

業務委託の背景は次の通りである。サンタ・クラリタ図書館は当時ロサンゼルス郡図書館システムのひとつであった。サンタ・クラリタ市はロサンゼルス郡の中でも比較的裕福な地域であったため、郡に対し図書館運営のために多額の税負担を行っていたが、一方でそれに見合うだけの図書館サービスが行われていないことへの不満があった。そこで市当局はサンタ・クラリタ図書館をロサンゼルス郡図書館システムから脱退させ、LS&S をパートナーとして選択した[7]。

LS&S の運営手法は、基本的にはコストを削減しつつサービスの質を維持または向上させるというものである。通常、同社の利益を見込んだ

としても全体で 20%はコストが削減できるという試算を行っている。コストの中でもっとも大きな割合を占めるのは職員の人件費、特に退職金である。LS&S は民間委託後に継続雇用する図書館職員には給与条件を変えずにポジションのオファーを行うが、退職金については、従業員が毎月決まった掛け金を拠出し積み立て運用を行ういわゆる「401K」を適用することで財源の圧縮を図る。なお、サンタ・クラリタ図書館をめぐっては当時の CEO がメディアに次のような発言を行い、炎上騒ぎを起こした。

「多くの図書館はお粗末なことこの上ない。彼らは自分の給料と雇用確保にしか関心がない。我々に対して不安を抱くのはそのためだ。彼らは今までは図書館にただ体を運び、何もせず過ごして 35 年たったら定年を迎えることができた。これからはそうはいかない。我々の所に来れば、当然ながら働いてもらわなければならない」[16]。

この発言は、直営だった頃の図書館運営に不満を持つ一部の人々の意見を代弁しつつ LS&S の成果目標を表現したものではあったが、いわゆる放言とみなされ大炎上が起きた。反対派は以下のような主張を行っている[17] [18]。

・LS&S の目的は、費用を節約することでも、サービスの品質を向上させることでもなく利益追求である。

・利益を出すため、専門性を持たない人材を登用し手抜きを行う。

・たとえ職員に専門性があるにしても、民間企業の社員である以上、住民の権利をはく奪した結果行われるサービスは利潤追求である。

・規制や安全性を無視し、利益を最大化するインセンティブを追求している。

2011 年 6 月には ALA が「公共図書館は公であるべき：公共図書館の民営化を検討しているコミュニティのためのチェックリスト」を公表した。「民営化」について以下の問題点を挙げている。

・利益を確保しながらサービスの維持・向上はできるのか疑問

・コミュニティの意思が反映されにくい

・税金の使途についての透明性が低くなる

・プライバシー保護等、知的自由についての懸念がある

・寄付を失う可能性がある

さらに、知識や情報へのアクセスが民主主義の基盤であり、短期的な商業的利益よりコミュニティへの長期的な利益を優先すべきことを、図書館関係者が主張すべきだと説いている[19]。

なお、カリフォルニア州では 2012 年に公務員年金改革法が施行され、新規採用の公務員の退職金が削減された。これによりサンタ・クラリタ図書館の人件費問題が解決したことと、上記のような反対運動もあいまって、LS&S は 2018 年に同図書館との業務委託契約を終了している[20]。

3) エスコンディード公共図書館の「民営化」をめぐる炎上

2017 年には、サンディエゴ郡にあるエスコンディード市において「民営化」をめぐる反対運動が起きた。

当時、公共サービスを監視するオンブズマンとしての大陪審は、同市が運営する図書館の実態についての独自の調査レポートにおいて、現行の図書館サービスは住民の要求に全く答えられておらず、水準に達していないことを厳しく指摘、期限を設けて改善すべき点を報告した[21]。また、「ライブラリー・ジャーナル」の全米公共図書館ランキングによると、人口一人当たりの来館数、貸出冊数、コンピューターの利用数、イベントの参加回数から計算した「LJ インデックス」という指標において、予算規模が同じ全米の図書館（＄1M-$4.9M）の中、同図書館は下位 10%の最低ランクであった[22]。しかし、こうした現状を踏まえて市当局が LS&S への業務委託を検討すると、住民から反対の声が上がり 3000 人の署名や反対の声を届けるためのサイトなど、様々な活動が活発化した[23]。オレゴン州アシュランド市の元市長、キャサリン・ショウは、ジャクソン郡図書館システムで起きた LS&S の高額な請求、職員の低賃金、不透明な運営費などを告発し、エスコンディード市住民グループを支援している。

論争が終結しないまま 2017 年 8 月に市議会は投票を行い、結果 3-2 で LS&S への業務委託が可決された[24]。

5.　オセオラ公共図書館システムを訪ねて

筆者は 2020 年 1 月、フロリダ州にあるハート・メモリアル中央図書館を見学し、オセオラ図書館システム全体の責任者であるエイミー・ジョーンズ館長から話を聞く機会を得た。

オセオラ公共図書館システムは、2012 年よりメイン・ライブラリーを含む 6 つの図書館が LS&S によって運営されている。オセオラ郡はディズニー・ワールドやユニバーサルスタジオで知られるオーランド市の南に隣接する人口約 27 万人の郡である(図 3)。ハート・メモリアル中央図書館はオセオラ郡の郡庁所在地、キシミー市に位置する。

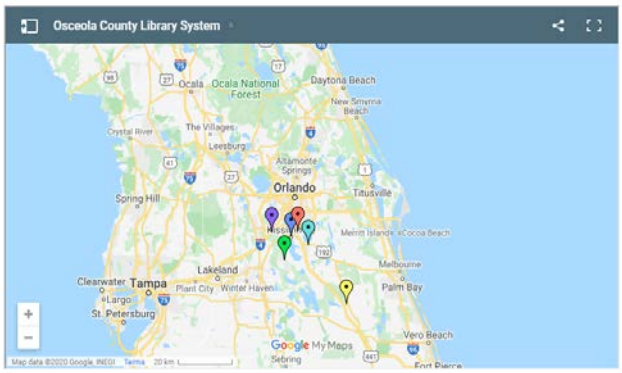

図 3 オセオラ図書館システムの位置
http://www.osceolalibrary.org/allbranches
(2020 年 4 月 20 日参照)

建物自体は開放的な内部空間を持つ典型的なアメリカ郊外の公共図書館で（写真１）、2 階建ての 1 階には成人用のスペースと法律図書館、家系図調査のためのコレクションがあり、アメリカの公共図書館ではなじみの光景であるコンピューター端末がずらりと並ぶ。視覚障碍者や聴覚障碍者に対する会議室やコンピューター端末の提供、聴覚過敏の人々用のヘッドフォンの貸出も行っており、あらゆる住民に情報アクセスを保証するためのサービスが提供されている。

館長のジョーンズ氏は、LS&S が業務委託を開始する以前は、郡の公務員であると同時に、同館職員であった。現在は LS&S の社員であり、直営と民間委託の両方を知る立場でもある。LS&S には否定的意見が多数あることを認めつつ、実際には確実にメリットもあると話す。とりわけ民間委託以前、オセオラ図書館システムでは、

写真 1 ハート・メモリアル中央図書館（2020 年 1 月筆者撮影）

半年に一度は職員が解雇されており、毎年のように予算カットが行われていた。民間委託に際しては、他の州と同様、懐疑的な意見が多く、当初は職員の多くが解雇されボランティアに代替されるのではないかという噂もあったが、委託後は雇用が安定し、予算も増え、ライブラリー・ミレッジ（固定資産税に対して掛けられる負担金の率）も下がったという。リソースが限られている図書館、人員削減やサービス削減の危機に瀕している図書館は、より大きな民間組織の一員となることで民間ならではのコネクションを活用し、サービスとリソースを確保できるとジョーンズ館長は話す。その一例として、同図書館システムの 2016 年から行われている図書館の改装プロジェクトを挙げた。

これはメイン・ライブラリーを含む６つの図書館に対し、通常予算とは別に 500 万ドルの予算がついたものである。郡のプロジェクトでありながら、館内のレイアウト、床や家具、洗面所など、図書館現場の職員が専門家の視点で主体的に関わることができ、官民のコラボレーションの良い例であると語った。また同プロジェクトの一環として 2020 年前半にはメーカースペースの設置も計画している。メーカースペースには、図書館 2 階の空き会議室を有効利用し、3-D プリンターやロボティクス教材、ミシン、レコーディングスタジオ、写真スタジオなどを設置、近隣の大学ともコラボレーションを検討中だという。このような STEM (Science,

Technology, Engineering , Mathematics）教育の動きはここ 10 年ほどのアメリカのトレンドだが、ジョーンズ館長は、図書館は学校のように専門的になる必要はなく、利用者を本格的な興味にいざなうためのきっかけ作り、橋渡しを行うと話す。STEM に限らず通常の図書資料も同様であり、興味関心を「スパークさせる」ための仕掛けを提供するのが図書館の役割だという。そして、これらのプロジェクトは郡と民間との信頼関係の上に成り立つものでもあり、やりがいも大変大きいと語っていた [25]。

6. おわりに

本稿ではアメリカの公共図書館の民間委託の背景と議論、実際の運営について紹介した。ネット上で今も繰り広げられる LS&S に対する批判や告発と、実際の目で見た図書館やそこで働く職員の様子とでは、かなり印象が異なる。委託先の図書館によっても差があることを感じた。日本の指定管理下にある図書館についても同じことが言えるだろうし、批判の矛先が幸か不幸か向いていない大多数の直営図書館にも違った形の問題が潜んでいることは想像に難くない。

ジョーンズ館長は、ここ 10 年で図書館はアイデンティティ・クライシスに陥り、変化を余儀なくされていると言った。まさに同様のことが日本でも起こっている。今回の新型コロナウィルスで多くの人々が感じているように、自分自身ではコントール不能なことが次々と起こる世界に我々は生きている。不透明度は加速し、組織も人も柔軟性がこれまで以上に求められている。そのような時代、変化を嫌う人や組織は間違いなく衰退の一途をたどるだろう。直営か民間委託かといった原理原則論やイデオロギーとは別に、図書館のそのものの存在価値、現場で働く人のモチベーションを維持しつづける仕組みを考えることが、今後ますます重要になっていくだろう。

参考文献

1.「The New York Public Library. How to Access the Library's Digital Resources 24/7」 https://www.nypl.org/about/remote-resoucces（2020 年 4 月 19 日参照）

2.「Mission | Institute of Museum and Library Services」 https://www.imls.gov/research-evaluation/data-collection/public-libraries-survey（2020 年 4 月 20 日参照）

3. 「図書館・複合施設事例調査」 https://www.city.beppu.oita.jp/doc/sisei/kakusyukeikaku/library_museum_iinkai/02/05.pdf（2020年4月20日参照）

4. 南山宏之「海外図書館の最新動向(第 18 回)Anythink のブランディングモデル ： 米国コロラド州レンジビュー図書館群の再生と進化」『日本農学図書館協議会誌』196 号, 2019 年, pp26

5.「Number of Libraries in the United States」 https://libguides.ala.org/numberoflibraries（2020 年 4 月 20 日参照）

6.「Lsslibraries」 https://www.lsslibraries.com/（2020 年 4 月 20 日参照）

7. Coffman S. (Private Communication), 2020 年.

8. Elizabeth A., Buchanan A., Henderson K. 『Case Studies in Library and Information Science Ethics』 McFarland, 2014, pp99

9. ジェーン・ジェラードほか(著)川崎良孝(訳)『図書館と民営化』, 京都図書館情報学研究会, 2013, pp7-8

10. 財団法人自治体国際化協会『コントラト・シティ―：住民自治と効率化のはざまで』1993, pp2

11. 井上靖代「図書館における「民営化」」『米国の図書館事情 2007－2006 年度国立国会図書館調査研究報告書』(図書館研究シリーズ No.40）, 国立国会図書館, 2007, pp13-14

12. 水上柚香子『米国における公共図書館サービスとアウトソーシング―リバーサイドカウンティ図書館システムの事例から』, 筑波大学修士（図書館情報学）学位論文・平成 27 年 3 月 25 日授与（34289 号）, 2014, pp32-78. http://hdl.handle.net/2241/00138396,（2020 年 4 月 20 日参照）

13. 「Winners of the John Cotton Dana Library Public Relations Award」 http://www.ala.org/llama/awards/johncottondanalibrarypublic (2020 年 4 月 20 日参照)
14. 「Scathing Report of LS&S Performance in Oregon Fuels Opposition to Outsourcing of Escondido Library」 https://www.escondidoindivisible.com/2017/09/10/scathing-report-of-lss-performance-in-oregon-fuels-opposition-to-outsourcing-of-escondido-library/ (2020 年 4 月 20 日参照).
15. 「Privatization - and Pushback - Proceed in Santa Clarita」 https://americanlibrariesmagazine.org/2011/07/27/privatization-and-pushback-proceed-in-santa-clarita/ (2020 年 4 月 20 日 参照)
16. 「Anger as a Private Company Takes Over Libraries」 https://www.nytimes.com/2010/09/27/business/27libraries.html (2020 年 4 月 20 日参照)
17. 「This Is Our Last Public Space」 https://americanlibrariesmagazine.org/blogs/the-scoop/this-is-our-last-public-space/ (2020 年 4 月 20 日参照)
18. 「Tell Santa Clarita To Stop Privatization of Public Libraries」 https://www.thepetitionsite.com/483/824/972/tell-santa-clarita-to-stop-privatization-of-public-libraries/ (2020 年 4 月 20 日 参照)
19. 「米国図書館協会による、図書館の民営化問題についてのチェックリスト」 https://current.ndl.go.jp/node/18821(2020 年 4 月 20 日 参照)
20. 「Council unanimously votes to take back library operations」 https://signalscv.com/2018/01/council-unanimously-votes-take-back-library-operations/ (2020 年 4 月 20 日参照).
21. San Diego County Grand Jury 『The Escondido Public Library』, 2017, pp1-10
22. 「Find Your Library | LJ Index 2017」 https://www.libraryjournal.com/?detailStory=find-your-library-2017 (2020 年 4 月 20 日参照)
23. 「Escondido Indivisible」 https://www.escondidoindivisible.com/ (2020 年 4 月 20 日参照)
24. 「Escondido votes to pursue library outsourcing」 https://www.sandiegouniontribune.com/communities/north-county/sd-no-library-decision-20170823-story.html (2020 年 4 月 20 日参照)
25. Jones A. (Private Communication), 2020 年

特別展「両極の馬具－日本人の馬あしらい」キュレーティング・ノートより

From the Curator notes for the exhibition
Opposite Branches of Horse Equipment - Japan's Employment of Horses

木村　李花子*

１．馬具の世界

「両極の馬具　−日本人の馬あしらい」は東京農業大学「食と農」の博物館で東京 2020 オリンピック・パラリンピック馬術競技の応援を目的の一つとして企画された。しかし新型コロナウイルス感染拡大防止に協力するため、1 年の延期を決断した。幸い関係各位のご理解をいただいて、来年の出品をほぼ確定することができた。この待機の時間に本展のキュレーティング・ノートをご披露しながら、一足先に概要をご説明したいと思う。

展示品の一端を紹介すると、馬の博物館コレクションの至宝とも言える、岩牡丹流水蒔絵鞍・鐙（いわぼたんりゅうすいまきえくらあぶみ）が来館予定である。その高く盛り上がった厚い蒔絵の意匠は、天地左右の感覚を失わせ、まるで美しい金色の迷宮に迷い込んだかのようである。十和田市称徳館からは、門外不出の白い木造の神馬馬形が、始めて東北を離れ当館に来訪する（写真 1）。これは岩手県盛岡市の馬文化資料蒐集家であった中村七三氏が親子二代で集めた 7000 点に及ぶコレクションの白眉である。そして、「食と農」の博物館の古農機具コレクションからは、荷蔵にハレの装いを施した婚礼用の赤い荷鞍や飼育道具などが出品される。日本の“博物館の父”と称される田中芳男が、東京高等農学校（東京農業大学の前身）の標本室用に収集した農機具等の資料（4858 点）は戦火に消えたが、その後、古農具蒐集の重要性と緊急性に一早く気付いた梅室英夫氏（当時：本学農業資料室学芸員、後に「食と農」の博物館副館長）が、全国に広がる農大卒業生らに協力を要請して収集し、その総数は 4000 点に及ぶ。同コレクションの一部は日本の産業遺産 300 にも選出され、約 234 点の資料が国立情報学研究所（NII）運用の文化遺産データベースからオンライン検索が可能になっている。

写真１　神馬馬形　十和田称徳館提供

道具はその地域の文化の特性を表わしているが、これらの馬具からは日本の馬文化の特徴ばかりではなく、日本文化の総体も垣間見ることができるのではないだろうか。日本の馬具は権力の象徴と民力の実践の二方向に発展したが、その両極に通底するものを感じていただければ幸いである。

*東京農業大学　〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
Rikako KIMURA, Tokyo University of Agriculture.1-1-1 Sakuragaoka, Setagaya-ku,Tokyo,156-8502, Japan

農図協会誌 No.198 52 - 57 (2020)

２．馬の導入

日本の家畜馬の使用は古墳時代、朝鮮半島経由での導入期に遡ると考えられている。この馬の系統を我々は在来種と呼び、現存するのは北海道和種、木曽馬、野間馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬、宮古馬、与那国馬の僅か 1700 頭(2017 年現在）余りである。在来馬は長きに亘って外貌（大きさ）や遺伝的組成が大きく変ることはなかったが、明治以降の「馬政第一次計画」「馬政第二次計画」により状況は一変する。欧州、豪州の乗用種、後に輓用品種の導入による体躯の大型化政策“改良”は、明治から昭和初期の富国強兵というスローガンのもとに驚くほど速く進行し、在来馬は大きな変化を遂げた。1923 年（大正 12 年）には当時の日本の馬約 100 万頭の内、3 分の 2 が雑種化された（在来と洋種の混血化)。このような短期間で徹底的な改良がおこなわれたのは他国に例を見ない。

３．武士の馬

それ以前の在来馬は、中世の戦場地等の遺跡から出土する骨などから推定すると、120 ㎝から最大でも 140 ㎝程度の体高の馬が共存していることがわかる。大将や大名の乗馬は大きく、荷駄用の馬などは小柄であったことは、例えば南部藩の牧馬を、「上」「中」「下」の三等級に用途分けしていたことからも推察できよう。馬格の大小はそのまま用途と所有者の違いとして、二極化しつつあったと言えるかもしれない。

背の低い駄馬は、重い荷を馬の背に置かれた荷鞍の両側に振り分けて装着するためには都合が良い。一方、武士の馬は平安時代末期の、源平合戦に登場する名馬になると、源義経の「青海波」が 7 寸（約 142 ㎝)、佐々木高綱の「生喰」が 8 寸（約 145 ㎝）といずれも、在来馬としてはかなり大きいことがわかる。世界標準に照らし合わせれば、それでもホースではなく、ポニー（148 ㎝以下）に分類されるが、日本人の身長や、重い甲冑を纏っての騎乗を考えれば、相応しいサイズだと考えられる。こうした大柄な駿馬を朝廷や大名、上級武士らが手に入れるには、直轄牧や貢馬からだけではなく、東北や関東の著名な牧に御馬買衆（御馬御用役人）などを派遣して購入するという経路もあった。彼らの欲する馬は有名牧の産駒の中でもとりわけ秀でた馬で、いわゆるブランド馬であった（写真 2）。

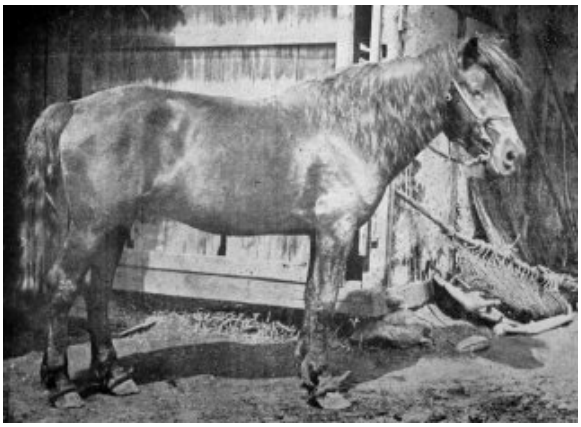

写真２ 最後の南部馬「盛号」

海外の歴史上の名馬にアレクサンダー三世の「ブケファロス（牛の角の意味)」がいる。ブケファロスは大きな暴れ馬であり、「人食い馬」と称されたという。これは奇しくも佐々木高綱の“喰いつくような気性の荒い”「生喰」と同じ意である。しかし、大王はブケファロスを良く馴致し、暴れ馬のままにはさせておかなかった。疳馬を好んだ中世の日本の武士の、馬あしらいと比較してみると非常に興味深い逸話である。

４．民の馬

一方、農民の自馬の入手は、藩の御用馬として選ばれずに、「糶」にかけ売られる「残り駒」の中から、武士や町人、農民が購入するという構図である。さらには馬喰業の発達などもあり、広く自馬を所有し始めた農民は、堆肥作りや田畑仕事だけでなく、運搬（駄載）使役にも盛んに使用した。その背景には武士の軍役に対し農民の徴用とも言える伝馬役があり、自馬での役務が課せられたことがあった。しかし駄載の需要は高まり、次第に私的流通システムを発展させ、宿駅制を脅かす存在にまでなるものもあった。信州や三河地方の自馬による物資流通形態である中馬、三州馬あるいは会津の中付駑者の発達は、こうした馬持ち農民が、歴史の表舞台に登場する要因となった。

５．導入期の馬具　－飾り馬

古墳時代は馬文化導入期であると考えられているが、古墳の副葬品として圧倒的な量と存在感で出土するのは、鞍、鐙、轡（くつわ）、飾り金具などの騎乗用馬具である。特に金銅製などの雲珠（うず）、杏葉（ぎょうよう）など、朝鮮半島経由でもたらされた東北アジア系の馬飾りは、当時の大陸系騎馬文化の水準の高さを垣間見ることができる。武装の最先端技術ともいえる馬と馬具は為政者の力の象徴であった。こうした馬文化が日本に浸透していく中で特徴的なのは、装飾馬具の発達が馬生産、調教、騎乗技術などに先がけたことである。まずここに、日本の馬文化受容の特殊性を見ることができる。

６．闘う馬の馬具　－中世武士の好み

中世の武士の武芸とは、騎馬による鍛錬（流鏑馬、犬追物、笠懸、競馬など）が基本であった。戦場で活躍した名将たちは騎射の技術を身につけた「職業的弓射騎兵の戦士」であると言われる。そればかりではなく「組打ち」や「馬あて」など馬上から組み倒し、相手の馬の頸や腹に自分の馬をぶつける肉弾的戦術もあり、軍馬術の発達がうかがえる。それに伴い馬具は実戦用と、儀礼用に分かれていく。中世の鞍に「軍陣鞍」があるが、近世の水干鞍と呼ばれる華奢な鞍に比較すると、前輪は高く、全体が分厚くてやや短めの作りが特徴的である。20 kgに及ぶ大鎧の草摺を前輪・後輪（しずわ）で受けて重量を分散させ、騎乗者の重心を前に掛け易く、馬上での戦闘に対応した作りとなっている（写真 3）。鐙も輪鐙から足先を覆う壺鐙、舌（足床の部分）の短い半舌鐙など、騎乗者が馬上で立ち上がり易い形体への変化が見られる。

前述した「馬あて」など馬自体が武器になる手法には、荒い気性の馬が向いていた。実は野生のウマ属の雄馬の最大の攻撃力は、「噛む」ことと「蹴る」ことである。つまり、野生的な馬が持っている攻撃力を使った戦法があったわけで、武士の馬に対し徹底した馴致や調教など、本来の馬の能力を抑え込むような「馬あしらい」が行われることは稀であったようだ。馬の馴致において効果的な手法の一つは去勢である。去勢は非常に即効性の高い手段であるが、明治期まで普及しなかったことから、人に従順で扱い易い馬より、攻撃的な荒ぶる馬を用いた中世武士の嗜好が、日本の馬の育種選抜の条件として、800 年近くの長きにわたり存在し続けたと見て取れる。去勢の普及は、陸軍がこれを導入する明治期を待つことになる。それ以前の試みは仙台藩の記録などにも残るが、いずれも定着しなかったようだ。

７．華麗なる鞍　－御さない武士

鉄砲の発達に伴う戦闘方法の変化により、歩兵である足軽が活躍し、軍馬術は衰退し始める。江戸期には大坪流、八条流、内藤流など古式馬術は馬術として体系化され明文化するが、供覧や奉納競技などが盛んにおこなわれ実戦からは離れて、形骸化する傾向にあったといえよう。鞍も軍陣鞍に代わり、工芸的な贅を尽くした華奢な作りの水干鞍や、鞍と意匠を揃えた長舌鐙

写真３　軍陣鞍（左）と水干鞍（右）馬の博物館提供

（騎座したままの状態で安定を保ちやすい）などが多く作られるようになる。漆塗りに螺鈿（らでん）・象嵌（ぞうがん）模様、金泥や革で飾られた馬具はすでに道具の域を逸脱し、あたかも工芸品であるかのように美が追求された。

馬装具ばかりでなく、馬柄杓（まびしゃく）などの用具も美しく飾られ、武器としての役目を終えた馬と馬具は戦いを封印するかのように綺羅を競い、それと呼応するかのように武士（役人）の騎乗術も低下していくのである。その最たるものが馬の口を取る馬丁（別当）（写真 4）の存在である。幕末の初代駐日イギリス総領事・オールコックは『大君の都』に、「両側の鐙のところに馬丁がひとりずつついて歩く。（中略）落馬しそうになったときには手を貸す。さらに二人の馬丁がこの手に負えぬ馬をひいてゆく。」と記し、プロイセンの外交官オレインブルクも『日本遠征記』に、「どんなに早く走るときでも、少なくとも一人の馬丁が先を行く。馬丁は群集が道を開けるように声高に叫ぶのである。」と述べている。

馬の手入れ管理だけでなく、馬と共に何キロも走る馬丁の姿は、警護目的もあるにせよ、明らかに武士階級全般の騎乗能力と、調教技術の低さ、ひいては騎馬文化の停滞を如実に表していると言えよう。

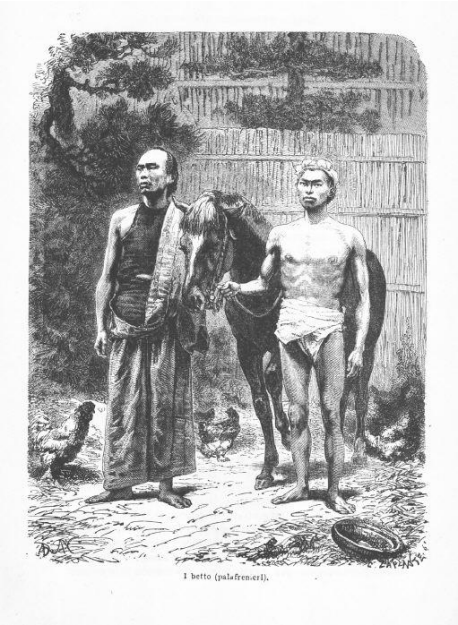

写真 4 Betto（別当）国際日本文化研究センター提供

８．跨げない鞍　―民の馬具

一方、庶民は馬を所有しても、跨（またが）り手綱で操作するといった騎乗を 1871 年（明治 4）になるまで公には許されなかった。荷や人を運ぶ近世の駅馬では、馬子役の農民は、荷鞍をつけた馬を曳くだけで、騎乗しないため鐙をつけない。また、御さないため、究極の操縦馬具である轡はよほどの暴れ馬でない限り用いられず、手綱も必然的に装着されない。江戸時代になりお伊勢参りなどの旅行が限定的に認められるようになると、庶民が馬に乗る機会は増えるが、荷鞍や荷の上に、足を投げ出して座るか、胡坐（あぐら）をかくか、あるいは荷鞍に取り付けられた箱や木枠に座るものであった。また、花嫁は婚礼鞍に仕立てた荷鞍に乗ったが、これは横乗りであり、つまり何れも鐙を付けて馬を跨ぐことはなかった（写真 5）。つまり轡と鐙を付けない民の馬は、人が操縦するものではなく荷あるいは人を「載せる」為に特化され、ここでも用途と所有者の違いから馬具の装着に大きな差異が生まれるのである。

写真５　婚礼鞍（千葉県）　鈴木迅撮影

ここで江戸の宿駅制時代の庶民の乗馬事情を見てみよう。「軽尻（空尻）」（荷鞍の上に人が乗る場合は手荷物 5 貫まで、荷物のみは 20 貫まで）や、「乗掛」（振り分けした荷駄 20 貫とその上に人が乗る）（写真 6）だった。伊勢参り時の 2～3 人乗りは、通称「二方（宝）荒神」（写真 7）や「三方荒神」（伊勢神宮徴古館には状態の良い当該資料が所蔵されている）と呼ばれた。

写真６　乗掛け

写真７　二方荒神（京都馬借）物流博物館提供

９．信仰とお守り

荷駄を運ぶ時、馬は田畑での労働時に比較し華やかな装束を身に纏うことが多かった。公街道を行く馬も、農民が切り開いた街道を行く馬も、江戸時代には多くの荷馬が腹掛けを付けていたようだ。腹掛けは虻除けにもなるが、描かれる模様には、それぞれ物語や逸話があり、「ダイバ・ギバ（超自然現象による馬の斃死）」除けのお守りとして伝承される文字が染め抜かれたデザインは代表的なものである。長距離を運ぶ中馬の馬には、泥除け、日除け、虻除けなど様々な馬体保護の為の装具が付けられる。多くは藍染めの布で、虫よけの効果も高いとされていた。また取り付けられる鈴は、馬が列から外れたり、崖から足をふみはずしたりする緊急事態を音の破調で察知するためと言われるが、鈴音で邪気を払うという鈴の霊性を頼る意味もあるのだろう。

また、厩（うまや）には馬の守護獣である猿のミイラ化した頭部を祀る「厩猿信仰」、東北では馬の医者（伯楽）が起源とされる「蒼前神（そうぜんがみ）」の像が、村々の祠や神社に祀られ、馬を持つ農民たちに篤く信仰されている。仏教では牛頭天王や馬頭観音などの導入以降、時代とともにその信仰内容は変化し、馬の神、守り神としての地位を持つようになる。神道において馬は神の乗り物や依代（よりしろ）であり、その姿は神仏混淆（こんこう）で複雑に影響しあい、今も小さな村の年中行事から大きな社寺仏閣の祭礼にいたるまで、その姿を色濃く留めている。一例として、愛知県高浜市の「おまんと祭り」では春日神社に「駈馬（かけうま）」という人と馬の走りが奉納される。その馬に装着される鈴鞍も展示予定である。奉納の歴史は 1803 年に遡り、雨乞いの祭礼として当時は獅子が奉納されていた記録が残る。

10．日本人の馬観

明治期は、日本の馬文化のもうひとつの大きな変革期である。明治維新により西洋の馬文化が導入され、管理、調教、乗馬、馬耕、競馬に至るあらゆる馬文化が変化したといっても過言ではない。去勢術は軍馬の調教手段や、在来雄馬の繁殖を抑えるために法的規制を伴い普及していく。陸軍もフランス式、のちにドイツ式の馬術を模範とし、洋式の競馬や馬車の運行も横浜で始まった。右側からの騎乗も、左から乗るようになるなど、馬具も馬術も洋式化していく。過渡期の一例として、明治天皇の使用鞍には和洋折衷鞍もあったのは興味深い。また、馬の国家的政策、管理、所謂馬政も執り行われ、軍用としては、第二次大戦終戦にいたる約 50 年間、馬は常に徴用に応えられる様に待機するべきものであり、大正時代には馬籍簿まで作られた。

一方農業における馬使用では、積極的に耕作に使うようになったのは、近代農法に則った「乾田馬耕」普及からであろう。馬耕教師は全国に派遣され馬耕鞍と無床犂（むしょうずき）を付けての耕作を指導した。しかし調教も去勢もされていない馬を一人で操縦し、かつ深耕もさせることは困難で、結局「二人馬耕」（写真 8）が定着した。馬の頭絡に竹の長い竿（鼻竿）を付けて、犂を扱う人と一組になり馬の鼻取り（口取り）をしながら行う馬耕である。昭和 30 年代に入り、洋種馬との雑種の系統が増産され、去勢も実施され馬は

扱い易くなったにもかかわらず、なお二人馬耕の習慣は残るのである。

写真８　鼻取り（代掻き）菊池俊吉撮影

11. 二つの極から

馬は、神の乗り物や依代、時に供儀になる動物として存在した。民にとっては、かつては乗ることも叶わない「お馬様」であった。東北の村部では、馬は同じ屋根の下で暮らし、馬と娘の婚姻譚も生まれるなどあたかも家族のように扱われた。そんな「お馬様」を支配的に調教することは、心情的に憚られることも多かっであろう。馬子や別当たちは時に馬の先を走り、貴族や武士階級も馬を完全に服従させず、荒ぶる野生味を残したまま所有することを望んだ。民は馬を御さず、武士は馬を従わせず、それが日本における馬文化発達の特徴的な光景であったのではないだろうか。

馬も馬具も所有者の意図や用途によってそれぞれの極に向かい変化をとげていった。権威の象徴として超越性を表示する馬具と、現実的用途が民力の表示となった馬具。日本の馬文化の発達は、殊更にこの二極を際立ったものにさせた（写真 9）。しかしこの両極に通底するのは、古墳時代から続く馬への強い憧憬だったのではないだろうか。それは、畏敬の念を根底に有した馬あしらいからも察することができる。そしてこの馬に対する思いは今に至るまで、共通の記憶として我々の心に刻まれているのかもしれない。

写真９　両極の馬具　鈴木迅撮影

新型コロナウイルスの収束と本展覧会の開催を祈りつつ。

参考文献

１．甘粕健ほか編　『交通・運輸』(講座・日本技術の社会史）日本評論社　1983

２．諫早直人『海を渡った騎馬文化 - 馬具からみた古代東北アジア』風響社　2010

３．馬の博物館編　『名馬と武将』公益財団法人馬事文化財団　2019

４．大瀧真俊『軍馬と農民』京都大学学術出版会　2013

５．香月洋一郎『馬耕教師の旅「耕す」ことの近代』法政大学出版会　2011

６．兼平賢治　『馬と人の江戸時代』吉川弘文館　2015

７．川合康　『源平合戦の虚像を剥ぐ　治承・寿永内乱史研究』講談社　2010

８．木村李花子　『野生馬を追う ウマのフィールド・サイエンス』東京大学出版会 2007

９．坂内誠一 『碧い目の見た日本の馬』聚海書林　1988

10. 東京農業大学「食と農」の博物館・東京農業大学学術情報課程編　『日本人と馬－埒を越える 12 の対話』東京農業大出版会　2015

11. 東京農業大学「食と農」の博物館『田中芳男と東京農業大学―博物学から近代農学へ―』東京農業大学「食と農」の博物館　2016

12. フリー百科事典「ブケパロス」『ウィキペディア (Wikipedia)』2020

13. 村井文彦「江戸近郊の馬と馬持と馬士」『馬の博物館研究紀要』11 号　1998

ヤマザキ動物看護大学図書館

Yamazaki University of Animal Health Technology Library

山本　妙*

1. はじめに

ヤマザキ動物看護大学の歴史は、創始者山﨑良壽による「近い将来ペットが生活を豊かにする時代が来る」という確信により、東京都渋谷区の自宅で1967年に開講されたシブヤ・スクール・オブ・ドック・グルーミングに始まります。建学の精神「生命への畏敬」「職業人としての自立」には、技術を身に付けるにとどまらず、生命に対する尊敬の心と弱者への思いやりを大切にする若者を育む目的が込められています。建学の精神の下、山﨑自ら教鞭を採り、指導にあたりました。その後、幾度かの校名変更を経て、現在では、ヤマザキ動物専門学校として、多くの若者に創始者の精神を伝えています。2004年には、東京都八王子市南大沢に姉妹校として新たにヤマザキ動物看護短期大学が開学し、日本で初めて高等教育機関の校名として「動物看護」が承認されました。追って2010年には、同短大は日本初の動物看護学部を擁する、ヤマザキ学園大学として生まれ変わりました。2018年には、校名をヤマザキ動物看護大学に変更し、現在に至ります（写真1）。

写真1　大学キャンパス

大学は現在、動物看護学部動物看護学科のみを擁する単科大学で、2019年4月時点の学生数は730名です。また、さらなる姉妹校として、同年には、東京都渋谷区に職業教育を目的とするヤマザキ動物看護専門職短期大学が開学しました。

2019年6月21日に永年の念願であった愛玩動物看護師法が成立し、2023年には第1回目の国家試験が実施され、「愛玩動物看護師」が誕生する予定です。愛玩動物看護師には、高度化・多様化する動物医療において獣医師とのチーム医療体制の構築や動物愛護及び適正飼養における社会的役割が期待されています。このような社会状況の中、本学では、動物看護の教育・研究に取り組み、動物医療分野、動物関連産業等において、飼い主とペットを繋ぐ役割を果たす人材を養成しています。

2. 図書館の概要

本学は1号館から3号館の3つの校舎に分かれており、図書館は1号館3階にあります（写真2）。蔵書冊数は、和書・洋書合せて約35,000

＊ヤマザキ動物看護大学図書館　〒192-0364　東京都八王子市南大沢4-7-2
Tae YAMAMOTO, Yamazaki University of Animal Health Technology Library, 4-7-2 Hachiojishi Minamiosawa, Tokyo, 192-0364
Tel:042-653-0901　http://univ.yamazaki.ac.jp/univ/about/library/

写真 2　1 号館

写真 3　図書館閲覧室

冊（2019 年 3 月末）、視聴覚資料約 600 本を所蔵し、データベース 4 件、電子ジャーナル 77 タイトルを契約しています。図書館内では、視聴覚ブース、検索用端末 2 台、利用者用 PC6 台を設けています。雑誌バックナンバーは閲覧室内に配架されており、利用者は自由に手に取って利用することができます（写真 3）。
2019 年 2 月からは図書館 HP の公開を開始しました。所蔵資料の検索のほかデータベースなども掲載しています。

2009 年に紀要『ヤマザキ動物看護短期大学雑誌』の発行を開始しました。その後、『ヤマザキ学園大学・ヤマザキ動物看護短期大学雑誌』『ヤマザキ学園大学雑誌』と誌名変更を経て、現在『動物研究』の誌名で発行しています。2020 年 1 月から『動物研究』の機関リポジトリでの公開を開始しました。

3. サービス

開館時間は、平日 9 時から 19 時、第 1、第 3、第 5 土曜日は 9 時から 17 時、第 2、第 4 土曜日は 9 時から 13 時です。

利用対象者は本学学生と教職員に限定されず、ヤマザキ動物専門学校の生徒、ヤマザキ動物看護専門職短期大学の学生、教職員も利用することができます。卒業生も閲覧の利用ができ、更に利用者登録をした場合は、図書の貸出サービスを受けることができます。
ヤマザキ動物看護専門職短期大学図書館（Ever Green Library と呼称）とは相互貸借を行っており、各図書館が所蔵する図書を取り寄せることが可能です。2019 年 4 月からは、学術研究を目的とした学外者の利用受付を開始しており、事前予約で資料の閲覧及び複写の利用ができます。

2018 年度の入館者数は 3,639 人、貸出冊数は 1,238 冊です。

4. 利用促進の取組み

読書に親しんでもらうため、2015 年から「読書のあしあと」と名付けた読書推進の活動を行っています。図書館所蔵の本を借りて、読んだ感想等を読書カードに書くと、スタンプカードにスタンプを押印します。貯まったスタンプ数に応じて図書カードを差し上げる仕組みです。「読書のあしあと」に関心を持つ学生が現れ、読書カードの提出枚数も増えてきています。

そのほかの取り組みとして、図書館内だけでなく、学食など学生が多く集まる場所 3 か所にリクエストボックスを設置し、希望図書・DVD の購入などのリクエストも受け付けています。また、図書館をあまり利用しない学生に図書館を PR するために、図書館カウンターと図書館のある 1 号館入口にデジタルディスプレイを設置し、新規購入図書の案内やお知らせを流しています（写真 4）。こうした取り組みにより、図書館利用者が更に増えることを目指しています。

卒業論文の準備あるいは授業関連の学習を円

写真 4　デジタルディスプレイ

滑にするために、図書館が文献検索の講習会を実施しています。図書館で利用できるデータベースや電子ジャーナルを少人数に分けた学生に図書館員が説明し、学生各々が実際に PC でデータベースなどを検索してみることで、文献の探し方の理解が深まるように指導しています。

図書や雑誌だけでなく、様々な媒体資料の活用を促すため、図書館で購読している日本経済新聞および朝日新聞の朝夕刊から、ペットに関する新聞記事をコピーし、廊下にある掲示板に掲示することも行っています。

5. コレクション

犬や猫といったコンパニオンアニマルについて書かれている国内外で発刊された図書の収集を行っています。本学の所蔵する最も古い図書は、T.Bewick 著『The General History of Quadrupeds. 2nd ed.』(1791 年)(写真 5)で、ダルメシアンについて記述された最初の図書と言われています。海外の図書では、狩猟用の犬について書かれた『The Sportsman's Cabinet. Vol. 1, 2』(1803、1804 年)(写真 6)、子猫を主人公にした子ども向けの絵本『Our Pussy』(出版年不明)(写真 7)などを所蔵しています。国内の図書では、足立美堅著『いぬ』(1909 年)(写真 8)の他、雑誌『愛犬の友』の臨時増刊で、昭和 26 年 9 月に発行された『日本犬大観』(1953 年)(写真 9)といった日本犬に関する図書も収集しています。これらのコレクションは閲覧室に展示ケースを設置し、定期的に展示を行っています(写真 10)。

写真 5『The General History of Quadrupeds. 2nd ed.』T.Bewick

写真 6 『The Sportsman's Cabinet』a veteran sportsman

写真 7 絵本『Our Pussy』Ernest Nister

写真 8 『いぬ』足立美堅

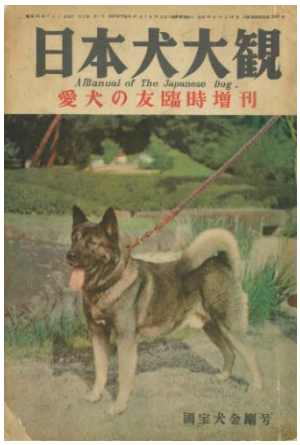

写真 9 『日本犬大観 愛犬の友臨時増刊』愛犬の友編集部

2010 年には、(元) 社団法人秋田犬協会 (既に解散)から秋田犬に関する 8 ミリフィルム(写真 11) や展覧会のアルバム (写真 12)、血統書申請書などの貴重な史料を寄贈して頂きました。8 ミリフィルムについては、1956 年から 1986 年までに撮影された 440 本を所蔵していますが、劣化を防ぐため、デジタル化の途上です。朝日新聞の A-port クラウドファンディングにより、デジタル化費用の寄付を募り、2020 年には、全巻のうち約 1/3 をデジタル化することができました。残りの 8 ミリフィルムについても、今後さらなる費用を獲得でき次第､順次デジタル化を行い、公開を予定しています。

なお、クラウドファンディングの期間は終了しましたが、寄付は引き続き受け付けています。詳細につきましては、ヤマザキ動物看護大学図書館までご連絡ください。

写真 10　展示ケース

写真 11　秋田犬 (昭和 33 年)
8 ミリフィルム映像 秋田犬協会寄贈

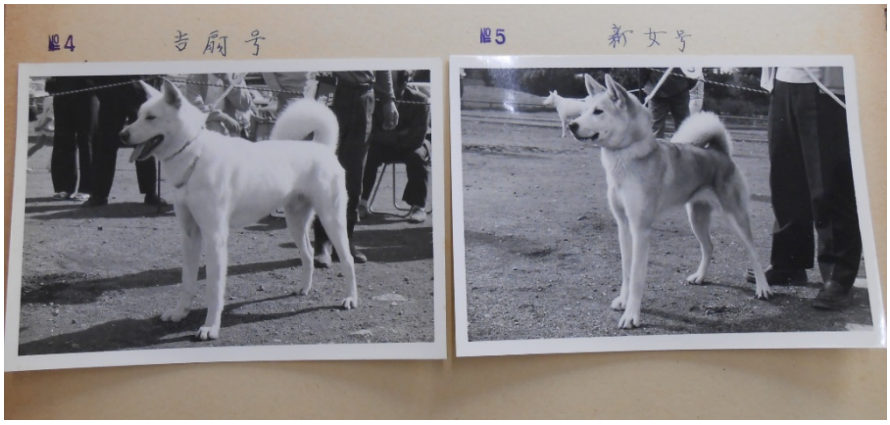

写真 12　第四回秋協　群馬県支部展　秋田犬協会寄贈

2020年1月から3月に発表された図書館員に役立ちそうな情報を掲載します。業務の一助にお使いください。記事の情報源はそれぞれの項目ごとに明示してあります。

【野生きのこの放射性セシウム濃度は種によって異なる ―大規模公開データを活用した野生きのこの放射性セシウム汚染特性の解析―】

2011年の福島第一原発事故によって東日本の広域で放射性セシウム汚染が発生した。きのこは放射性セシウムを吸収する能力が高く、広い地域で食品の基準値を超える野生きのこが見つかっている。一方で、野生きのこは種類が多く判別が難しい場合があることや、種類ごとの濃度特性が明らかではなかったため、野生きのこを一括りにして出荷制限が指示されている。そこで研究グループは、事故後に各自治体において食品の安全性確認のために行われている食品の放射能モニタリングデータに着目し、14県107種3189検体の測定データを解析した。その結果、これまで明らかではなかった野生きのこの種ごとの濃度特性を数値化することに成功した。今回の結果は、出荷制限・解除の扱いの検討に活用できる可能性がある。そのためには、今後さらなる追加調査や検証を行い、推定モデルの精度を高めていく必要がある。

情報源：森林総合研究所（プレスリリース）
2020年1月16日

【画像の特徴を可視化できる新しいAIを開発 - 農作物の病害虫診断等で活用 -】

病害虫による農作物への被害は深刻。世界の農業における病害虫による潜在的損失額は、年間5,400億ドルという試算がある。我が国では、農業害虫であるウンカによるイネの坪枯れ等の被害が発生し100億円を超える被害が生じる年がある。その対策を支援するために、AIを活用した病害虫の自動判別システムの開発が進められている。現在の深層学習のほとんどは、AIが学習した特徴や、学習に基づく判断の根拠を説明できないブラックボックスモデルです。AIの利用場面が拡がる中で、人間の意思決定の参考にする場合など、判断の根拠が必要となるケースが次々と出てきており、判断の根拠を説明可能なAIへの社会的要請が強まっている。そこで農研機構は今回、判断根拠となる画像の特徴を可視化できるAIを開発。開発したAIは、オートエンコーダという技術を用いて、学習した特徴を可視化できる。ジャガイモの葉の画像の病気診断の例では、元画像から「病気」の葉の画像と、「健全」な葉の画像を生成した。その結果、健全な葉では病徴が消えていたことから、AIが病気の特徴を正しく学習できていることが確認された。このAIをプログラム化し、病気株の検出が特に重要となる、ジャガイモの原原種(元だね)ほ場等への導入を検討している。また、イネの重要害虫であるウンカ類の種類別計測への適用を試みている。本AIは今後、農業分野を始め、根拠が説明できるAIが必要な、広い分野での活用が期待さる。

情報源：農研機構農業情報研究センター（プレスリリース）
2020年1月23日

【キクの効率的なDNAマーカー開発技術 - 品種開発を加速 -】

キクは日本で最も多く生産・消費される花きで、我が国の切り花生産本数の約3分の1を占めている。近年、キクの国内市場流通に占める輸入品のシェア増大が続いており、国内の増産が求められている。そのため、生産性が高く，病害虫に強いキク品種の開発が急務となっている。しかし、キクはゲノムを6セット持つ(ほとんどの植物は2セット)同質六倍体で、ゲノム構造および遺伝様式が複雑なため、ゲノム情報を用いた効率的な品種改良のツールとなる、DNAマーカーの開発が困難であった。今回、農研機構とかずさDNA研究所は、効率的にキクのDNAマーカーを開発する手法を確立した。本手法では、以下の方法でDNAマーカーを開発。1.キクの近縁野生種で二倍体の「キクタニギク」のゲノム配列と、キクのゲノム配列を比較し、キクの6セットのゲノムのうち1セットだけに配列

の違い(多型)がある部分を探索。2.見つけた多型の中から、関連解析により有用な性質と相関のある部分を選抜し、DNA マーカーを開発。本手法はキクの品種開発に関連する機関でのマーカー開発の際に活用が見込まれる。今後は、DNA マーカーを使うことによって、形質による選抜に要する時間と手間の軽減、複数の有用形質を導入する時間と手間の軽減など、ゲノム情報を活用したキクの効率的な品種開発が可能となる。

情報源：農研機構野菜花き研究部門（プレスリリース）

2020 年 1 月 30 日

【世界の乾燥地域では、農地土壌の炭素量増加により穀物生産の干ばつ被害が軽減】

干ばつは世界で最も影響の大きい農業気象災害。農地管理により土壌中の有機物(主に土壌炭素)を増やすことは、土壌の肥沃度の向上や保水力の改善に寄与し、作物の干ばつ被害の軽減効果もあることが知られている。しかしこれまで、土壌炭素の増加による干ばつ被害の軽減効果が、世界のどの地域でどの程度あるのかについては明らかになっていない。農研機構は今回、世界の主要穀物(トウモロコシ、コメ、コムギ、ダイズ)の収量データと土壌データを組み合わせ、農地土壌の表層 30cm までに含まれる炭素量と穀物の干ばつ被害との関係を解析した。その結果、世界の農地の 7 割が分布する乾燥・半乾燥地域では、農地の土壌炭素量が多い所ほど、干ばつの被害(=収量低下)が抑えられているという関係があることがわかった。この関係が特に顕著であった乾燥地域に加え、半乾燥地域でも、干ばつ被害の改善が見込める水準まで土壌の炭素量を増やすことで、干ばつ年の世界の穀物生産額は、現状に比べて 16%まで増加可能と試算された。また、このとき農地に追加される炭素量は、世界全体で 48.7 億トンとなる。農地管理により農地土壌の炭素量を増やすことは、温暖化を緩和する方策の一つ。新たに土壌に蓄えられた炭素量に相当する二酸化炭素(CO_2)を大気中から減らしたとみなすことができるからだ。今回試算された追加炭素量(48.7 億トン)は、2016 年の世界の年間CO_2排出量の 55%に相当する。本成果は、土壌炭素を増やすような農地管理が、特に土壌炭素に乏しい乾燥地域において、持続可能な開発目標(SDGs)の複数の達成に同時に寄与できることを示しており、国際機関や各国での施策決定に役立つことが期待される。

情報源：農研機構農業環境変動研究センター（プレスリリース）

2020 年 2 月 6 日

【最新のデータとモデルから森林内の放射性セシウムの動きを将来予測 ―森林の中での動きが平衡状態に近づいている―】

放射性セシウムは森林内で樹木の枝葉、樹皮、木材、地表部の落葉層、その下の鉱質土壌に分布しているが、落葉による樹木から地表への移動、根からの吸収などにより森林の中での放射性セシウムの分布状況が変化していくことが知られている。原発事故後すぐに開発した森林内の放射性物質動態を予測するモデルを、最新の観測データを用いて改良し、事故後 20 年で森林内の放射性セシウムの分布がどのように変化するか、またスギ・コナラの木材中の放射性セシウム濃度がどのように変化するか長期予測した。その結果、1) ほとんどの放射性セシウムが鉱質土壌に留まり続けること、2) スギ木材中の放射性セシウム濃度は大きく変化しないこと、コナラ木材中の放射性セシウム濃度の増加傾向が継続して緩やかになること、3) 放射性セシウムの森林内での循環量が急速に減少していること、が予測され森林の中での放射性セシウムの動きが平衡状態に近づいていることが示唆された。

情報源：森林総合研究所（プレスリリース）

2020 年 2 月 6 日

【イチジク近縁種イヌビワのゲノム配列を解読しました～病害に強いイチジクへの品種改良に期待～】

イヌビワは、イチジクの生産に大きな被害を及ぼす「株枯（かぶがれ）病」に強い抵抗性（真性抵抗性）をもつことから、この抵抗性遺伝子のイチジク栽培種への導入が試みられている。しかし、耐病性の判定に時間と労力がかかるので、ゲノム情報を利用した育種法が求められていた。近年実用化された PacBio ロングリード技術などの新しい技術を用いて、比較的長い DNA

配列を連続して読むことにより、効率よくゲノムを解読した。イチジクとの交雑子孫の比較解析により、株枯病に強い抵抗性を示す候補遺伝子を同定し、遺伝子型の判定に用いることができるDNAマーカーを開発した。

情報源：公益財団法人かずさDNA研究所（プレスリリース）

2020年2月7日

【ASFウイルスはニホンイノシシにも感染し 豚と同様の症状と病変を引き起こす】

ASFは、欧州に生息するヨーロッパイノシシに感染することが知られている。ASFが日本で発生した場合には、野生のイノシシ(ニホンイノシシ)を介したウイルスの拡散が懸念されるが、ASFがニホンイノシシに感染するか否か、また感染した場合の症状や病変については不明。そこで今回接種試験によりその検証を行った。流行株であるASFウイルス Armenia07株を、ニホンイノシシ 4 頭の後肢へ筋肉内接種した。ASFウイルスを接種したニホンイノシシは接種後 4 日目から全頭が元気消失し、食欲も低下した。接種後5日目には1頭が、また6日目には2頭が死亡し、残る1頭も瀕死の状態となったため接種後6日目に安楽殺して、全頭を解剖検査に供した。検査ではASFウイルスを接種したニホンイノシシの脾臓は全て黒色調を呈し、著しく腫大していた。また胃の周囲のリンパ節をはじめとする腹腔内のリンパ節は暗赤色調を呈し、血液凝固が不全になるなど、いずれのニホンイノシシでもASFに感染した豚と同様、急性型のASFに特徴的な所見が認められた。本試験の結果から、現在広く流行しているASFウイルスはニホンイノシシにも感染し、豚と類似した症状を引き起こすことが確認された。国内に侵入した場合は、野生イノシシによるASFの拡散に対して警戒が必要。本試験で得られた知見は、農林水産省が主導する本病の防疫対策に活用される。

情報源：農研機構動物衛生研究部門（プレスリリース）

2020年2月17日

【木のぬくもりあふれる寝室で良い眠りを ―木材・木質の内装や家具が多い寝室では不眠症の疑いが少ない―】

働く人を対象にして、日常の睡眠や住環境に関する調査を実施した。その結果、寝室に木材・木質の内装や家具、建具が多いと回答した人は不眠症の疑いが少なく、寝室で精神的なやすらぎを感じる割合が高いことが明らかになった。寝室に木製の家具を置くなど、木材・木質材料を多く取り入れることにより、不眠症状の緩和や良い眠りが得られることが期待される。

情報源：森林総合研究所（プレスリリース）

2020年2月18日

【加工性に優れた鮮やかな赤色の木材をつくる桑の秘密を解明】

研究グループは、まず赤材桑と普通の桑の木材をチオアシドリシスと呼ばれる特殊な方法で処理し、木材の分解産物を調査した。その結果、赤材桑からはインデン骨格を持った特殊な化合物を検出した。この化合物は、桑の木材に 20%程度含まれる芳香族高分子であるリグニンに由来するもので、赤材桑のリグニンが特殊な構造を持っていることが推察された。次に、赤材桑からリグニンを単離し、核磁気共鳴分光法で分子構造を調べたところ、赤材桑のリグニンには先述のインデンの元になる多量のケイ皮アルデヒド類が取り込まれていることが分かった。この原因として、リグニンの合成に関与するシンナミルアルコールデヒドロゲナーゼ（ＣＡＤ）遺伝子の機能不全が疑われた。このことを確かめるために、研究グループは次世代シーケンサーで赤材桑と通常品種のゲノムＤＮＡを解読し、ＣＡＤ遺伝子の全塩基配列を決定した。その結果、通常品種では正常なＣＡＤ遺伝子が、赤材桑では一塩基の挿入によって完全に壊れていることが分かった。通常品種では、ＣＡＤの働きによりケイ皮アルコール類が合成され、これが重合することでリグニンが生成する。しかし、赤材桑ではＣＡＤ遺伝子が破壊されているために十分な量のケイ皮アルコール類が合成できず、その代替としてケイ皮アルデヒド類が重合することにより、リグニンの構造が変化することが判明した。ケイ皮アルデヒド類のリグニンへの

取り込みは、塩基性条件下でのリグニンの分解性を高め、その後の酵素処理による木材からの単糖の回収率（糖化率）向上に寄与することが期待される。実際にアルカリ溶液で前処理した木粉をセルラーゼで加水分解したところ、事前の期待どおり赤材桑の木材では糖化率が格段に向上した。

情報源：東京農工大学大学院農学研究院（プレスリリース）

2020 年 2 月 19 日

【マメ科植物と根粒菌の共生に関わる重要な遺伝子を発見- 根粒窒素固定の利用効率向上に貢献 -】

ダイズなどのマメ科植物は、根粒菌と共生することで､空気中の窒素を利用できることから、窒素栄養の少ない土地でも生育できる。この根粒菌の能力を活用することで､マメ科植物では、窒素肥料に依存しない栽培が可能になると期待されている。一方、根粒菌の中には、マメ科植物に住みついても窒素固定をほとんど行えない不良根粒菌が複数存在している。現在の農業生産においては、そのような不良根粒菌が優先的にマメ科植物に住み着くことで優良な根粒菌の共生が妨げられ、共生窒素固定の能力が十分に発揮されないことが問題となっている。そこで今回、農研機構らの共同研究チームは、マメ科のモデル植物であるミヤコグサを用いて、不良根粒菌とミヤコグサの共生に関わる遺伝子について解析した。ミヤコグサの突然変異体と、この変異体でほとんど窒素固定を行えない根粒菌株の解析から、窒素固定の低下を引き起こす根粒菌の遺伝子(DCA1 遺伝子)、及びその影響を打ち消して窒素固定を可能にするミヤコグサの遺伝子(APN1 遺伝子)を発見した。これは共生に不適な根粒菌株に対しても正常な窒素固定活性を発現できるようにする宿主植物の共生戦略を初めて明らかにしたものであり、DCA1 遺伝子を発現する根粒菌とマメ科植物の相性を改善し、共生窒素固定の利用効率を向上させる技術の開発へ繋がることが期待できる。

情報源：農研機構生物機能利用研究部門（プレスリリース）

2020 年 3 月 2 日

【 AI による温州みかん糖度予測手法を開発 - 早期予測を生産・出荷に活用し収益向上をめざす -】

高品質な温州みかんを生産するためには、摘果や水管理、施肥など様々な管理が必要。このため、その年の糖度をできるだけ早い時期に予測できれば、これらを適切に行うのに大きく役立つ。しかし、これまでに提案されている予測手法では十分な精度が得られないため、正確な手法の開発が望まれていた。そこで農研機構では､JA ながさき西海さいかい､長崎県と協力し、AI を利用した温州みかんの新しい糖度予測手法を開発した。開発した方法は、機械学習の技術を用いて、出荷時の果実の糖度を、地区(数～数十の果樹園を地域的にまとめたグループ)を単位として品種・系統別に予測するもので、前年の出荷時の糖度と当年の気象予報データ(気温､降水量、日射量、日照時間)を使用。長崎県の JA ながさき西海の協力により提供された 14 の地区(JA 支部)における出荷時糖度データ(2009～2019 年)を利用し本手法の検証を行った。まず、実際の気象値を用いて 2016～2019 年の糖度を予測したところ、予測誤差は 0.47 度(平均二乗平方根誤差)と高い成績が得られた。そして、実用上重要な、気象の予報値を用いた予測では、7 月 20 日時点の予報データで予測誤差 0.61 度の成績が得られ､実用上十分な精度と確認された。

情報源：農研機構農業情報研究センター（プレスリリース）

2020 年 3 月 6 日

【ドローンと AI を利用したスマート育種評価法の開発- 育種家の代わりに AI が良い牧草を選び出す -】

農研機構らは、熟練した育種家が優良な牧草を選び出す技術を人工知能(AI)が学習し、育種家に代わって優良な株の選抜を自動的に行うことが出来る革新的な育種評価法を、共同開発した。例えば約 1000 株の牧草畑の場合、これまで育種家は、優良な牧草を選び出すために畑を 2 時間以上歩いて、肉眼観察で牧草を一株ずつ評価していたが、本成果を用いることで、ドローンで撮影した画像から、あらかじめ学習させておいた AI がこの作業を 5 分程度で行えるように

なる。農研機構はオーチャードグラス高糖含量品種「えさじまん」やフェストロリウム高越冬性品種「ノースフェスト」を育成するなど、牧草育種に関する高いノウハウと技術力を有しており、これまでにドローンを用いた新しい育種評価法の開発に取り組んできた。今回、株式会社バンダイナムコ研究所がエンターテインメント分野で培ってきた高度なAIの技術力を取り入れることで、最新のICT・AI技術を導入した革新的な育種評価法の開発につながった。日本の畜産物生産については、増加している消費に対応して規模拡大と頭数の確保を行うのと併せて、ICT やロボット技術の導入による生産性の向上を図る必要がある。これを実現させるための技術革新の一つにる。

情報源:農研機構北海道農業研究センター(プレスリリース)

2020年3月12日

【遺伝解析の難しかったサツマイモで線虫抵抗性個体を高効率に選抜可能なDNAマーカーの開発に成功！】

岡山大学大学院環境生命科学研究科らの共同研究グループは、遺伝解析の難しかったサツマイモで、有害線虫への抵抗性個体を高い効率で選抜可能なDNAマーカーを開発することに成功した。サツマイモは世界的に重要な作物の一つだが、線虫の感染被害を受けると収量や品質が大きく低下することが知られている。実際の生産現場では線虫の発生を抑制するため農薬を用いた土壌消毒などによる防除が行われているが、コストがかかる、あるいは消毒作業により刺激臭が発生するなど、さまざまな問題点が指摘されている。そこで、線虫防除用の農薬を減らして、または使用せずに栽培できる、抵抗性品種の作出が望まれている。しかしながら、サツマイモは倍数性という特徴を示すため遺伝様式が複雑で、DNA 情報を利用した遺伝解析や品種育成は極めて困難。このような状況において本研究では、次世代シーケンサーを用いた大規模な遺伝解析により、線虫抵抗性に関わる遺伝子領域を効率的に特定し、さらに抵抗性個体を高効率で選抜可能なDNAマーカーを開発した。本研究は、多くの作物種が抱える倍数性という遺伝解析における障壁を克服し、実学的な技術を開発した点において学術的意義が高いと思われる。

情報源：岡山大学大学院環境生命科学研究科（プレスリリース）

2020年3月13日

【無花粉遺伝子をヘテロで保有する精英樹系統のリソースを構築 】

平成 28 年度に開発したスギの無花粉遺伝子を高い精度で検出できる DNA マーカーを活用して、全国の 3,312 精英樹（全国のスギ 3,670 精英樹のうち 90%にあたる）を含むスギの育種素材 4,241 系統について、無花粉スギ遺伝子を保有する系統の探索を進めてきた。その結果、合計 21 系統で無花粉遺伝子を保有するスギ系統の存在が明らかになり、日本各地で多様な無花粉スギ品種の開発が進められるようになった。また、今回明らかにした系統には、成長等に優れるスギ精英樹も含まれていることから、既存の無花粉スギ品種よりも成長等の特性に優れた品種が開発できると期待される。今後この成果を活用し、林業や森林づくりに貢献する遺伝的に多様な無花粉スギ品種の開発を推進していく。

情報源:森林総合研究所林木育種センター(プレスリリース)

2020年3月16日

【「乾燥しても死なない細胞」の死の回避システムスイッチ ON！－Pv11 細胞の乾燥耐性遺伝子発現制御ネットワークの発見－ 】

慶應義塾大学理工学部生命情報学科らのグループは、乾燥によってもたらされる死を回避し、水を与えられることで細胞分裂を再開する Pv11 細胞の乾燥耐性を構成するシステムである遺伝子間の制御関係、遺伝子発現制御ネットワークの同定を世界で初めて行った。この結果、Pv11 細胞は乾燥による死を回避するために、転写因子 NF-YC とその下流のノイズ除去及びシステムのON/OFFを調節する遺伝子制御を用いて乾燥時における様々な障害を克 服する遺伝子の発現誘導、すなわち乾燥耐性システムのスイッチをON にすることで対処していることを見出した。これらの成果から、乾燥耐性システムを構成する転写因子のモジュールのうち、乾燥耐性を持たない別の生物で欠

損しているものを遺伝子導入することで、乾燥による 死から解放された新たな生命の創生が期待される。

情報源：慶應義塾大学理工学部（プレスリリース）

2020 年 3 月 23 日

【世界のダイコン500品種のゲノム情報を公開】

ダイコンの品種開発を加速するためにはゲノム情報の基盤整備を進める必要がある。2014 年にダイコンのゲノム塩基配列情報を世界に先駆けて発表したのに続き、ゲノム情報を高度化するため、東北大学大学院農学研究科を中心に、地域に根付いた品種を主として 500 を超える世界各地のダイコン品種の DNA を分析し、世界最大級の数となる品種間で異なる部分（SNP：一塩基多型）を明らかにした。この遺伝情報に基づくと、世界のダイコンは大きく４つのグループに分類され、日本の品種は独自のグループを形成することが分かった。

情報源：東北大学大学院（プレスリリース）

2020 年 3 月 27 日

2020年度第1回理事会議事録

１．理事会審議内容

（１）2020年通常総会議案

2019年度事業報告、2019年度決算、会誌執筆要領（改正案）、会誌投稿要領（改正案）は、全理事より特段の異論はなく、承認された。2020年度事業計画のうち、１．２）セミナー・見学会の開催は、岡理事より「新型コロナに係る情勢の変化等を勘案して、開催を検討する。」との修正意見があり、複数理事からの賛同意見を踏まえ、「情報技術等に関する農学図書館情報セミナー、大学図書館、民間企業の見学会は、新型コロナウイルスに係る情勢の変化等を勘案して、開催を検討します。」と修正します。

（２）今年度の通常総会について

新型コロナウイルスの緊急事態宣言を踏まえ、書面での通常総会とすることとした。

（３）新理事選任について

新理事には小形浩道氏及び村上篤太郎氏を、安井理事退任の提案があり、異論はなく、これを承認した。

２．参加者

長塚理事、惟村理事、田沼理事、尾崎理事、岡理事、横井理事、林理事

上田事務局員

２．理事会開催があったものとみなされた日

2020年4月30日

（主な取り組み）

2020年度第1回理事会

新型コロナウイルスの影響があり、メールによる書面理事会とした。

議　題：１．2020年度通常総会議案審議

２．会誌投稿規定及び執筆要領の改正

３．2020年度通常総会の持ち方

４．その他

NPO 法人日本農学図書館協議会では、投稿要領及び執筆要領を新たに規定し、読者の皆様に積極的に投稿していただくための環境を整えました。当面する図書館の課題や日常の図書館員の声など、自由にご投稿していただくことを願っています。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。
【問い合わせ先】℡：03-3408-5077 E-mail:jaald@nifty.com

日本農学図書館協議会誌 投稿要領

１ 趣 旨

この要領は、日本農学図書館協議会誌の投稿に関する取り扱いについて定めるものとする。

２ 投稿者の資格

本誌に投稿できる者は、農学系図書館の活動に賛同する者とする。

３ 執筆及び投稿要領

原稿執筆に当たっては、本要領及び別に定める原稿執筆要領に従うものとする。

４ 投稿原稿の取り扱い

(1) 投稿原稿は会誌編集委員会においてその採否を決定する。

(2) 投稿された原稿は、原則として返却しない。

５ 謝礼

(1) 執筆者には、原稿が掲載された「日本農学図書館協議会誌」を３部贈呈する。

(2) 投稿及び依頼原稿の稿料は別に定める。

６ 著作権

(1) 本誌に掲載する著作物の著作権は、日本農学図書館協議会に帰属する。

(2) 執筆者自身が当該著作物の再利用を希望する場合、日本農学図書館協議会は、再利用が学術研究及び農学図書館業務改善の進展に資するものである場合は、これを認めることがある。

(3) 第三者から、論文の複製及び転載などに関する許諾の要請があり、日本農学図書館協議会が必要と認めた場合は、許諾することがある。

７ 個人情報

編集の過程において入手した個人情報は、本誌の編集刊行に関する活動以外の目的には使用しない。

8. その他

（１）ホームページに発行した会誌の目次及び本文を逐次掲載する。会員は、発行されたパスワードにより会誌本文を直接閲覧することができる。

（２）冊子会誌に掲載する図表、写真はモノクロとするが、ホームページにはカラーで掲載する。

（附則）平成27年8月1日より施行する。
2020年5月1日より施行する。

日本農学図書館協議会誌 原稿執筆要領

１ 趣 旨

この要領は、日本農学図書館協議会誌の投稿執に関する事項を定めるものとする。

２ 投稿原稿は、次の要領で作成し提出する。

(1) 原稿の受付は、随時とする。

(2) 原稿は、Ｗｏｒｄ形式もしくはテキスト形式を使用し、横書きで10,000字程度（図表･写真は1枚当たり250文字換算）とする。また、図表も原則として、電子化したデータで提出するものとする。刷り上りは4ページ程度を想定する。

(3) 文中の見出し番号の表記は、１．１）①とする。

(4) 図表の見出しは、図１及び表１とし、図の下および表の上に記したうえで、挿入箇所を本文欄外に指示する。

(5) 注記もしくは引用文献等は、本文の該当個所右肩に1)と記し、原稿の末尾にまとめて記載する。なお、記載例は①及び②の通りとする。

① 編著者名『書名』（シリーズ名）出版社、出版年（西暦）、引用ページ

② 執筆者名「論文名」『雑誌名』巻号、発行年月、引用ページ

(6) 原稿には、表題及び英文タイトル、執筆者氏名、所属機関、住所及びローマ字名、所属機関、住所の英文名を添付する。

(7) 原稿の提出は下記宛てとし、日本農学図書館協議会事務局が受領した日をもって原稿受付日とする。

〒156-8502　東京都世田谷区桜ヶ丘1-1-1
東京農業大学　教職・学術情報課程内
NPO法人　日本農学図書館協議会事務局
TEL.FAX.03-3408-5077　jaald@nifty.com

(8) 執筆者の校正は、再校までとする。

(9) 「別刷」を希望する者は、校正の際に必要部数を日本農学図書館協議会事務局に連絡すること。なお、経費（実費）については、本人負担とする。

（附則）平成27年8月1日より施行する。
2020年5月1日より施行する。